はじめに

高１・高２・高３トップ＆ハイレベル政治経済〈政治編〉にようこそ。

この授業は，難関大を受験する人に，土台となる知識をまんべんなくつけてもらうためのものです。

教科書レベルを欄外も含めて網羅し，さらに細かい部分まで解説していきますが，講義内での情報は，あくまでも収録時点のものとなります。

①受講の仕方

予習は必要ありません。復習に全力を投球してください。

②板書について

基礎〔ベーシック〕を黄，応用〔スタンダード〕を白，発展〔ハイレベル〕を赤で。ただ，授業はあくまでも聞くものだと思うので，極力少なくしています。テキストの空白を多くしてありますのでそこに書きこんでもらえれば十分です。特別にノートを用意する必要はありません。

③復習について

理想としては…，テキストをざっと見直す⇒教科書・参考書など読み物⇒一問一答集⇒問題集⇒確認テストというのが一連の流れです。そこに図説資料や用語集などを利用した調べ物を，適宜追加します。ただ，出来るようになれば何でも結構です。

※覚えていないのに問題を解くのですか？　とよく聞かれます。すでに覚えているなら解く必要はないですよね。解いてから覚えるのではなく，解いて，間違えて覚えるのです。

④推薦図書

・読み物系⇒各社教科書・参考書・ハンドブックなど
・図説資料⇒各社最新のもの
・用語集　⇒各社最新のもの
・一問一答⇒各社最新のもの
・問題集　⇒各社最新のもの
・過去問　⇒共通テスト・私大など（赤本・黒本・青本・緑本など）

とにかく科目の性質上「新しいもの」を心掛けてください。また，「売れているもの」は市場〔マーケット〕で生き残っているわけですから，信用度は高いです。

あとは講義で。

伊藤賀一

目　次

第１講　民主政治①　……………………………… p4

第２講　民主政治②　……………………………… p12

第３講　政治体制　……………………………… p22

第４講　日本の憲法　……………………………… p34

第５講　基本的人権の尊重①　……………………………… p42

第６講　基本的人権の尊重②　……………………………… p50

第７講　新しい人権　……………………………… p56

第８講　公害・環境問題と資源・エネルギー問題　……………………… p64

第９講　平和主義①　……………………………… p74

第10講　平和主義②　……………………………… p80

第11講　国会（立法権）　……………………………… p88

第12講　内閣（行政権）①　……………………………… p100

第13講　内閣（行政権）②　……………………………… p110

第14講　裁判所（司法権）　……………………………… p122

第15講　地方自治　……………………………… p134

第16講　政党政治　……………………………… p144

第17講　選挙と政治参加①　……………………………… p156

第18講　選挙と政治参加② ……………………………… p164

第19講　国際政治① ……………………………… p172

第20講　国際政治② ……………………………… p180

このテキストは2020年度版です。年度切り替わりの前後に講座ページに掲載予定の時事更新一覧をご確認頂くことで，来年度以降もこのテキストをそのままお使い頂けます。

第１講　民主政治①

１　政治

①政治と国家

古代ギリシャの哲学者**アリストテレス**は，「**人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である**」と述べた。これは，人間は社会集団内で生きる存在であり，共同体の一員として活動すべきだ，ということを意味している。

A　**政治**の機能

矛盾（むじゅん）や対立を調整し，**権力**により強制的に社会秩序を維持・統制する。政治は，権力という強制力の行使（こうし）であるが，現行の社会秩序を変更する自由の行使という側面もある。

※一般的には，国家や地方自治体のはたらきを政治という。

B　**国家**

政治の基本的単位として，一定の領土内において，強制力〔国家権力・政治権力〕を合法的に独占しているもの。

※意思決定や，その執行（しっこう）にあたる機関を総称して**政府**という。

あ　**国家の三要素**

１　**領域→領土・領海・領空**（大気圏内）

※領海の外側にあり，基線から200海里（約370km）までの範囲の海域を**排他的経済水域**〔EEZ〕という。

２　**国民→**領域に住む人間

※複数の民族で構成されていることが多い。

３　**主権→**領域と領民に対し排他的・独占的に支配する権力

い　国家の定義

一定の「領域」に居住する「国民」の間に「主権」により社会秩序をつくる団体。立法機関・行政府・裁判所の他に，警察や軍隊などの統治機能をもつ。国家は，独自の政治を行うために外部勢力から干渉を受けず，内部勢力によっても制約されない存在でなければならない（＝**主権国家**）。

※主権国家は近代ヨーロッパで成立し，20世紀には世界的に広がった。

C　**主権**

絶対王政を支持する**王権神授説**を唱えた**ボーダン（仏）**が，16世紀に『国家論』で初めて体系的に論じた概念（がいねん）。

※主権の三概念

1　国家権力そのもの　　←国内的なもの

2　国家権力の最高独立性←対外的なもの

3　国政の最終意思決定権

D　国家機能の変化

あ　**近代国家**（18 ～ 19 世紀）

市民社会・**夜警(やけい)国家〔消極国家〕**・立法国家・**小さな政府〔安価(あんか)な政府〕**

※「夜警国家」は 19 世紀に**ラッサール（独）**が自由主義国家を批判するために用いた言葉。

い　**現代国家**（19 世紀末～ 21 世紀）

大衆社会・**福祉国家〔積極国家〕**・行政国家・**大きな政府〔巨大な政府〕**

E　**マックス＝ウェーバー（独）**による支配の３類型

「支配」は強制力だけでは成り立たず，被治者が政治権力に「正当性」を感じることが必要。

あ　**伝統的支配**

天皇制，君主制など前近代社会。

い　**カリスマ的支配**

ナポレオン（仏），ムッソリーニ（伊），ヒトラー（独），スターリン（ソ），毛沢東(もうたくとう)（中），金日成(キムイルソン)（朝）など変動期の社会。

う　**合法的支配**

民主政治など近代社会。ウェーバーは，これが最も正当性をもつと主張。

F　国家と政治の境界線

あ　地球化→国家の役割の減少

現代の国際社会では，主権の最高性・独立性が弱まり，**主権国家の限界**が明らかになってきた。また，グローバル化・ボーダレス化といわれるように，一国だけでは解決できない問題が増えてきている。

※国境を越えた**NGO〔非政府組織〕**や多国籍企業の活動，国際組織による介入(かいにゅう)や仲介(ちゅうかい)，国家間の協力と協調などが不可欠となっている。

い　地域化→主権の絶対性の見直し

地方分権化の推進により，地方自治体が担(にな)う政治の役割は大きくなってきている。

※少数民族による自治・分離を求める動きも，世界的に活発化している。

２　法

①法と国家

A　**法→**権利と義務

法は，国家で一定の手続きにより制定され（＝**実定法**），その執行（しっこう）を通じ社会秩序を維持するが，国家もまた法により規制を受ける。

※法に反すれば賠償を命じられたり，刑罰を科せられたりするなどの制裁が加えられる。これを「法の強制力」といい，規範（きはん）や慣習・流行，道徳とは異なる。

B　**「法の支配」**

法や正義が被治者だけでなく権力者も拘束する，という考え方で，民主政治の原理の一つ。**中世イギリスで成立**し，近代の市民革命後に確立した原則。法による人権保障が目的。

※憲法は権力を縛るためにある，という立憲主義も「法の支配」と密接に関連している。

※ 1215 年，**イギリス**の**マグナ＝カルタ〔大憲章〕**は，身分制の存在を前提としながらも，ジョン王に対し貴族が「法の支配」を宣言したもの。

※「法の支配」は，中世以来の**コモン＝ロー**〔一般法〕を背景に発展。「国王といえども神と法の下（もと）にある」という，13 世紀の裁判官**ブラクトン**の言葉に由来。17 世紀前半に**エドワード＝コーク〔クック〕**がこれを引用し，絶対君主ジェームズ１世の個人的考えによる**「人の支配」**をいさめた。

C　法の分類→文書化された**成文法**と，判例・慣習などの**不文法**

議会が制定する法を**法律**とよぶ。権力の濫用（らんよう）を防ぐため，法律の内容を限定する必要があるので，多くの国では，より高い効力をもつ**憲法**を定め，法律制定の手続きや，従わなければならない基本的人権について規定している。

あ　**国内法**

1　**公法**

国家と国民の関係を規律するもので，国家権力の発動に関わる。

※憲法・刑法・刑事訴訟（そしょう）法・民事訴訟法など。

2　**私法**

国民どうしの関係を規律するもの。

※民法・商法など。

3　**社会法**

国家が私法の領域に関することがらを福祉や平等の観点から干渉し，調整するためのもの。

※労働法（労働組合法など）・社会保障法（国民年金法・健康保険法など）・経済法（独占禁止法など）など。

い　**国際法**

1　**条約**→成文国際法

国際連合憲章・日米安全保障条約・京都議定書など。

2　**国際慣習法**→不文国際法

法律として定められていなくても，法としての効力が与えられる場合を慣習法（⇔制定法）といい，その国際的なもの。外交特権・公海自由の原則・内政不干渉の原則など。

D　**法治（ほうち）主義**→“法律の支配”

19 世紀のプロイセン〔ドイツ〕で発展。「法の支配」に対し，法の内容よりも議会の制定した法律にもとづく行政の行使（＝法治行政）という**形式面を重視**する。

※法は，あらゆる人々に対して一律の基準で当てはめられるものでなければならない（＝法的安定性）ので，硬直的なものになる傾向がある。そのため，道徳では認められないこと（ナチスのホロコースト〔ユダヤ人大量殺戮（さつりく）〕など）が法的な判断として貫徹してしまうことがある。

※第二次世界大戦後のドイツは，上記のような形式的法治主義を克服して実質的法治主義をとっており，「法の支配」との相違は小さくなっている。

②憲法＝国の最高法規

A　軟性(なんせい)憲法と**硬性憲法**

憲法改正に一般の法律改正より厳格な手続きを必要としないか，するか。

※解釈改憲（⇔明文改憲）や，立法改憲という手法もある。

B　**欽定憲法**と**民定憲法**

君主の意思により制定するか，国民が直接もしくは議会を通じ制定するか。

C　**成文(せいぶん)憲法**と**不文憲法**

成文化しているか，いないか。

〈***Note***〉

第１講　政治分野確認テスト

1　「人は政治的〔ポリス的・社会的〕動物である」と述べた，古代ギリシャの哲学者とは？

①ソクラテス　②プラトン　③アリストテレス　④ニーチェ

2　国家の三要素としてふさわしくないものを一つ選べ。

①領域　②国民　③主権　④政府

3　絶対王政を支持する王権神授説を唱えた人物としてふさわしくない人物を一人選べ。

①フィルマー（英）　②ボシュエ（仏）　③ボーダン（仏）　④ルソー（仏）

4　19 世紀にドイツの社会主義者ラッサールが自由主義国家を批判するために用いた言葉とは？

①王権神授説　②（神の）見えざる手　③夜警国家　④自由からの逃走

5　ドイツの社会学者マックス＝ウェーバーが「支配の３類型」のうち最も正当性をもつとした支配とは？

①伝統的支配　②カリスマ的支配　③合法的支配　④非合法的支配

6　国境を越えて活動する「非政府組織」を指す用語とは？

① NGO　② NPO　③ PKO　④ PKF

7　中世に「法の支配」を成立させ，近代に発展させた国家とは？

①ローマ　②イギリス　③ドイツ　④アメリカ

8　1215年，イギリスで制定され，「法の支配」の先駆となったものとは？

①マグナ＝カルタ〔大憲章〕　②権利請願　③権利章典　④人権宣言

9　「国王といえども神と法の下(もと)にある」という中世の裁判官の言葉を引用し，17世紀前半に絶対君主の個人的考えによる「人の支配」をいさめたイギリス人とは？

①ブラクトン　②エドワード＝コーク　③ロック　④アダム＝スミス

10　次のうち，国内法に分類されないものはどれか？

①公法　②私法　③社会法　④国際慣習法

11　19世紀に法治主義を発展させ，20世紀にファシズム国家となったのは？

①イギリス　②日本　③ドイツ〔プロイセン〕　④イタリア

12　君主が制定した憲法を何というか？

①欽定憲法　②民定憲法　③硬性憲法　④成文憲法

13　憲法の性格を一言で表した用語を一つ選べ。

①国の最高法規　②国民の統合　③国民の象徴　④国の最高機関

解答

1　③	2　④	3　④	4　③	5　③
6　①	7　②	8　①	9　②	10　④
11　③	12　①	13　①		

第２講　民主政治②

1　近代民主政治

①近代民主政治の成立

A　**民主政治〔デモクラシー〕**

君主や貴族による支配に対し，民衆の支配･**民主主義**を意味する。すなわち，国民主権の政治制度や思想。

※紀元前５世紀ごろ，古代ギリシャの都市国家〔ポリス〕による直接民主制（政）に原形がある。

B　**市民革命**による近代民主政治の成立

新興市民階級〔ブルジョアジー＝経済力をもった商工業者〕の台頭（たいとう）と**絶対王政〔絶対主義〕との対立**・闘争が**市民革命**〔ブルジョア革命〕となる。

※主権国家のブルジョアたちは，重商主義（＝経済活動に対する制限）の撤廃，自由や平等の保障，それらを実現するための政治参加を要求するようになった。革命により人権宣言や近代憲法が制定され，**自由権**を基礎とする近代民主政治が成立した。

あ　**イギリス**

1640 年　**清教徒（せいきょうと）〔ピューリタン〕革命**（～ 60 年）

※クロムウェルが主導し，チャールズ１世の絶対王政を打倒。

1688 年　**名誉革命**（～ 89 年）

※ジェームズ２世のカトリック化政策と専制を打倒。

い　**アメリカ**

1775 年　アメリカ独立戦争（～ 83 年）**←アメリカ独立革命**

※本国イギリスからの独立をはかる。

1776 年　**アメリカ独立宣言**

う　**フランス**

1789 年　**フランス革命**（～ 99 年）

※ルイ 16 世の絶対王政を打倒。

C　**社会契約説→**市民革命の思想的原動力

近代民主政治を基礎づけた**自然法思想**。16 ～ 18 世紀にかけてヨーロッパ諸国の絶対王政を支えていた**王権神授説を否定**。社会と国家の成立の根拠を，**自然権**（＝自然法によって承認されている権利，**天賦（てんぷ）人権**）をもつ自由・平等な個人の契約に求めた。

あ　**ホッブズ（英）→**清教徒革命期，主著『**リヴァイアサン**』

国家や社会が存在しない**自然状態**で起こる「**万人（ばんにん）の万人に対する闘争状態**」を避けるため，自然権の統治者への**譲渡（じょうと）**と国家権力の確立を提唱。結果的に絶対王政を擁護（ようご）することとなったが，王権神授説に対し各人の自然権から論理を出発させることで初めて社会契約説を唱え，近代民主政治の先駆けとなった。

い　**ロック（英）→**名誉革命期，主著『**統治二論〔市民政府二論〕**』

自然状態を容認するが，財産の所有権などを守るため自然権を国家・政府へ**信託（しんたく）**することを提唱。政府に対する人民の**抵抗権・革命権**を認め，名誉革命を理論的に正当化した。**間接民主制（政）**を唱えて啓蒙（けいもう）思想家の先駆けとなり，アメリカ独立革命やフランス革命に多大な影響を与えた。

う　**ルソー（仏）→**フランス革命前夜，主著『**社会契約論**』『人間不平等起源論』

自然状態を理想化。自由が完全に保障される共同体の建設を唱え，その成員は自然権をそこに**譲渡**し一体化すべきと説いた。共同体共通の利益である**一般意思〔意志〕**（⇔個人の利害からくる特殊意思の総和である全体意思）による**人民主権**や**直接民主制（政）**を唱え，フランス革命の理論的支柱となった。

②近代民主政治の原理と人権保障のあゆみ

A　近代民主政治の原理

あ　**人民主権〔国民主権〕**

アメリカ大統領リンカンによる「**人民の，人民による，人民のための政治**」（1863 年，ゲティスバーグ演説）などの表現で代表される。人民ないし国民は，国家の基本的ルールである憲法制定権力をもつと考えられている。

い　**基本的人権の保障**

う　**権力分立**

ロック（英）は，『統治二論〔市民政府二論〕』において，議会による立法権と，君主による執行〔行政〕権・連合〔外交〕権の**権力分立論**を提唱。立法権の執行権・連合権に対する優越を説いた。その影響を受けた**モンテスキュー（仏）**は，『**法の精神**』で**立法権・行政権・司法権**の**三権分立**を提唱。三権相互の**抑制（よくせい）と均衡（きんこう）〔チェック＆バランス〕**を主張した。

※モンテスキューの思想と人民主権を結びつけたのが，アメリカ合衆国憲法（1787 年）である。

え　**議会制民主主義〔代議制・代議政治〕**

間接民主制〔政〕を具体化。**①国民代表の原理②審議の原理③監督の原理**という三原理の他に，討論の自由などがある。多数決方式による議決で意思決定を行うが，少数意見を無視するような議事運営は許されない（＝**少数意見の尊重**）。

お　**法の支配**

B　人権保障のあゆみ

1215 年　**マグナ＝カルタ〔大憲章〕（英）**
※貴族による最初の人権規定。国王の逮捕拘禁権や課税権の制限などを，ジョン王に承認させる。

1628 年　**権利請願（英）**
※議会の同意のない課税の禁止などを，チャールズ１世に承認させる。エドワード＝コーク〔クック〕らが起草。のちピューリタン革命〔清教徒革命〕に多大な影響を与えた。

1679 年　人身保護法（英）
※不当な逮捕を禁止。

1689 年　**権利章典（英）**
※前年からの名誉革命を受け，議会の立法権を確立。

1742 年　議院内閣制の端緒（たんちょ）（英）
※初代首相であるホイッグ党のウォルポール内閣が辞職。

1776 年　**バージニア権利章典〔バージニア州憲法の一部〕（米）**
※人権宣言の先駆け。自然権が成文化される。
アメリカ独立宣言（米）
※７月４日に可決。ジェファーソンが起草。

1787 年　**アメリカ合衆国憲法（米）**
※世界初の近代的成文憲法。三権分立の原則を採用。

1789 年　フランス人権宣言（仏）
※国民議会で採択。ラファイエットが起草。

1803 年　違憲法令審査権の確立（米）

1838 年～**チャーティスト運動（英）**
※都市労働者による普通選挙制などの獲得運動。

1848 年　世界初の男子普通選挙制成立（仏）

1863 年　奴隷解放宣言（米）
※南北戦争中，共和党リンカン大統領による。

1868 年　明治維新（日）

1889 年　大日本帝国憲法〔明治憲法〕発布（日）

1893 年　世界初の女子普通選挙制成立（ニュージーランド）

1911 年　国会法成立（英）
※下院〔庶民院〕の優位確立。

1917 年　ロシア革命（露）

1919 年　ワイマール憲法〔ドイツ共和国憲法〕（独）

※初めて社会権を規定。当時の世界で最も進んだ民主的憲法。

1920 年　国際連盟発足

1928 年　不戦条約〔ケロッグ・ブリアン規約〕

※自衛戦争以外の戦争放棄に関するもの。

1936 年　スターリン憲法（ソ）

1941 年　フランクリン＝ローズヴェルト大統領の教書「４つの自由」（米）

※**①言論と表現の自由②信仰の自由③欠乏からの自由④恐怖からの自由**を掲げ，アメリカの反ファシズムの立場を明確にしたもの。

1945 年　国際連合発足

1946 年　日本国憲法公布

1948 年　世界人権宣言（国連）

※人権に関する世界共通の具体的基準を明確化。法的拘束力なし。

ジェノサイド条約（国連）

※集団殺害行為の防止及び処罰に関するもの。

1951 年　**難民の地位に関する条約〔難民条約〕（国連）**

1965 年　**人種差別撤廃条約（国連）**

1966 年　国際人権規約（国連）

※人権保障を法制化。法的拘束力あり。

宇宙条約（国連）

※宇宙に関する基本原則を定める。

1970 年　ハイジャック〔航空機不法奪取〕防止条約（国連）

1979 年　**女子差別撤廃条約（国連）**

1982 年　**国連海洋法条約（国連）**

1989 年　**子ども〔児童〕の権利条約（国連）**

死刑廃止条約（国連）

2006 年　障害者権利条約（国連）

強制失踪（しっそう）条約（国連）

〈***Note***〉

２　現代民主政治

①現代民主政治の成立と混乱

近代民主政治には，選挙権や言論・集会の自由などに多くの制限があった。

A　現代民主政治の成立

あ　選挙権の拡大

名望家(めいぼうか)による**制限選挙**から**普通選挙**へ（19 世紀半ば以降）。

※選挙の四原則＝普通・平等・秘密・直接。

い　人権の拡大

各国で普通選挙運動・労働運動・農民運動などによる自由権の拡充が進み，**生存権**を中心とする**社会権**も登場（1919 年，ドイツのワイマール憲法）。

う　大衆民主主義〔マス＝デモクラシー〕

20 世紀には，教育の普及と普通選挙の実現，社会主義政党の議会内政党化などにより，**大衆**を基盤とした政治が現出した。

※「大衆」は教養と財産を備えた市民である「公衆」と比べ，宣伝・扇動(せんどう)により操作されやすいとされる。リースマン（米）の『孤独な群衆』，オルテガ（西）の『大衆の反逆』などで論じられている。

B　**社会主義**国家の登場→経済体制は共産主義

世界初のプロレタリア革命である**ロシア革命**（1917 年〜，**レーニン**ら）の結果，1922 年に初の社会主義政権である**ソ連**が成立。のちモンゴルでも革命が起きた。

その後，ソ連では**スターリン**による左翼的全体主義の独裁政治が登場。

※全体主義＝国家が個人を抑圧する体制。

C　**ファシズム**国家の登場→経済体制は国家独占資本主義

第一次世界大戦（1914 〜 18 年）後の**イタリア**（**ムッソリーニ**のファシスト党）や**ドイツ**（**ヒトラー**のナチ党〔国民社会主義ドイツ労働者党〕）で，右翼的全体主義の独裁政治であるファシズムが登場。ファシズムは，大衆動員を背景に国民の権利や自由を否定する，一党独裁の政治体制を暴力的に実現した。日本でも独自の“昭和ファシズム”化（＝軍国主義化）が起きた。

※枢軸(すうじく)陣営（日独伊）と自由主義陣営（米英仏蘭など）・社会主義陣営（ソ）の間で第二次世界大戦（1939 年〜 45 年）が発生した。

②現代民主政治の発展

A　戦後の民主主義の発展

連合国（自由主義陣営＋社会主義陣営）が 1945 年に**国際連合**を結成し，平和と民主主義の価値を再認識した。

※ファシズムという歴史経験を踏まえ，多用な意見や利害を反映する複数の政党が活動し，政党間の競争が行われる複数政党制が民主政治にとって極めて重要であるとされるようになった。

B　**社会主義〔共産主義〕陣営の崩壊**

1989 年に東西冷戦終結，1991 年にソ連解体。旧ソ連や東欧では民主化が進んだが，新たな社会秩序が容易に見つからず，地域紛争・民族紛争が繰り返されている。

C　自由主義〔資本主義〕陣営の行き詰まり

アメリカ・西欧・日本などでも福祉国家の仕組みが行き詰まり，経済停滞や財政危機が深刻化し，生活不安が起きている。

D　冷戦後の国際社会が抱える問題

グローバル経済の動揺，環境汚染，民族・地域・宗教紛争，テロリズムの横行，核管理問題など。

E　現代の民主主義が抱える問題

多数派支配型民主主義に対する合意型民主主義（連立政権や連邦制），大衆迎合的なポピュリズム，自国優先主義，立法権にかわる行政権の強化・拡大など。

第２講　政治分野確認テスト

1　直接民主制の原形となったものを一つ選べ。

①古代ギリシャの都市国家〔ポリス〕　②古代ローマの帝政
③中世ローマ＝カトリック教会　④イギリス市民革命

2　次の市民革命のうち，時系列順に並べて最後になるものを選べ。

①清教徒〔ピューリタン〕革命　②名誉革命
③アメリカ独立革命　④フランス革命

3　初めて社会契約説を唱え，近代民主政治の先駆けとなった人物とは？

①ホッブズ　②ロック　③ルソー　④モンテスキュー

4　ルソーの著書としてふさわしくないものを一つ選べ。

①『統治二論〔市民政府二論〕』　②『社会契約論』
③『人間不平等起源論』　④『エミール』

5　「人民の，人民による，人民のための政治」で有名なゲティスバーグ演説を行ったアメリカ大統領とは？

①ワシントン　②モンロー　③リンカン　④グラント

6　三権分立を提唱した『法の精神』の著者とは？

①ロック　②モンテスキュー　③ルソー　④ラッセル

7　議会制民主主義の三原理としてふさわしくないものを一つ選べ。

①国民代表の原理　②審議の原理
③（行政）監督の原理　④抑制と均衡の原理

8　はじめて自然権が成文化され，人権宣言の先駆けとされたものを一つ選べ。

①権利請願　②バージニア権利章典
③アメリカ独立宣言　④国際人権規約

9　初めて社会権が規定された文書を，次から選べ。

①権利章典　②バージニア権利章典
③フランス人権宣言　④ワイマール憲法

10　1941年,「４つの自由」を掲げ，反ファシズムの立場を明確にした人物とは？

①レーニン　②スターリン
③ウィルソン　④フランクリン＝ローズヴェルト

11　全体主義者として当てはまらない人物を，次から選べ。

①スターリン　②ムッソリーニ　③ヒトラー　④チャーチル

12　現代の国際社会が抱える問題としてふさわしくないものを一つ選べ。

①東西冷戦　②環境汚染　③民族・地域・宗教紛争　④テロの横行

解答

1	①	2	④	3	①	4	①	5	③
6	②	7	④	8	②	9	④	10	④
11	④	12	①						

第３講　政治体制

１　２大政治体制

①権力分立制→議院内閣制と大統領制による自由主義体制

議院内閣制（イギリス・日本など）と**大統領制**（アメリカなど）があるが，その中間的な**半大統領制**（ロシア・フランスなど）もある。

※**韓国〔大韓民国〕**は大統領制と半大統領制の中間，混合型ともいえる。2018 年現在，**文在寅**（ムンジェイン）大統領で，任期は１期５年のみ。大統領を補佐するのが国務総理〔首相〕。一院制の国会と裁判所にあたる法院，さらに憲法裁判所がある。

※ドイツやイタリアも別タイプの混合型。大統領は象徴的な存在で，実質的には議院内閣制をとり，首相が行政の長となっている。2020 年現在，**ドイツがメルケル**首相で，イタリアがコンテ首相。

②権力集中制→プロレタリア独裁による社会主義体制

レーニンらの**ロシア革命**（1917 年～）により 1922 年に成立した**ソ連**で発生，のち**スターリン**が強化した体制。資本家〔ブルジョワジー〕と労働者・農民〔プロレタリアート〕との支配的服従関係を廃し，**生産手段の社会的共有**を基礎とする。戦後，**毛沢東**（もうたくとう）の**中華人民共和国**や東欧など，各地の社会主義国で採用された。

※権力分立論を否定し，**共産党**などの社会主義政党への権力集中こそが民主的である，と考える（＝民主集中制）。

※冷戦終結にともなうベルリンの壁崩壊（1989 年）・東西ドイツ統一（1990 年）・ソ連崩壊（1991 年）に至る過程で**中国・ベトナム・キューバ・北朝鮮**・ラオスを除く権力集中制はほぼ崩壊し，民主化・自由化が進んだ。

※**北朝鮮〔朝鮮民主主義人民共和国〕**では，**金日成**（キムイルソン）・**金正日**（キムジョンイル）・**金正恩**（キムジョンウン）の３世代に渡り，国家トップの地位が世襲されている。

〈***Note***〉

２　英・米・中の政治体制

①イギリスの議院内閣制〔責任内閣制〕

A　国家元首

世襲(せしゅう)制の国王

※ 2020 年現在，女王エリザベス２世。

B　国家権力

立法権（議会）と行政権（内閣）が融合・連動

※国王は「君臨すれども統治せず」。

C　立法府（議会）

あ　**二院制**

上院〔貴族院〕は貴族や聖職者などの**非民選**。

下院〔庶民院〕は任期５年の**民選**。

い　**下院優位の原則**

選挙は政党が**マニフェスト〔政権公約〕**を掲(かか)げて行われる。

※**保守党**(もとトーリー党)と**労働党**(もとフェビアン協会など)の**二大政党制**。

※他に，自由民主党（もとホイッグ党）などもある。

D　行政府（内閣）

あ　**首相と国務大臣は議員から選出される**

い　首相は下院の多数党である**与党**党首が国王より任命される（＝**政党内閣制**）

2020 年現在，**ボリス＝ジョンソン**首相（保守党)。国務大臣は首相が任免。

う　内閣は議会に対し連帯責任を負う（＝**議院内閣制〔責任内閣制〕**）

初代首相ウォルポール内閣の辞職（1742 年）により成立した制度。

※**下院**は内閣の**不信任決議権**をもち，内閣は**総辞職**か**下院の解散**により国民の意思を問う。

※ 2011 年に議会任期固定法が成立し，内閣は議会の同意なしに解散できない（＝自由な解散権はない)。

え　**野党**も**影の内閣〔シャドー＝キャビネット〕**で速(すみ)やかな政権交代に備える公費で運営される公的な制度。

お　どの政党も単独過半数を獲得しない「ハング＝パーラメント」も生じるこの場合**単独政権**ではなく**連立政権**となる。

E　立法府と行政府の関係

議員だけでなく内閣にも法案提出権あり。

F　おもな長所

あ　下院の解散制度により国民の世論を国政に反映できる

い　内閣は議会を通じ国民に責任を負う

G　おもな短所

内閣と議会が連動している議院内閣制であるため，政策の継続性・政局の安定性に欠ける。

H　その他の特色

あ　立憲君主制

い　**不文憲法**

“イギリス三大憲法”とされるマグナ＝カルタ・権利請願・権利章典，コモン＝ロー〔一般法〕，裁判所の判例などの集積があり，「憲法が存在しない」わけではない。

う　**連合王国最高裁判所**が 2009 年に設置

かつては上院に最高法院が付属しており，法律貴族〔法官〕が存在した。

※裁判所は，明確には違憲（法令）審査権をもたない。

I　近年の国家的問題

あ　スコットランド独立問題

2014 年の住民投票で否決。再燃する可能性も大きい。

※スコットランド民族党も，下院で一定の勢力を誇る。

い　**ＥＵ離脱問題**

2016 年の**国民投票で可決**。2020 年に離脱。

②アメリカの大統領制

A　国家元首

選挙制・任期４年の**大統領→** 2020 年現在，共和党の**トランプ**

※連続３選は禁止。

B　国家権力

あ　**厳格な三権分立制**

い　**連邦制**を採用し 50 州それぞれの自治を尊重

C　立法府（連邦議会）

あ　**二院制**

上院〔元老院〕は任期６年で各州から２名選出。

下院〔代議院〕は任期２年で各州から人口比例で選出。

※大統領の支持政党（**民主党・共和党**の**二大政党制**）が議会の多数派になるとは限らない。

い　両院対等とされるが上院を重視

上院は高級官吏（かんり）・裁判官の任免と条約締結について大統領に対する**同意権**及び大統領弾劾（だんがい）権をもつ。

※下院は予算の先議権をもつ。

D　行政府（大統領府）

あ　大統領は名目的な**間接選挙**で選出

州ごとに「ウィナーテイクオール〔勝者総取り〕」で選ばれる大統領選挙人が選出。

※各省の長官は大統領が任免。

い　**大統領・各省の長官は議員との兼職禁止**

大統領とともに選出される副大統領は例外的に「上院議長」を兼務。

う　**大統領は議会に対し責任を負わない**

国民に対し直接責任を負う。各省の長官は大統領に対し責任を負う。

E　立法府と行政府の関係

あ　**相互の独立性が強い**

不信任決議権も解散権もない。大統領・議員ともに任期を満了する。

い　**大統領は法案提出権をもたない**

しかし，政策を示す**教書**（きょうしょ）〔メッセージ〕で議会に法律制定を要請（ようせい）・勧告できる。

※大統領令を出すこともできる。

う　大統領は議会が可決した**法案拒否権**をもつ

しかし,**議会両院が各３分の２以上の多数で再議決すれば拒否できない。**

F　おもな長所

大統領が議会から独立しているため地位が安定。

※能率的・継続的に政策を行使できる。

G　おもな短所

大統領の任期である４年間は，民意を反映できない。

※大統領と議会の対立を調整するメカニズムがなく，政治が混乱する恐れがある。

H　その他の特色

連邦最高裁判所が憲法の最終解釈権をもち,**違憲法令〔立法〕審査権**を行使。

※これは憲法の規定ではなく，判例によって認められた裁判所の権利だが,大統領と議会を抑制する強力な手段（＝司法権の優位)。

③中国の権力集中制〔民主集中制〕

A　国家元首

全国人民代表大会〔全人代〕で選出・任期５年の**国家主席**

※ 2020 年現在，**習近平**（しゅうきんぺい）。国家主席の任期制限は撤廃された。

B　国家権力

全人代に全権力が集中。

C　立法府（全国人民代表大会）

あ　年１回の**全人代**

約 3000 人の議員の任期は５年で解散なし。

い　常設の全国人民代表大会**常務委員会**

D　行政府（国務院）

あ　**首相〔国務院総理〕**は国家主席の指名にもとづき全人代が決定

※ 2020 年現在，李克強（り こくきょう）。

い　副総理・国務委員・各部部長は首相の指名にもとづき全人代が決定

う　**国務院**は全人代（閉会中は常務委員会）に対し責任を負う

E　立法府と行政府の関係

あ　全人代（閉会中は常務委員会）が国務院の監督機関

い　国務院は全人代・常務委員会に議案を提出できる

F　おもな長所

全人代に全権力が集中しているため，強力な政治が推進できる。

G　おもな短所

権力の抑制と均衡がなく，**専制政治になりやすい。**

※ 1966 ～ 76 年には，上層部の権力闘争である**文化大革命**が起きた。

※ 1989 年には，民主化を要求する学生・民衆たちによる（第二次）**天安門事件**〔六・四事件〕が起きた。

H　その他の特色

あ　政治は事実上**共産党の一党支配**

い　全人代の下に最高人民法院がある

う　経済的には**改革・開放政策**がとられ発展

1970 年代末以降，鄧小平（とうしょうへい）が主導。経済特区も設置され，**社会主義市場経済**に。

※ 1975 年に周恩来（しゅうおんらい）首相が提起した「四つの現代化（農業・工業・国防・科学技術）」を継承。

え　**香港（ホンコン）・マカオ**は特別行政区→自由主義・資本主義地区

1997 年にイギリスから，1999 年にポルトガルからそれぞれ返還され，ともに**一国二制度**の象徴。

お　**台湾**は事実上の独立国家？

国際連合や中国政府は認めていないが，自由主義・資本主義国として存在。

※国家元首にあたる中華民国総統は，女性の**蔡英文（さいえいぶん）**。

３　その他の政治体制

①ロシアの政治体制

ソ連時代は権力集中制の社会主義であったが，1980 年代後半から**ゴルバチョフ**政権による，**情報公開〔グラスノスチ〕**をともなう一連の**改革〔ペレストロイカ〕**が行われた。1991 年，改革にともなう混乱と共産党保守派のクーデタ失敗をきっかけにソ連は消滅，**独立国家共同体〔CIS〕**が結成された。

※ CIS の中心である**ロシア連邦**は半大統領制。初の大統領はエリツィン。2020 年現在，通算４選目の**プーチン**大統領とミシュスチン首相体制。

※ロシア連邦議会は二院制。全員が比例代表で選出される。

②開発独裁

発展途上国における大統領制や軍事クーデタを利用した権威主義体制を**開発独裁**という。人権よりも経済成長を優先させ，政党活動や反政府運動などの自由を禁止・制限して統合をはかる。軍部や官僚が強く，軍事独裁や一党支配が行われる。

※シンガポールのリ＝クアン＝ユー政権（1959 ～ 90 年），韓国の朴正熙（パクチョンヒ）政権（1963 ～ 79 年），フィリピンのマルコス政権（1965 ～ 86 年），インドネシアのスハルト政権（1968 ～ 98 年）など。

※軍事政権が続くミャンマーでは，**アウン＝サン＝スー＝チー**女史（じょし）を中心に，長く民主化運動が展開され，2016 年に文民政権が成立した。

※開発独裁体制が一定の成果をあげると，中産階級が独裁政権に対する拒否反応を高めて民主化運動が行われることが多い。

③イスラーム諸国の政治体制

西アジア・中央アジア・北アフリカなどのイスラーム諸国では，現在も王政をとる国が多い。しかし，石油の輸出増加とともに近代化が進み，政治体制が多様化した。その中で，大衆の経済的・社会的不満を背景に，伝統的なイスラームの教えに帰ることを掲げる運動が盛んになり，これを**イスラーム原理主義**という。

※イスラームの最高指導者の下で政治が行われる。1979 年の**イラン革命**以後，大きな潮流（ちょうりゅう）となった。近年，シリア・イラクに勢力を広げ話題となった**イスラム国〔IS〕**は，イスラーム原理主義の極致だが，2017 年にほぼ壊滅。

※ 2010 ～ 11 年に，チュニジア・エジプト・リビア・イエメンで「**アラブの春〔アラブ革命〕**」とよばれる民主化運動が広がった。

〈***Note***〉

第３講　政治分野確認テスト

1　議院内閣制の国としてふさわしくないものを選べ。

①イギリス　②イタリア　③日本　④韓国

2　初めて大統領制を採用した国とは？

①ロシア　②アメリカ　③ドイツ　④フィリピン

3　1917 年，初のプロレタリア革命であるロシア革命を主導した人物とは？

①レーニン　②スターリン　③フルシチョフ　④ゴルバチョフ

4　イギリスの主要政党名としてふさわしくないものを選べ。

①保守党　②労働党　③自由民主党　④共和党

5　次の中で不文憲法の国を選べ。

①イギリス　②アメリカ　③中国　④日本

6　2021 年現在，女性大統領や首相を出したことがない国を選べ。

①イギリス　②アメリカ　③ドイツ　④韓国

7　アメリカ大統領のもつ権限としてふさわしくないものを選べ。

①国務長官の任免権　②教書の提出権
③法案の提出権　④法案の拒否権

8　2020 年現在，中華人民共和国の国家主席とは？

①毛沢東　②周恩来　③鄧小平　④習近平

9　1989 年 6 月 4 日，民主化を要求する民衆を社会主義政府当局が弾圧した事件はどこで起きたか？

①プラハ　②モスクワ　③北京　④平壌

10　中国と同様に経済的には市場経済体制を取り入れている社会主義国とは？

①ベトナム　②ジャマイカ　③北朝鮮　④ロシア

11　開発独裁の政権担当者としてふさわしくないものを選べ。

①朴正熙　②マルコス　③スハルト　④アウン＝サン＝スー＝チー

12　1979 年，イスラーム最高指導者による政治体制成立の契機となった出来事とは？

①第一次石油ショック　②イラン革命
③アラブの春　④ベルリンの壁崩壊

13　2017 年に“首都”ラッカも陥落し，ほぼ壊滅状態に追い込まれた国際テロ集団とは？

①イスラム国〔IS〕　②アルカイーダ　③タリバン　④連合赤軍

解答

1	④	2	②	3	①	4	④	5	①
6	②	7	③	8	④	9	③	10	①
11	④	12	②	13	①				

第４講　日本の憲法

１　戦前の「大日本帝国」

①大日本帝国憲法〔明治憲法〕の制定

士族の反乱や農民一揆など，薩長藩閥（はんばつ）政府に対する不満を背景に起きた板垣退助・大隈重信らを中心とする**自由民権運動**の過程で，内閣制度創設（1885 年）・枢密院（すうみついん）設置（1888 年）・憲法制定（1889 年）・帝国議会開設（1890 年）などが進む。

※民権派を中心に『東洋大日本国国憲按』（植木枝盛（えもり））『日本帝国憲法草案〔五日市憲法草案〕』（千葉卓三郎ら）などの**私擬（しぎ）憲法**とよばれる草案が作成される。

※**大日本帝国憲法〔明治憲法〕**は，初代内閣総理大臣の**伊藤博文（ひろぶみ）**らが中心となり制定。枢密院の審議を経て **1889 年２月 11 日**，黒田清隆（きよたか）内閣の時に**公布**。

※当時，アジア唯一の立憲主義国家となる。

②大日本帝国憲法の内容→憲法発布勅語と７章 76 条

A　**欽定（きんてい）憲法**

皇室典範（こうしつてんぱん）とともに最高法規として位置づけられる。

B　**プロイセン〔ドイツ〕憲法を模範（もはん）**とする

C　**天皇主権〔主権在君〕**

アジア初の**立憲君主制**をとる。

D　万世一系（ばんせいいっけい）の天皇は**神聖不可侵（しんせいふかしん）**

統治権を総攬（そうらん）する国家元首。

※その下に，形式的な三権分立を採用。

E　天皇は広範（こうはん）な**天皇大権（たいけん）**を行使

国務大権・皇室大権・統帥（とうすい）大権からなる。絶対主義的色彩の強い**外見的立憲主義**で，議会閉会中に国務大権として緊急勅令や独立命令を発することもできる。

F　天皇大権としての**陸海軍の統帥権**が存在→**統帥権の独立**

臣民には納税・教育（を受けさせる）と並び，兵役の義務がある。

※軍隊の編制権に関しては，内閣の輔弼（ほひつ）事項。

G　**臣民（しんみん）の権利**は法律により制限→**法律の留保（りゅうほ）**

自由権的基本権のみで社会権はない。**治安警察法**（1900 年）や**治安維持法**（1925 年）で制限。

H　**帝国議会**は天皇の**協賛**機関

衆議院（民選）と**貴族院**（非民選）の二院制。→**両院の対等**

Ｉ　**内閣**は憲法に規定なく各大臣が天皇を**輔弼**

内閣官制という勅令のみ。各大臣は天皇に対し個々に責任を負う。

※内閣総理大臣〔首相〕は「同輩中の首席」にすぎない。

Ｊ　**大審院**を頂点に「天皇ノ名ニ於(おい)テ」裁判が行われる

皇室裁判所・行政裁判所・軍法会議など特別裁判所も設置。

Ｋ　**中央集権体制**

憲法には地方自治の規定なし。府知事・県令〔県知事〕は原則的に内務省から官僚を派遣。

Ｌ　憲法改正は天皇が発議

枢密院の審議も経て，帝国議会両院が議決。

※実施は「日本国憲法」への一度のみ。

③大日本帝国憲法下の日本

日清戦争（1894 ～ 95 年），日露戦争（1904 ～ 05 年）の結果，不平等条約の改正を達成して列強入りを果たす。さらに第一次世界大戦（1914 ～ 18 年）を経た **“大正デモクラシー”** 期には，**政党内閣**や**普通選挙**が実現するが，満州事変（1931 ～ 33 年）後の“昭和ファシズム”期に軍国主義化。日中戦争（1937 ～ 45 年）と**太平洋戦争**（1941 ～ 45 年）に敗戦した。

※五・一五事件（1932 年）や二・二六事件（1936 年）など軍部・右翼(うよく)によるクーデタが多発。1938 年には国家総動員法も制定される。

※**軍国主義**体制の下では，美濃部達吉(みのべたつきち)の**「天皇機関説」**や吉野作造(さくぞう)の「民本主義」も否定され，共産主義・社会民主主義の左翼思想だけでなく，自由主義も弾圧された。

※ 1940 年に各政党は解党し，大政翼賛会(たいせいよくさんかい)に吸収されていった。

２　戦後の「日本国」

①日本国憲法の制定

1945 年 8 月 14 日に**ポツダム宣言**受諾（じゅだく）により米・英・ソ・中らの連合国に無条件降伏。15 日に昭和天皇の玉音（ぎょくおん）放送があり，日中戦争＋太平洋戦争（＝大東亜戦争）が終戦。９月２日に降伏文書調印。**GHQ〔連合国軍総司令部〕**の最高司令官**マッカーサー**により**軍国主義の除去**と**民主化**が進められる。

A　**日本国憲法**の制定過程

あ　日本政府の憲法改正作業（1945 年 10 月～ 46 年２月）

GHQ が幣原喜重郎（しではら きじゅうろう）内閣に改正を指示し，政府は**憲法問題調査委員会**（委員長＝松本烝治（じょうじ）国務大臣）を設置して**松本案**『憲法改正要綱』を作成するが，民主化が不徹底として拒否される。

※民間の**憲法研究会**による『憲法草案要綱』のほうが民主的で，GHQ 案の参考にされる。

い　**GHQ 案〔マッカーサー草案〕**の作成（1946 年２～３月）

GHQ がマッカーサー三原則（天皇が国の元首（げんしゅ）・戦争放棄・封建的（ほうけんてき）諸制度の撤廃）にもとづく GHQ 案を提示。

※幣原内閣がこれに手を加え，政府案〔内閣草案〕として発表。

う　帝国議会の審議と成立（1946 年４～ 10 月）

政府案は，枢密院での審議を受け，新たに総選挙で選ばれた衆議院と戦前からの貴族院（＝帝国議会）で審議・修正・可決。

え　**日本国憲法の公布（1946 年 11 月３日）**

第一次**吉田茂内閣**が公布。

お　**日本国憲法の施行（1947 年５月３日）**

第一次**吉田茂内閣**が施行。

B　**日本国憲法の三大基本原理〔三大原則〕**

あ　**国民主権**

い　**平和主義**

戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認。

う　**基本的人権の尊重**

〈***Note***〉

②日本国憲法の内容→前文と 11 章 103 条

A　**民定憲法**

国の**最高法規**として位置づけられる。→**憲法の最高法規性**

※天皇・大臣・議員・裁判官など公（おおやけ）の地位にある人間は，**憲法を尊重し擁（よう）護（ご）する義務**を有する。

B　GHQ 案を基礎として制定

C　**国民主権〔主権在民〕**

ここでいう主権とは，国のありかたを最終的に決める力。憲法前文と第１条に規定される。

※間接民主制の採用。

D　**天皇**は日本国と日本国民統合の**象徴（しょうちょう）→象徴天皇制**

第１条〜第８条に規定。1946 年に昭和天皇の「人間宣言」，1947 年に皇室典範が法律化され，天皇は直系（＝男系）の男子のみが世襲。

※日本は共和制ではなく立憲君主制の国家。しかし，日本国憲法に天皇が国家元首とは明記されていない。

E　天皇は**内閣の助言と承認**の下に**国事行為**を行う

国政に関する機能〔権能〕はもたず。

※その他，公的行為と私的行為を行う。

F　**平和主義**

憲法前文で恒久（こうきゅう）平和主義・国際協調主義・**平和的生存権**をうたう。**第９条**で**戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認**を規定。

G　**基本的人権の尊重**

第 13 条などに規定。平等権・自由権・社会権・参政権・請求権など。

H　**国会**は**国権の最高機関で国の唯一の立法機関**

国会に関しては第 41 条などに規定。**衆議院**と**参議院**の二院制→**衆議院の優越**

I　**議院内閣制**

内閣に関しては第 65 条などに規定。内閣は国会に対し連帯して責任を負う。

J　**最高裁判所**は**違憲審査権**をもつ→**司法権の独立**

裁判所に関しては第 76 条などに規定。最高裁判所の他に下級裁判所（高等・地方・家庭・簡易）を設置。

K　**地方自治を尊重**

第 92 条などに規定。都道府県知事は民選。

L　**憲法改正は衆・参各議院の総議員３分の２以上の賛成で国会が発議**

第 96 条に規定。**国民投票**の過半数による賛成で成立。**→硬性憲法**

※三大基本原理は改正できず「解釈改憲」に？**→憲法改正の限界**

※衆・参両院の憲法調査会設置（2000 年→ 07 年に**憲法審査会**）や**国民投票法**成立（2007 年→ 10 年施行）など「改憲」論議が盛ん。

③日本国憲法前文

「**日本国民**は，正当に**選挙**された**国会**における代表者を通じて行動し，われらとわれらの子孫のために，諸国民との協和による成果と，わが国全土にわたつて**自由**のもたらす恵沢（けいたく）を確保し，**政府**の行為によつて再び**戦争の惨禍**（さんか）が起ることのないやうにすることを決意し，ここに**主権**が**国民**に存することを宣言し，この**憲法**を確定する。そもそも国政は，国民の厳粛（げんしゅく）な**信託**（しんたく）によるものであつて，その**権威**は国民に由来（ゆらい）し，その**権力**は国民の代表者がこれを行使し，その**福利**は国民がこれを享受（きょうじゅ）する。これは人類普遍（ふへん）の原理であり，この憲法は，かかる原理に基（もと）くものである。われらは，これに反する一切（いっさい）の**憲法**，**法令**及び**詔勅**（しょうちょく）を排除する。

日本国民は，**恒久**（こうきゅう）**の平和**を念願し，人間相互の関係を支配する崇高（すうこう）な理想を深く自覚するのであつて，**平和**を愛する諸国民の**公正と信義**に信頼して，われらの**安全と生存**を保持しようと決意した。われらは，**平和**を維持し，専制と隷従（れいじゅう），圧迫と偏狭（へんきょう）を地上から永遠に除去しようと努めてゐる**国際社会**において，**名誉ある地位**を占（し）めたいと思ふ。われらは，**全世界の国民**が，ひとしく**恐怖と欠乏**から免（まぬ）かれ，**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。

われらは，いづれの**国家**も，自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて，**政治道徳の法則**は，普遍的なものであり，この法則に従ふことは，自国の**主権**を維持し，他国と**対等関係**に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は，**国家の名誉**にかけ，全力をあげてこの**崇高な理想と目的**を達成することを誓（ちか）ふ。」

第４講　政治分野確認テスト

1　明治時代に起きた国会開設運動を何というか？

①尊王攘夷運動　②公武合体運動　③自由民権運動　④護憲運動

2　植木枝盛の『東洋大日本国国憲按』や，千葉卓三郎らの『日本帝国憲法草案〔五日市憲法草案〕』などの憲法私案を総称して何というか？

①私擬憲法　②政権公約　③政策綱領　④民定憲法

3　大日本帝国憲法が発布された年は？

① 1881 年　② 1885 年　③ 1889 年　④ 1890 年

4　大日本帝国憲法〔明治憲法〕が模範とした国は？

①イギリス　②アメリカ　③フランス　④プロイセン〔ドイツ〕

5　大日本帝国憲法における天皇の存在としてふさわしくないものを一つ選べ。

①神聖不可侵　②統治権を総攬する国家元首
③陸海軍の統帥権をもつ大元帥　④同輩中の首席

6　1925 年に制定され，のち２度にわたり改悪された思想弾圧法とは？

①治安警察法　②治安維持法　③破壊活動防止法　④通信傍受法

7　“大正デモクラシー期”に「天皇機関説」が支持されていた学者とは？

①中江兆民　②美濃部達吉　③吉野作造　④松本烝治

8　日本国憲法が公布・施行された時の首相とは？

①黒田清隆　②近衛文麿　③幣原喜重郎　④吉田茂

9　日本国憲法の三大基本原理としてふさわしくないものを選べ。

①象徴天皇制　②国民主権　③平和主義　④基本的人権の尊重

10　日本国憲法第９条の内容としてふさわしくないものを選べ。

①戦争放棄　②戦力の不保持　③交戦権の否認　④集団的自衛権

11　日本国憲法の，地方自治に対するスタンスを表す用語を一つ選べ。

①地方自治を認めず　②地方自治を尊重
③「三割自治」　④「四割自治」

12　現行の憲法改正について，2020 年現在ふさわしいものを一つ選べ。

①発議されたことはない
②発議されたが国民投票は行われていない
③国民投票は行われたが過半数に達したことがない
④改正されたことがある

13　国民投票法によれば，何歳以上に投票権が発生するか？

① 18 歳　② 20 歳　③ 25 歳　④ 30 歳

解答

1	③	2	①	3	③	4	④	5	④
6	②	7	②	8	④	9	①	10	④
11	②	12	①	13	①				

第５講　基本的人権の尊重①

１　基本的人権

①基本的人権とは？

自然権としてすべての人が生まれながらにしてもつ，**侵(おか)すことのできない永久の権利**（**＝永久不可侵(ふかしん)**の権利）。個人が人間らしさを保ち，自立して生きるための権利で，憲法の「すべて国民は，**個人として尊重**される」（第13条）という理念や，**幸福追求権**を核とする。

※普遍性・固有性・永久性・不可侵性があるが，濫用(らんよう)は許されない。また，維持していくために国民の「不断の努力」が求められる。

※何が幸福かは個人が決めることであり，私的な価値観に公権力は介入(かいにゅう)しない（＝**自己決定権**）。

②日本国憲法における基本的人権の保障

A　三大基本原理〔三大原則〕の一つ

B　自然権思想・天賦(てんぷ)人権思想にもとづく人権保障

C　平等権・自由権・社会権の規定

③公共の福祉による制約

一般条項と経済の自由の規定に，**公共の福祉**による制約を明記。

※公共の福祉は，「公益」「社会秩序」というよりも，「相互の矛盾(むじゅん)・衝突を調整する実質的公平の原理」と解釈されることが多い。

④国内における問題点

在日外国人の人権問題や**私人(しじん)間の人権侵害問題**（→間接適用説）など。

参考：憲法第 11 条～第 13 条の条文

第 11 条　「国民は，すべての**基本的人権**の享有（きょうゆう）を妨（さまた）げられない。この憲法が国民に保障する**基本的人権**は，**侵すことのできない永久の権利**として，現在及び将来の国民に与へられる。」

第 12 条　「この憲法が国民に保障する自由及び権利は，**国民の不断の努力**によつて，これを保持しなければならない。又，国民は，これを**濫用**（らんよう）してはならないのであつて，常に**公共の福祉**のためにこれを利用する責任を負ふ。」

第 13 条　「すべて国民は，**個人**として尊重される。生命，自由及び幸福追求に対する国民の権利については，**公共の福祉に反しない限り**，立法その他の国政の上で，最大の**尊重**を必要とする。」

２　国民の権利①

①平等権→「法の下(もと)の平等」（第 14 条）として徹底

しかし，現実には**部落差別〔同和〕問題**をはじめ，**女性**・障害者・**アイヌ**・在日外国人（とくに**在日韓国・朝鮮人**）などへの**差別**や偏見(へんけん)が生じ，問題化している。そのため，**同和対策事業特別措置法**（1969 年）・地域改善対策特別措置法（1982 年）・人権擁護施策推進法（1997 年）などの時限立法や，**男女雇用機会均等法**（1985 年）・障害者基本法（1993 年）・**男女共同参画(さんかく)社会基本法**（1999 年）・**アイヌ文化振興(しんこう)法**（1997 年）・ヘイトスピーチ〔差別扇動(せんどう)表現〕対策法（2016 年）・アイヌ民族支援法（2019 年）などが制定されてきており，「差別をしない，させない，許さない社会」の実現が目指されている。

※形式的平等ではなく実質的平等を確保するため，あえて優遇措置・積極的差別是正(ぜせい)措置〔アファーマティブ＝アクション〕を認めるべき，という議論もある。

A　**人種，信条，性別，社会的身分又は門地(もんち)**による差別の禁止

B　**華族(かぞく)など貴族制度の禁止**と特権の禁止

C　家族生活における個人の尊厳と**両性の本質的平等**

　　近年は，LGBT とよばれる性的マイノリティ問題も話題に。

D　**参政権の平等**

E　**教育の機会均等**

参考：憲法第 14 条の条文

第 14 条①「すべて国民は，**法の下に平等**であつて，**人種，信条，性別，社会的身分又は門地**により，政治的，経済的又は社会的関係において，差別されない。」

②「**華族**その他の**貴族の制度**は，これを認めない。」

③「栄誉(えいよ)，勲章その他の**栄典の授与**は，いかなる特権も伴はない。**栄典の授与**は，現にこれを有し，又は将来これを受ける者の一代に限り，その効力を有する。」

②自由権→ 18・19 世紀的な「国家からの自由」の保障

人の活動に対する，国や公権力の干渉（かんしょう）・制約を排除する権利。17 ～ 18 世紀に発生した市民革命の中で，歴史的に最も早く実現した権利。

A　精神の自由

「個人の内面のあり方」が，どんな組織からも強制・干渉されない。

あ　**思想**及び**良心の自由**

三菱樹脂（じゅし）事件（私人（しじん）間の人権侵害に憲法適用せず，1973 年）などが有名。

い　**信教の自由**・国の宗教活動の禁止

西洋では，16 世紀の宗教改革以後に登場した発想。日本では，戦前の国家神道（しんとう）の例を踏まえ，**政教分離の原則**と一体の関係にある。

※最高裁判所は，目的・効果基準にもとづき違憲審査を行う。**津地鎮（じちん）祭訴訟（さいそしょう）**（合憲，1977 年）・**愛媛玉（たま）ぐし料（りょう）訴訟**（違憲，1997 年）・空知（そらち）太（ぶと）神社訴訟（違憲，2010 年）・首相や閣僚（かくりょう）による**靖国（やすくに）神社公式参拝問題**（判断示さず，2006 年）などが有名。

う　**集会・結社・言論・出版**その他一切の**表現の自由**

文学作品のチャタレイ事件（刑法は合憲，1957 年）などが有名。

え　**検閲（けんえつ）の禁止**

家永（いえなが）教科書訴訟（合憲，1993 年）などが有名。

※家永三郎による高等学校用日本史の**教科書検定**訴訟。ただし，検定内容の一部については違法を認める。

お　**通信の秘密**の不可侵

1999 年制定の**通信傍受（ぼうじゅ）法**について，批判がある。

※裁判の令状にもとづき通信を傍受。2016 年からは通信業者の立ち合いが不要となった。

か　**学問の自由**

戦前には，森戸辰男（たつお）の「森戸事件」（1920 年）・滝川幸辰（ゆきとき）の「滝川〔京大〕事件」（1933 年）・美濃部達吉（みのべたつきち）の「天皇機関説事件」（1935 年）・矢内原忠雄（やないはらただお）の「矢内原事件」（1937 年）・河合栄治郎（えいじろう）の「河合事件」（1938 年）などの弾圧があった。

※「大学の自治」の範囲については東大のポポロ劇団事件（学生側が敗訴，1963 年）が有名。

B　**身体〔人身〕の自由**

本人の意思に反し，または不当に身体的な拘束を受けないこと。

あ　**奴隷(どれい)的拘束**及び**苦役(くえき)からの自由**

い　**法定手続き〔適正手続き・デュープロセス〕の保障**

法律に定める適正な手続きによらなければ刑罰を科せられない。

う　**罪刑法定主義(ざいけいほうていしゅぎ)**

どのような行為を犯罪とし，どのような刑罰を科すかは，あらかじめ法律などの明確な規定を必要とする原則。

※しかし，**免田(めんだ)事件**（1983年）・財田川(さいたがわ)事件・松山事件（1984年）・島田事件（1989年）・**足利(あしかが)事件**（2010年）・東電OL殺人事件（2012年）など，**冤罪(えんざい)**（＝無実の罪）事件は絶えず，**再審(さいしん)**や刑事補償が話題となっている。

※吉田巌窟王(がんくつおう)事件（1963年）が，最初の再審無罪判決事件。

え　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索(そうさく)・押収(おうしゅう)に対する保障

令状主義(れいじょうしゅぎ)（令状は**司法官憲(かんけん)〔裁判官〕**が発行）をとる。

お　抑留(よくりゅう)・拘禁(こうきん)の要件・不法拘禁に対する保障

か　住居の不可侵

き　拷問(ごうもん)及び残虐(ざんぎゃく)刑の禁止

日本は，1989年に国連で採択された死刑廃止条約には無調印。**死刑制度**の存廃(そんぱい)については議論が行われている。

く　刑事被告人の諸権利

公平・迅速(じんそく)な**公開裁判を受ける権利・弁護人依頼権**。

※判決が確定するまで，被告人は無罪であると推定され（＝**無罪推定**），有罪とすることに疑いの余地があれば無罪とする「疑わしきは罰せず」「疑わしきは被告人の利益に」を原則とする。

※2004年制定の**犯罪被害者等基本法**などで，被害者やその家族の権利も拡充(かくじゅう)がはかられており，2008年から刑事裁判での意見表明権などが認められている（＝**被害者参加制度**）。

け　自己に不利益な供述の不強要

黙秘権(もくひけん)が保障され，自白のみによる処罰も禁止。裁判は証拠にもとづいて行う（＝**証拠主義**）。

こ　**遡及(そきゅう)処罰の禁止・一事不再理(いちじふさいり)の禁止**・二重処罰の禁止

C　**経済の自由**

経済生活・経済活動に関する自由で，精神の自由より広く「公共の福祉」による制限を受ける（＝二重の基準の理論）。営業の自由について争われた**薬**(やく)**事法**(じほう)**距離制限訴訟**（違憲，1975 年）などが有名。

あ　**居住・移転の自由**

い　営業の自由を含む**職業選択の自由**

公共の福祉の立場から制限が設けられることも多い。たとえば医師・教師・弁護士・調理師などは国家資格が必要。

う　外国移住及び国籍離脱の自由

え　**財産権の不可侵〔保障〕**

私有財産は，正当な補償の下で公共のために用いられることもある。

※近年は，著作権など**知的財産権**〔知的所有権〕の保護も進められており，2002 年には知的財産基本法が制定された。

お　契約自由の原則

第５講　政治分野確認テスト

1　以下の文章（憲法第 13 条より）の（　）に入る語句を選べ。
「すべて国民は，（　）として尊重される」

①人　②個人　③市民　④臣民

2　基本的人権を維持していくために，国民に求められるものは何か？

①博愛主義　②普段の努力　③不断の努力　④意識改革

3　基本的人権は制約を受ける場合もあるが，それは何によってか？

①戦争　②公共の福祉　③幸福追求権　④世代間対立

4　「同和問題」とは具体的にどのような問題のことを指すか？

①障害者差別問題　②在日外国人差別問題
③男女差別問題　④部落差別問題

5　1979 年に採択された国連の女子差別撤廃条約の批准を受け，1985 年に制定された法とは？

①男女雇用機会均等法　②育児休業法
③育児・介護休業法　④男女共同参画社会基本法

6　2020 年現在の日本で認められているものを一つ選べ。

①外国人参政権　②夫婦別姓　③華族制度　④教育の機会均等

7　「思想・良心の自由」に関する訴訟として有名な事件とは？

①浦和事件　②三菱樹脂事件　③天安門事件　④ロッキード事件

8　「政教分離の原則」について，最高裁が合憲判決を出した訴訟とは？

①津地鎮祭訴訟　②愛媛玉ぐし料訴訟
③空地太神社訴訟　④靖国神社公式参拝問題

9　次のうち，「検閲の禁止」についての訴訟を選べ。

①チャタレイ事件　②東大ポポロ事件　③朝日訴訟　④家永教科書訴訟

10　次のうち，冤罪事件としてふさわしくないものを選べ。

①滝川事件　②免田事件　③財田川事件　④足利事件

11　現行犯以外の逮捕・住居侵入・捜索・押収に対しては令状主義がとられるが，令状は誰が発行するか？

①天皇　②内閣総理大臣　③司法官憲〔裁判官〕　④警察官

12　「刑法をさかのぼって処罰してはならない」という説明にふさわしい用語を一つ選べ。

①遡及処罰の禁止　②一事不再理　③二重処罰の禁止　④黙秘権の保障

13　「経済の自由」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①居住・移転の自由　②職業選択の自由
③国籍の自動固定　④財産権の保障

解答

1	②	2	③	3	②	4	④	5	①
6	④	7	②	8	①	9	④	10	①
11	③	12	①	13	③				

第６講　基本的人権の尊重②

１　国民の権利②

①社会権→ 20 世紀的な「国家による自由」の保障

社会的・経済的に弱い立場にある人々の，人間らしい生活を保障する施策を国に要求する権利。1919 年，ドイツの**ワイマール憲法**で初めて掲(かか)げられた。

※資本主義の発達過程において，恐慌・失業・貧困・階級対立など，個人の努力では解決不可能な経済的･社会的不平等の増大に対応し，主張されるようになった。

A　**生存権（第 25 条）**

「健康で文化的な最低限度の生活」を営む権利。自然人のみで法人には認められない。**生活保護法**（1946 年)･児童福祉法（1947 年)･老人福祉法（1963 年）などによって具体化された。

※**朝日訴訟**（**合憲**，1967 年）や**堀木訴訟**（**合憲**，1982 年）における**プログラム規定説**と**法的権利説**〔抽象的権利説〕の対峙(たいじ)。

B　**教育を受ける権利**（第 26 条）

すべての国民に，能力に応じて等しく教育を受ける権利を保障（＝教育の機会均等)。その実現のため，**義務教育の無償**を定めている。

※背景に学習権の理念がある。**教育基本法**（1947 年制定，2006 年改正）は，憲法の精神を生かし制定されたもの。同年に制定された**学校教育法**もある。なお，教科書の無償は 1963 年から。

※ 1890 年以来の教育勅語は 1948 年に廃止。

C　**労働基本権**

あ　**勤労権**（第 27 条）

これにもとづいて，公共職業安定所〔ハローワーク〕などが設置されている。

い　**労働三権**

団結権・団体交渉権・争議権〔団体行動権〕

※具体化のため**労働三法（労働組合法・労働関係調整法・労働基準法）**や，職業安定法がある。

※ 2007 年制定の**労働契約法**を含め“労働四法”という場合もある。

※公務員の労働三権は，争議権を中心に制限される。

う　児童酷使の禁止

参考：憲法第 25 条の条文

第 25 条①「すべて国民は，**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。**」

②「国は，すべての生活部面について，**社会福祉**，社会保障及び**公衆衛生**の向上及び増進に努めなければならない。」

②参政権→議会制民主主義における政治参加の権利

人権を確保するための権利。**18歳以上**の自然人のみで法人には認められない。

A　**公務員の選定（せんてい）・罷免（ひめん）権**

普通・平等・秘密・直接の**選挙権**が保障される。国会議員，地方議員，知事・市町村長など。

※**在外国民選挙権制限訴訟**（違憲，2005年）判決を受け，国政選挙については在外日本人が比例代表に加え選挙区でも投票できるよう，公職選挙法が改正された。

B　**被選挙権**

C　**最高裁判所裁判官の国民審査権**

D　地方特別法の**住民投票権**

E　**憲法改正の国民投票権**

③請求権→受益権

国や地方公共団体に特定の施策（しさく）の実施を求めたり，自由や権利が侵害されたときに積極的にその救済を求めたりする権利。

A　**請願（せいがん）権**

損害の救済や法律などの制定・廃止等に関して，国会・地方議会や行政機関に対し平穏（へいおん）に請願する権利。

※すなわち，政治のあり方に関する希望を述べる権利で，参政権に含む場合もある。

B　**国家賠償（ばいしょう）請求権**

公務員の不法行為（故意または過失）により損害を受けた国民が，国及び地方公共団体に損害賠償を請求できる権利。

C　**損失補償請求権**

公共事業などのために私有財産を収容されるなど，財産上の損失をこうむった国民が，損失の補償を請求できる権利。

D　**裁判を受ける権利**

権利や自由を侵害された場合，訴えて公開裁判による救済を求める権利。

E　**刑事補償請求権**

抑留・拘禁され裁判で無罪になった場合（＝冤罪（えんざい））の，国に対する補償を求める権利。

２　国民の義務

①三大義務

A　**子女に普通教育を受けさせる義務**（第 26 条）

B　**勤労の義務**（第 27 条）

C　**納税の義務**（第 30 条）

②公務員の憲法尊重擁護（ようご）義務

天皇・摂政及び国務大臣・国会議員・裁判官その他の公務員は，**憲法を尊重**し，**擁護**する義務を負う（第 99 条）。

第６講　政治分野確認テスト

1　社会権を世界で最初に憲法で定めたとされる国とは？

①ギリシャ　②ローマ　③イギリス　④ドイツ

2　「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」である生存権について記載があるのは，憲法の第何条か？

①第１条　②第９条　③第 25 条　④第 96 条

3　朝日訴訟や堀木訴訟で話題となった，法的権利に対する「法的拘束力のない政策の指針」を何というか？

①プログラム規定　②生活保護水準
③ベーシックインカム　④ノーマライゼーション

4　“労働三権”としてふさわしくないものを選べ。

①勤労権　②団結権　③団体交渉権　④争議権〔団体行動権〕

5　“労働三法”としてふさわしくないものを選べ。

①労働組合法　②労働関係調整法　③労働基準法　④労働契約法

6　すべての公務員がもっていない権利とは？

①勤労権　②団結権　③団体交渉権　④争議権〔団体行動権〕

7　参政権としてふさわしくないものを一つ選べ。

①公務員の選定・罷免権　②最高裁判所裁判官の国民審査権
③地方特別法の住民投票権　④法人の被選挙権

8　公務員の違法な行為などによって損害を受けた国民が，国や地方公共団体に損害賠償を請求できる権利を何というか？

①請願権　②国家賠償請求権　③損失補償請求権　④刑事補償請求権

9　８のような権利を総称して何というか？

①請求権〔受益権〕　②参政権　③社会権　④平等権

10　日本国憲法における国民の三大義務としてふさわしくないものを選べ。

①教育を受ける義務　②子女に普通教育を受けさせる義務
③勤労の義務　④納税の義務

解答

1	④	2	③	3	①	4	①	5	④
6	④	7	④	8	②	9	①	10	①

第７講　新しい人権

1　新しい人権

①新しい人権の登場

日本国憲法に明文の規定はないが，個人の尊重・幸福追求権などを根拠に唱えられるようになった人権を「**新しい人権**」という。環境破壊や公害発生，高度情報化にともなう権利侵害，政治・経済のグローバル化など，複雑で多様化した社会の形成が背景となっている。

②環境権

環境破壊や公害を防ぎ，良好な環境を享受して暮らす権利。憲法第 13 条（個人の尊重・幸福追求権）や第 25 条（生存権）を根拠に主張されるようになった。嫌煙権・日照(にっしょう)権・眺望(ちょうぼう)権・静穏(せいおん)権・景観権なども含む。

※しかし，**大阪空港公害訴訟**（1981 年）に代表されるように，**環境権を明確に認めた最高裁判所の判例(はんれい)はない**。

※**国連人間環境宣言**（1972 年）は，環境権を世界共通の基本的権利としている。外国では，憲法に環境保護規定を明文化する国が増えている。

※国は,**環境基本法**（1993 年）や**環境アセスメント法〔環境影響評価法〕**（1997 年）を制定。地方公共団体では，神奈川県川崎市が全国に先駆けて環境アセスメント条例を制定している（1976 年）。

③知る権利→アメリカ由来の権利

高度情報化社会が進むなか，情報を国・地方公共団体に妨げられることなく知る自由（＝自由権）。また，必要な情報の提供を国・地方公共団体に求める権利（＝社会権）でもある。

※おもに憲法第 21 条「表現の自由」を根拠に主張されてきたが，**情報公開制度**の確立を求める運動が展開され，国が**情報公開法**を制定したのは 1999 年。地方公共団体では，国に先立ち**情報公開条例**が制定されている。

※外交や防衛などの「特定秘密」を漏洩(ろうえい)した者に重罰を科す**特定秘密保護法**（2013 年制定）については，政府への監視を困難にし，知る権利を侵害しかねない，と批判の声も多い。

※知る権利（ここでは「報道の自由」）をめぐる最初の裁判として，**外務省公電漏洩事件**（1978 年，被告が敗訴）が有名。

〈 ***Note*** 〉

④**プライバシー権**→人格権の一種

A 「プライバシー」という言葉

従来は「私生活をみだりに公開されない権利（＝知られたくないことを知られない権利)」，近年は「**自己情報をコントロールする権利**」と理解されている。おもに憲法第 13 条（個人の尊重・幸福追求権）を根拠に主張される権利。

※私人(しじん)間の「プライバシー権」と「表現の自由」との調整をはかる問題は，三島由紀夫の『**宴(うたげ)のあと**』**事件**判決（1964 年，損害賠償）で初めて認知された。他に，柳美里(ユウミリ)の『石に泳ぐ魚』事件判決（2002 年，出版差し止め）が有名。

※インターネットの発達により，一般の人々が情報の送り手ともなる現代では，**肖像権**などについても議論が深められている。

B 個人情報→ vs 報道・取材の自由

国の**個人情報保護法**制定は 1988 年。1999 年には全国民の住民票にコード番号をつけて一元的に管理することが決まり，**住民基本台帳ネットワーク〔住基ネット〕**は 2002 年から稼働している。それを受け，**行政機関だけでなく民間事業者も対象とする**個人情報関連五法が制定された（2003 年)。地方公共団体では，国に先立ち**個人情報保護条例**が制定されている。

※ 2013 年，全国民に 12 桁(けた)の番号を割り当て，税・社会保障などにおける個人情報を一元管理する個人番号法が制定された。**マイナンバー制度〔個人番号制度・共通番号制度〕**は 2016 年から本格的に開始されている。

⑤アクセス権

言論の自由を実現するためには，巨大化した**マス＝メディア**を開かれたものにし，情報の受け手が広く接近・参入し利用する権利があるとする主張。具体的には，意見広告や反論記事の掲載(けいさい)・番組参加などをマス＝メディアに要求する権利。

※報道により損なわれた利益の回復を要求する**反論権**･訂正権という形であらわれる。

⑥自己決定権

一定の私的事項（生活・信条や趣味・嗜好(しこう)など）について権力的な干渉・介入を受けず自ら決定する権利。しかし，たとえば**生命倫理〔バイオエシックス〕**の分野だけでも，**自殺**や**尊厳(そんげん)死・安楽死**，代理母・代理出産，出生前診断，クローン技術や iPS 細胞〔人工多能性幹細胞〕，**臓器(ぞうき)移植**など，多くの議論がある。

※近年は，医療現場で**インフォームド＝コンセント**〔説明にもとづく同意〕が欠かせず，患者の自己決定権が注目されている。

⑦平和的生存権〔平和的共存権〕

日本国憲法前文にある「平和のうちに生存する権利」は，戦争の惨禍（さんか）から逃れ，安全で平和な社会に生きること自体を人権として確認した世界初の憲法上の概念（がいねん）。しかし，憲法の条文そのものには規定がない。

⑧外国人の人権と難民問題

在日米軍関係者を除く国内の外国人は，**出入国管理及び難民認定法〔入管法〕**と外国人登録法で管理されてきたが，2012年から一元的な**在留管理制度**へと移行し，**外国人登録制度は廃止**（＝指紋押捺制度も廃止）された。しかし，国際的な人権保障の潮流と国内の状況が対立し，調整の必要が生じることも多い。

※**外国人とは「日本国籍を有しない者」**で，出生地や肌の色が基準ではない。日本に帰化して国籍を有していれば，日本人である。

※大都市では，在日外国人への差別をあおる，街頭での宣伝活動（＝**ヘイトスピーチ〔差別扇動表現〕**）が行われることもあり，問題化している。2016年に，ヘイトスピーチ対策法が成立した。

A　**永住・定住外国人→**国・地方公共団体ともに**選挙権はなし**

地方参政権の付与・公務員や国公立学校教員資格の国籍条項・民族学校の位置づけなど，国会で議論が続いている。

※地方自治体においては,公務員資格について一定の管理職以外は門戸を広げたり,住民投票を認める例もあるが,日本人からは帰化を求める声も強い。

B　**外国人労働者→** 2019年に入管法改正で大幅に変更

過去，単純労働者は原則として認めなかったが，1990年の入管法改正にあたり，ブラジルなど日系外国人については制限が緩和された。また，外国人研修・技能実習制度による研修・実習生は受け入れている。さらに，インドネシアやフィリピンからは，看護師・介護福祉士候補者を受け入れている。

※外国人労働者には労働基準法や最低賃金法，各種保険の規定が日本人と同様に適用される。ただし，保険については不法滞在者には労災保険以外適用されない。

※合法・不法滞在を問わず，外国人労働者の人権保障は十分とはいえず，また，生活習慣などの違いから起こる周辺住民との摩擦の解消など，解決すべき問題は多い。

C　その他

あ　外国人住民も住民基本台帳制度の対象

い　テロ対策

2006年に入管法が改正され，テロ対策を理由に16歳以上の入国外国人への指紋や顔写真の情報提供が義務づけられた。

D　**難民**

自国で迫害を受け他国に逃れた政治難民と，飢餓・貧困から逃れるため自国外に脱出した経済難民がある。

※日本は1970年代後半以降，インドシナ半島からの難民を受け入れ，80年代前半には，国連の**難民の地位に関する条約〔難民条約〕**や難民議定書に加わった。

※1991～2000年まで，緒方貞子が**国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕**の高等弁務官を務め，日本社会の関心は高まった。しかし，日本は難民保護に積極的とはいえず，庇護（ひご）希望者数・難民認定者数は，他の先進国に比べ少ない。

第７講　政治分野確認テスト

1　日本国憲法に明文の規定はないが，幸福追求権などを根拠に唱えられるようになった人権を何というか？

①新しい人権　②市民権　③社会権　④請求権〔受益権〕

2　次のうち，環境権に含まれないものはどれか？

①嫌煙権　②日照権　③景観権　④平和的生存権

3　環境アセスメント条例と環境アセスメント法，情報公開条例と情報公開法それぞれの制定順として正しいものは？

①ともに条例制定（地方公共団体）が先　②ともに法制定（国）が先
③環境アセスメント条例に関しては先　④情報公開条例に関しては先

4　「知る権利」はもともとどの国から入ってきた発想であるか？

①中国　②オランダ　③アメリカ　④ドイツ

5　報道の自由という「知る権利」をめぐる初の裁判とは？

①大阪空港公害訴訟　②外務省公電漏洩事件
③『宴のあと』事件　④『石に泳ぐ魚』事件

6　マイナンバー制度〔個人番号制度・共通番号制度〕について正しいものを一つ選べ。

①国の個人情報保護法を廃止し，その代わりという形でスタートした。
②個人番号法が制定され，制度としてはスタートしている。
③住民基本台帳ネットワーク〔住基ネット〕すら稼働していない。
④国の個人情報保護法を後追いする形で地方公共団体では個人情報保護条例が制定された。

7　意見広告や反論記事の掲載・番組参加などをマス＝メディアに要求する権利を何というか？

①アクセス権　②自己決定権　③平和的生存権　④プライバシー権

8　近年の医療現場では欠かせない「十分な説明にもとづく同意」とは？

①ナショナル＝トラスト　②ゼロ＝エミッション
③インフォームド＝コンセント　④スマートグリッド

9　日本における「外国人の人権」について正しくないものを一つ選べ。

①外国人登録制度は廃止された
②ヘイトスピーチが問題化している
③両親ともに日本人でなければ日本国籍が取れない
④外国人労働者にも法や保険の規定が日本人と同様に適用される

10　1991年から約10年間，日本の緒方貞子がトップを務めた国連機関とは？

①国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕　②国連児童基金〔UNICEF〕
③国連環境計画〔UNEP〕　④国連大学〔UNU〕

解答

1	①	2	④	3	①	4	③	5	②
6	②	7	①	8	③	9	③	10	①

第８講　公害・環境問題と資源・エネルギー問題

１　公害の防止

①公害問題

産業革命以後の，都市化・工業化の過程で発生した深刻な社会的災害。人間活動がもたらす環境・生態系の破壊が，相当の範囲にわたり人々の健康を損(そこ)ねたり，生活環境を悪化させるなどの被害を与えることを**公害**という。公害は「外部不経済〔負の経済効果〕」の一つで，企業の生産活動や家庭の消費活動（＝私的費用）に際し，**社会的費用**を負担しないことから生じている。

※明治時代，栃木県の衆議院議員**田中正造**(しょうぞう)らが渡良瀬(わたらせ)川流域の被害を訴えた**足尾銅山鉱毒事件**（1890年代～）が，**日本の公害問題の原点**とされる。

※同じ明治時代には，企業の社会的責任〔CSR〕の先駆けとされる，別子銅山煙害(えんがい)事件（愛媛県）も起きている。

A　**四大公害病→**高度経済成長期に発生

1960年代後半に始まった**四大公害裁判**では，**原告の住民側がすべて勝訴**。「救済は被害者の原状回復を第一にすべきであり，金銭的補償は次善の手段でなければならない」という被害救済の原則を確立した。

あ　**水俣病　　　　　（熊本県水俣湾）**

チッソの排出した**有機水銀**〔メチル水銀〕による水質汚濁(おだく)が原因。

い　**第二[新潟]水俣病（新潟県阿賀野川流域）**

昭和電工が排出した**有機水銀**〔メチル水銀〕による水質汚濁が原因。

う　**イタイイタイ病　（富山県神通(じんづう)川流域）**

三井金属工業の神岡(かみおか)鉱山（岐阜県）から出た**カドミウム**による水質汚濁が原因。

え　**四日市ぜんそく　（三重県四日市市）**

石油化学コンビナート各企業の排出した**亜硫酸ガス**〔硫黄(いおう)・窒素酸化物〕による大気汚染が原因。

B　**典型(てんけい)七公害**

騒音・振動・悪臭・大気汚染・土壌(どじょう)汚染・水質汚濁・地盤沈下の７つ。

※たとえば光化学スモッグは大気汚染，赤潮は水質汚濁が原因。

C　新たな公害問題

国や地方公共団体及び企業による公害対策の結果，重化学工業による**産業公害**は減少したが，**都市公害**や**生活公害**が**アメニティ**〔環境快適性〕を悪化させている。光化学スモッグや排ガス問題，ヒートアイランド現象，生活排水やゴミ処理問題，電波障害，ハイテク汚染，IT 公害，食品・薬品公害，**環境ホルモン**〔内分泌（ないぶんぴつ）かく乱化学物質〕の発生など。

※現在では使われなくなった**アスベスト**〔**石綿**（いしわた）〕による健康被害や，環境ホルモン〔内分泌（ぶんぴつ）かく乱化学物質〕の一種である**ダイオキシン**による土壌汚染など，**産業廃棄物**被害も近年大きな話題となっている。

②公害及び環境対策

1967 年　**公害対策基本法制定**

※環境基準の設定を規定。

1970 年　“公害国会”

※公害対策基本法の「経済**調和**条項」を削除。

1971 年　**環境庁**設置

1973 年　**公害健康被害補償法**制定

※被害者は裁判を待たず，療養（りょうよう）費・障害補償費などの給付を受ける。

1993 年　**環境基本法**制定

※公害対策基本法と自然環境保全法を統合。以後４次にわたり環境基本計画を作成。

1995 年　容器包装リサイクル法制定

1997 年　**環境アセスメント法〔環境影響評価法〕**制定

※発電所や大規模林道（りんどう）など 14 種の事業が対象。

1998 年　家電リサイクル法制定

2000 年　**循環（じゅんかん）型社会形成推進基本法**制定

※３Ｒ（リデュース〔削減〕･リユース〔再使用〕･リサイクル〔再生利用〕） に取り組み**ゼロ・エミッション**〔廃棄物ゼロ〕の循環型社会を目指す。

※リフューズ〔拒否〕・リペア〔修理〕を加え 4R・5R とも。

グリーン購入法制定

※国や地方公共団体を中心に，資源のリサイクルや環境保護に配慮した消費者（グリーン＝コンシューマー）であることを広く求める。

食品リサイクル法制定

建設リサイクル法制定

2001 年　環境庁が**環境省**として再編

2002 年　自動車リサイクル法制定

2012 年　小型家電リサイクル法制定

その他，全都道府県が公害防止条例を制定。また，**汚染者負担の原則〔PPP〕・無過失責任制**・拡大生産者責任制の採用，温室効果ガスの**排出量取引制度**の採用，個別の**濃度規制**から地域全体の**総量規制**への**環境基準**変更などがある。

※日本では環境税の中心となる炭素税は採用されていないが，石油石炭税に上乗せされる形で地球温暖化対策税〔環境税〕を 2012 年から導入。また,エコカー（ハイブリッド車や電気自動車）減税などが行われている。

※企業による**環境保全規格（ISO〔国際標準化機構〕14000 シリーズ**）取得や，市民による**ナショナル＝トラスト運動**など自然環境保護運動も進められている。

２　環境の保全

①地球環境問題

産業の発展や開発の進展が引き起こした地球全体に関わる破壊・汚染を**地球環境問題**という。

A　**地球温暖化**

化石燃料燃焼にともなう**CO_2〔二酸化炭素〕**やメタンなどの**温室効果ガス**の放出により，気温上昇・海面上昇・異常気象（熱波や大雨など）が起きる。
※南太平洋のツバルは国土が水没の危機に瀕している。

B　**オゾン層の破壊**

冷房・冷却媒体やハイテク産業の洗浄剤，スプレーなどに多用される**フロン**を放出すると，オゾン層が破壊される。その結果，農産物や水中プランクトンに悪影響を与え，皮膚がんや白内障（はくないしょう）を多発させる有害な**紫外線**（しがいせん）が増加する。北極や南極の上空では，オゾン濃度が半分程度にまで減少した**オゾンホール**が見つかっている。

※**ウィーン条約**（1985年）・**モントリオール議定書**（1987年）を受け，先進国では1996年に特定フロンを全廃。しかし，代替（だいたい）フロンの廃止についてはまだ解決していない。

C　**酸性雨**（さんせいう）

自動車・工場・家庭などから大気中に放出される窒素（ちっそ）酸化物や硫黄（いおう）酸化物が原因。森林や農産物への被害，河川・湖沼（こしょう）の酸性化による生物の死滅，歴史的建造物の腐食（ふしょく）など，さまざまな影響が出る。

D　**森林（おもに熱帯林（ねったいりん））破壊**

道路や耕地の開発・焼畑（やきはた）耕作・薪炭材（しんたんざい）の採取・過剰な家畜の放牧・先進国による過剰な伐採（ばっさい）などが原因。その減少は地球温暖化や砂漠化の原因ともなる。

E　**砂漠化**

過剰な家畜の放牧や森林伐採が，乾燥帯において砂漠化を進展させている。

F　**生態系〔エコシステム〕の破壊**

G　**野生生物種の減少〔生物多様性の減少〕**

乱獲だけでなく，生息地の破壊により絶滅した生物（絶滅種）と，絶滅が危惧（きぐ）される生物（絶滅危惧種）は増え続けている。

※水鳥（みずどり）の生息地である湿地（しっち）を保護する**ラムサール条約**（1971年），絶滅の恐れがある野生動植物の取引を規制する**ワシントン条約**（1973年）の他，総合的な**生物多様性条約**（1992年）がある。

H　**有害廃棄物の移動〔越境汚染〕**

1989 年，水銀やカドミウムなど有害廃棄物の輸出入を規制する**バーゼル条約**を採択。

I　その他

水資源の減少，海洋汚染，原子力発電により生み出される放射性廃棄物問題など。

②環境問題への取り組み

1972 年　国連人間環境会議

※スウェーデンの**ストックホルム**にて。スローガンは「**かけがえのない地球**」。

※**人間環境宣言**を採択し，**国連環境計画〔UNEP〕**を設立。

1992 年　国連環境開発会議〔地球サミット〕

※ブラジルの**リオデジャネイロ**にて。キーワードは「**持続可能な開発**」。

※**リオ宣言**と，行動計画としての**アジェンダ 21** を採択。

※**気候変動枠組み条約〔地球温暖化防止条約〕**と，**生物多様性条約**を調印。

1997 年　国連環境開発特別総会

気候変動枠組み条約第３回締約国会議〔COP3・京都会議〕

※先進国に温室効果ガス削減を義務づける，**京都議定書**を採択。

※①国際排出量取引②クリーン開発メカニズム③共同実施の３点からなる，**京都メカニズム**導入を決定。

2001 年　アメリカが京都議定書からの離脱を表明

2002 年　持続可能な開発に関する世界首脳会議〔**環境開発サミット**・リオ＋ 10〕

※南アフリカのヨハネスブルクにて。ヨハネスブルク宣言を採択。

2005 年　京都議定書発効

※ロシアの批准による。2012 年には，京都議定書の８年間延長が決定。

2012 年　国連持続可能な開発会議〔リオ＋ 20〕

※ブラジルのリオデジャネイロにて。持続可能な開発目標を創設。

2015 年　パリ会議〔COP21〕

※京都議定書にかわるパリ協定を締結。のちにアメリカが離脱を表明。

３　資源・エネルギー問題

①資源・エネルギー枯渇問題

資源には，石炭・石油などの**化石燃料**や，鉄鉱石・金・銀・銅・レアメタル〔希少金属〕などの**鉱物資源**，森林・サトウキビ・トウモロコシなどの**生物資源〔バイオマス〕**などがあり，熱源や動力となるものを**エネルギー資源**という。太陽光などを除く大半の資源はいずれ枯渇してしまう（＝資源の有限性)。また，存在する地域に偏りがある（＝資源の偏在性)。

※アジア・アフリカ・中南米の**「人口爆発」**も影響を与えている。

A　**エネルギー革命（1960 年前後）**

18 世紀後半，イギリスで始まった産業革命以来エネルギーの中心を担っていた石炭が，石油や天然ガスに取って替わられたこと。

B　**『成長の限界』**（1972 年）

世界の科学者・経済学者らが集う「**ローマクラブ**」のレポートで，資源枯渇を警告。

※現在のような発展を続ければ，100 年以内に地球は滅びるとした。

C　**第一次石油危機（1973 年）・第二次石油危機**（1979 年）

原油価格が高騰し，**省資源・省エネルギー**化と代替エネルギー開発が進む。

D　**資源ナショナリズム**の動き（1960 年代～）

自国の資源に対する恒久主権の尊重。国際石油資本〔メジャー〕に対抗し，**石油輸出国機構〔OPEC〕・アラブ石油輸出国機構〔OAPEC〕**を設立。

※1974 年の国連資源特別総会において，**新国際経済秩序〔NIEO〕**樹立に関する宣言を採択。

②エネルギー不足への対策

とくに日本は資源の量が少なく，エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っているので，省資源・省エネルギーの意識も重要。

A　**石油代替（だいたい）エネルギー**

あ　**天然ガス**

発熱量が高い割に CO_2 の発生量が少ない。

い　**原子力**

原子力発電〔原発〕は，世界の約 10％の発電量を占めるが，使用済み核燃料など**廃棄物処理問題**や**原発事故**の発生など，問題点も多い。

※日本では，1955 年に原子力基本法が制定され，高速増殖炉（ぞうしょくろ）の導入や，プルサーマル計画を推進してきたが…。

※**スリーマイル島原発（1979 年，アメリカ）・チェルノブイリ原発（1986 年，ソ連ウクライナ共和国）・福島第一原発（2011 年，日本）**での大事故は世界に衝撃を与えた。

※1957 年に設立された**国際原子力機関〔IAEA〕**の本部は，オーストリアのウィーン。

う　その他

石炭の見直し，シェールガス・オイルサンド・メタンハイドレート・バイオエタノールなど。

※発電とともに蒸気や熱などを同時に利用する「コージェネレーション」や，電力の効率的利用をはかる「スマートグリッド」なども注目されている。

B　**再生可能エネルギー**→自然エネルギーが中心

水力の見直し，**太陽光・風力**・波力（はりょく）・潮力（ちょうりょく）・**地熱・バイオマス**〔生物資源〕など。

※ドイツで再生可能エネルギー固定価格買取制度（1991 年）が始まり，日本でも福島第一原発事故を受け，**再生可能エネルギー特別措置法**が制定された（2011 年）。

第８講　政治分野確認テスト

1　「日本の公害問題の原点」とされるものは？

①足尾銅山鉱毒事件　②別子銅山煙害事件
③水俣病　④四日市ぜんそく

2　イタイイタイ病の原因物質とされるものは？

①有機水銀　②カドミウム　③亜硫酸ガス　④ダイオキシン

3　以下の組み合わせのうち，ふさわしくないものを一つ選べ。

①ダイオキシン→土壌汚染　②光化学スモッグ→大気汚染
③アスベスト〔石綿〕→地盤沈下　④生活排水→水質汚濁

4　1993 年に制定され，環境基本計画作成の基本となっている法とは？

①公害対策基本法　②環境基本法
③環境アセスメント法　④循環型社会形成推進基本法

5　現在の環境省の前進となる環境庁が設置された年代とは？

① 1880 年代　② 1940 年代　③ 1970 年代　④ 2000 年代

6　循環型社会を目指すうえで重要とされる「３R」としてふさわしくないものを選べ。

①リデュース　②リユース　③リサイクル　④リクルート

7　オゾン層破壊のおもな要因となる物質とは？

①レアメタル　②フロンガス　③オイルサンド　④バイオエタノール

8　水鳥の生息地である湿地を保護する国際条約とは？

①ラムサール条約　②ワシントン条約
③バーゼル条約　④生物多様性条約

9　1992年に国連環境開発会議が開かれた都市は？

①ストックホルム　②リオデジャネイロ　③京都　④ヨハネスブルク

10　1997年，COP 3〔気候変動枠組み条約第３回締約国会議〕が開かれた日本の都市とは？

①東京　②京都　③広島　④福岡

11　1960年前後，石炭が石油などに取って替わられたことを何というか？

①産業革命　②エネルギー革命　③省エネ　④オイルショック

12　大規模な原発事故が起きた場所としてふさわしくないものを選べ。

①スリーマイル島　②チェルノブイリ　③福島　④ウィーン

13　再生可能エネルギーとしてふさわしくないものを一つ選べ。

①水力　②火力　③風力　④地熱

解答

1	①	2	②	3	③	4	②	5	③
6	④	7	②	8	①	9	②	10	②
11	②	12	④	13	②				

第９講　平和主義①

1　日本国憲法の平和主義

①敗戦（1945 年）

A　国土の荒廃（こうはい）

本土空襲，沖縄戦，広島・長崎への原爆投下など。

B　“大東亜共栄圏”の崩壊

あ　台湾・澎湖（ほうこ）諸島，南樺太，朝鮮支配の終焉（しゅうえん）

※すべての植民地を失う。

い　満州・サイパンなど占領地からの撤退

※すべての占領地を失う。

C　連合国による初期対日占領政策→ GHQ による非軍事化・民主化

あ　陸海軍の解散と消滅

い　戦犯容疑者の逮捕と極東国際軍事裁判〔東京裁判〕

う　公職追放

②日本国憲法の規定

国民主権・平和主義・基本的人権の尊重が三大基本原理〔原則〕。

A　**前文**

「**政府**の行為によつて再び**戦争の惨禍**が起こることのないやうに決意し……」

「日本国民は，**恒久の平和**を念願し，人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて，**平和**を愛する諸国民の**公正と信義**に信頼して，われらの**安全と生存**を保持しようと決意した。われらは，**平和**を維持し，専制と隷従，圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる**国際社会**において，**名誉ある地位**を占めたいと思ふ。われらは，**全世界の国民**が，ひとしく**恐怖と欠乏**から免かれ，**平和のうちに生存する権利**を有することを確認する。」

B　**第９条**（＝第２章のすべて）

日本国憲法は，徹底した非戦・非武装主義と平和的生存権の承認を宣言している点で，画期的な**平和憲法**といえる。

※「**人間の安全保障**」の先駆。

あ　**戦争の放棄**

「日本国民は，**正義と秩序**を基調とする**国際平和**を誠実に希求し，**国権の発動たる戦争**と，**武力による威嚇**又は**武力の行使**は，**国際紛争**を解決する手段としては，永久にこれを**放棄**する。」

※国際紛争の最も激しい形態が戦争。日本は，侵略戦争を禁じた**不戦条約**〔ケロッグ・ブリアン規約〕（1928 年，パリ）に加盟している。

い　**戦力の不保持・交戦権の否認**

「前項の目的を達するため，**陸海空軍その他の戦力**は，これを**保持しない**。国の**交戦権**は，これを**認めない**。」

※戦争の不法性を憲法に盛り込んでいる国はあるが，戦力の不保持まで規定している憲法は，他にない。

２　日米安全保障条約

①日本の独立と日米安全保障条約

中華人民共和国の成立（1949 年）や朝鮮戦争開始（1950 年）など東西冷戦の激化にともない，アメリカの対日政策が転換。西側諸国への組み入れが進む。

1951 年　**サンフランシスコ平和条約**調印→第三次吉田茂内閣

※社会主義国を除く単独講和（⇔全面講和）。奄美（あまみ）・小笠原（おがさわら）・沖縄の各諸島はアメリカの施政権下に。

日米安全保障条約締結→片務（へんむ）的

※ GHQ の占領軍は，アメリカの駐留軍へ。

※アメリカの日本防衛義務欠如・条約期限不明確・内乱条項（＝国内紛争に際しアメリカ軍の介入を認める）など。

1952 年　**日米行政協定**締結

※日本は米軍に基地（施設・区域）を無償提供し，駐留費用として防衛分担金を負担。国内で**米軍基地反対闘争**が起こる。

サンフランシスコ平和条約発効

※日本は独立を回復。

②国際社会への復帰と新日米安全保障条約

1953 年　**奄美群島返還**

1954 年　**第五福竜丸事件**

※**アメリカが太平洋ビキニ環礁で実施した水爆実験**により，日本の漁船が危険区域外で「死の灰」を浴びる。

1955 年　第一回原水爆禁止世界大会

1956 年　日ソ共同宣言→第三次鳩山一郎内閣

日本が国際連合に加盟

1959 年～**安保闘争**〔60 年安保〕開始→第二次岸信介（のぶすけ）内閣

1960 年　**新日米安保条約**〔日米相互協力及び安全保障条約〕締結→双務的

※アメリカの日本防衛義務を明記・在日米軍の重大行動に関する**事前協議制**の確認・**日本及び在日米軍基地への攻撃に対する共同行動**・相互の防衛力強化と経済協力促進・**条約期限は 10 年間**など。

日米地位協定締結

※国内における米軍の行動について定めたもの。防衛分担金を廃止。

1964 年　夏季オリンピック東京大会開催

1965 年～ヴェトナム戦争本格化

日韓基本条約締結→第一次佐藤栄作内閣

1968 年　小笠原諸島返還

1970 年　新日米安全保障条約自動延長

※ 70 年安保闘争起こる。

1972 年　冬季オリンピック札幌大会開催

沖縄返還

※米軍基地の約 70％が，沖縄県に集中。

日中共同声明→第一次田中角栄内閣

1978 年　日中平和友好条約締結→福田赳夫（たけお）内閣

日米防衛協力のための指針〔ガイドライン〕発表

防衛分担金に代わる米軍基地への「**思いやり予算**」の負担開始

第９講　政治分野確認テスト

1　日本が敗戦したのは西暦何年か？

①1931年　②1941年　③1945年　④1951年

2　以下の日本国憲法前文の（　）を埋める用語を一つ選べ。
「政府の行為によつて再び（　）の惨禍が起こることのないやうに決意し…」

①戦争　②大戦　③虐殺　④破壊

3　日本は日本国憲法の前文で，国際社会においてどのような地位を占めたいと思っている，と記されているか？

①脱亜入欧の地位　②尊敬を集める地位
③名誉ある地位　④平和のうちに生存する地位

4　1928年にパリで調印され，現代においても効力を発揮している条約とは？

①生物多様性条約　②不戦条約　③難民条約　④ヴェルサイユ条約

5　1951年に締結，翌年発効して日本が独立した条約とは？

①ワシントン条約　②日米安全保障条約
③サンフランシスコ平和条約　④日ソ共同宣言

6　1951年に調印された日米安全保障条約の内容としてふさわしくないものを選べ。

①アメリカの日本防衛義務欠如　②条約期限不明確
③内乱条項の存在　④在日米軍の重大行動に関する事前協議制

7　1952 年に締結された日米間の協定を何というか？

①石井・ランシング協定　②日米行政協定
③日米地位協定　④沖縄返還協定

8　60 年安保闘争時の内閣総理大臣とは？

①吉田茂　②岸信介　③佐藤栄作　④三木武夫

9　1960 年，安保改定にともない締結された，国内における米軍の行動について定めた協定とは？

①日米行政協定　②日米地位協定
③日米防衛協力のための指針〔旧ガイドライン〕
④新たな日米防衛協力のための指針〔新ガイドライン〕

10　日本がアメリカから 1972 年に返還され，在日米軍基地の約 70％が集中している地域とは？

①樺太　②奄美諸島　③小笠原諸島　④沖縄

解答

1	③	2	①	3	③	4	②	5	③
6	④	7	②	8	②	9	②	10	④

第 10 講　平和主義②

1　自衛隊

①自衛隊の設置

1950 年　**朝鮮戦争勃発**（～ 53 年）

※アメリカは，日本を国連軍の中継地として利用。

レッド＝パージ

※官庁・マスコミ・企業において，共産主義者の追放を実施。

警察予備隊発足→第三次吉田茂内閣

※ GHQ の指令による。米軍出撃後の日本の治安維持にあたる。

公職追放解除の決定

1951 年　**サンフランシスコ平和条約**

日米安全保障条約

1952 年　**日米行政協定**

日本の独立回復

海上警備隊発足（のち警備隊に改組）

保安隊発足→第四次吉田茂内閣

※警察予備隊を増強・改組。

1953 年　池田・ロバートソン会談

※日本の再軍備について，アメリカとの基本合意が成立。

1954 年　MSA 協定〔日米相互防衛援助協定〕締結

※アメリカの経済援助を受けるかわりに，日本は防衛力増強の義務を負う。

自衛隊発足・**自衛隊法**制定→第五次吉田茂内閣

※保安隊と警備隊を統合・改組し，新たに航空部門を加える。自衛隊（陸上・海上・航空）の最高指揮監督権は内閣総理大臣がもつ。

※「**専守防衛**」にあたる自衛隊の行動については，国会の承認が必要。防衛出動・治安出動・救助活動が原則。

防衛庁設置

※防衛庁長官は文民（＝**文民統制〔シビリアン＝コントロール〕**）。

※一連の防衛力整備計画により，自衛隊の増強にあたる。

1956 年　国防会議の発足

1960 年　**新日米安全保障条約**

日米地位協定

1976 年　「防衛計画の大綱（たいこう）」決定→三木武夫（みきたけお）内閣

※防衛費の GNP〔国民総生産〕１％枠内を閣議決定。

1978 年　**日米防衛協力のための指針〔ガイドライン〕**

1986 年　安全保障会議の設置

※国防会議を改組。

1987 年　防衛費 GNP １％枠を突破→中曽根康弘（なかそねやすひろ）内閣

1991 年　湾岸戦争勃発

※日本は多国籍軍に 130 億ドルの戦費を支出するが，国際的非難を浴びる。戦争終結後に自衛隊の掃海艇（そうかいてい）を派遣（＝自衛隊初の海外派遣）。

1992 年　**PKO〔国連平和維持活動〕協力法**制定→宮沢喜一（きいち）内閣

※本格的な「国際貢献（こうけん）」の開始。以後，**カンボジア**・モザンビーク・シリアのゴラン高原・東ティモール・ネパール・スーダン・ハイチ・**南スーダン**へ自衛隊を派遣。

※ PKO 活動以外でも，後方支援・復興支援のためインド洋・イラク，難民救援のためザイール（現在のコンゴ民主共和国）など，海賊対処のためソマリアなどに自衛隊を派遣。

2001 年　改正 PKO 協力法制定

※停戦監視や放棄された武器の処分など，凍結されていた PKF〔平和維持軍〕本体業務への活動も可能になった。

2006 年　自衛隊法改正

※自衛隊の海外活動は，国土防衛と並ぶ「本来任務」に。

2007 年　防衛庁が**防衛省**に昇格→第一次安倍晋三内閣

※防衛大臣は文民。

2013 年　**国家安全保障会議**〔NSC〕の設置→第二次安倍晋三内閣

※安全保障会議の改組で，アメリカにならった閣僚会議。国防についての重要事項を決定，内閣総理大臣が議長。

2015 年　PKO 協力法再改正

※ PKO 以外の国際的な復興支援活動にも，自衛隊が参加可能となる。

※離れた場所にいる国連や NGO〔非政府組織〕の職員，他国軍の兵士らが武装集団に襲われた場合に助けに向かう「**駆けつけ警護**」も可能となる。

②安保・自衛隊に関する合憲・違憲を争う訴訟

日米安全保障条約による米軍の駐留と，警察予備隊→保安隊→自衛隊と続く日本の実質的な軍事力増強は，**憲法第９条**との関係もあり，**解釈改憲**や明文（めいぶん）改憲〔**憲法改正問題**〕など激しい論争となってきた。

A　**日米安保条約に関する訴訟**

砂川事件（東京都，1957 年～）

※**一審の地方裁判所で違憲判決**。最高裁判所は，高度に政治的な問題に関しては**統治行為論**（＝一見（いっけん）極めて明白に違憲・無効と認められない限り司法審査になじまないとする）により判断を回避。←司法消極主義

B　**自衛隊に関する訴訟**

政府解釈は「**自衛のための必要最小限度の実力**」は禁止されておらず，自衛隊は「戦力」にはあたらないとしている。←自衛力合憲論

あ　**恵庭（えにわ）事件**（北海道，1962 年）

※一審で自衛隊に関する憲法判断を回避し，無罪判決が下された。

い　**長沼ナイキ基地訴訟**〔長沼事件〕（北海道，1982 年）

※一審で違憲判決。二審〔控訴審〕の高等裁判所で「統治行為論」により判断回避。終審〔上告審〕の最高裁は，憲法問題には触れず上告を棄却。

う　**百里（ひゃくり）基地訴訟**（茨城県，1989 年）

※一審で「統治行為論」により自衛隊の違憲性は審査対象とせず。二審の高裁と終審の最高裁は判断回避。

〈***Note***〉

２　平和主義に関わる諸問題

①核兵器問題

1967 年，**佐藤栄作内閣**が「（核兵器を）**もたず，つくらず，もち込ませず**」という**非核三原則**を表明。1971 年に国会決議。

※法制化はせず国是（こくぜ）とし，日本はアメリカの「核の傘」の内にいる。

※2010 年，アメリカの核搭載（とうさい）艦の寄港を黙認する「広義の密約」（1960 年）と，有事の際の核もち込みに関する密約（1972 年，沖縄返還時）があったことを，日本政府が認めた。

②国防問題

1967 年　**武器輸出三原則**表明→佐藤栄作内閣

※①共産圏②国連決議で武器輸出を禁止した国③国際紛争当事国またはその恐れのある国へ，武器を輸出しない。1976 年には，すべての国への輸出を事実上禁止した。

1983 年　アメリカに対し武器技術供与を決定

1989 年　マルタ会談により東西冷戦終結

1996 年　**日米安保共同宣言**→橋本龍太郎内閣

※日米安保体制の**再定義**。

1997 年　**新たな日米防衛協力のための指針〔新ガイドライン〕**

1999 年　**周辺事態法**など**ガイドライン関連法**制定→小渕恵三（おぶちけいぞう）内閣

※周辺地域で日本の平和と安全に重大な影響を与える事態（＝**周辺事態**）が起これば，自衛隊は米軍に軍事協力する。

2001 年　**テロ対策特別措置（そち）法**制定→小泉純一郎内閣

※9.11 **アメリカ同時多発テロ**に対応した，対テロ戦争における米軍の後方支援。アフガニスタン攻撃を行う米軍に，自衛隊がインド洋上で給油活動を行った。初の戦時下での海外派遣。

2003 年　**イラク復興支援特別措置法制定**

※米英が始めたイラク戦争を受け，イラクの非戦闘地域で自衛隊が活動。

武力攻撃事態法など**有事法制関連３法**制定

※武力攻撃予測事態も想定。

2004 年　**国民保護法**・米軍行動円滑法など**有事法制関連７法**制定

※緊急事態への国内の対応を定めた，**有事法制**の基本的枠組みが整う。

2006 年　日米政府が在日米軍再編に合意

2008 年　**補給支援特別措置法〔新テロ対策特措法〕**制定

※自衛隊による，インド洋上での給油・給水活動。

2009 年　**海賊対処法**成立

※海上自衛隊をソマリアに派遣。自衛隊は，攻撃されていなくても武器使用可能となった。

2011 年　武器輸出三原則の緩和（かんわ）を決定

2012 年　沖縄県の米軍普天間（ふてんま）飛行場に新型輸送機オスプレイ配備

※普天間飛行場は，名護市辺野古（へのこ）のキャンプ・シュワブへの移転が合意されている。

2014 年　**防衛装備移転三原則**の閣議決定**→第二次安倍晋三内閣**

※従来の武器輸出三原則にかわるもの。武器輸出を実質的に解禁。

集団的自衛権行使容認の閣議決定

※自国が直接武力攻撃をされていなくても，同盟国に対する武力攻撃を自国への攻撃とみなし反撃することができる。

※従来は**個別的自衛権**行使のみ憲法上認められると解釈してきたが，それを変更した。

2015 年　**安全保障関連法**制定

ガイドライン再改定

※アメリカ軍と自衛隊との協力を地球規模にまで広げる。

重要影響事態法制定

※周辺事態法を改正。

第 10 講　政治分野確認テスト

1　次の事項を時系列順に並べたさい，３番目となるものを選べ。

①警察予備隊発足　②保安隊発足
③自衛隊発足　④日米安全保障条約調印

2　自衛隊創設時の内閣総理大臣とは？

①吉田茂　②鳩山一郎　③池田勇人　④佐藤栄作

3　1976 年,「防衛計画の大綱」を決定し，防衛費の GNP〔国民総生産〕１％枠内を閣議決定した内閣とは？

①佐藤栄作内閣　②田中角栄内閣　③三木武夫内閣　④福田赳夫内閣

4　日本が多国籍軍に 130 億ドルの戦費を支出した戦争とは？

①ベトナム戦争　②イラン・イラク戦争　③湾岸戦争　④イラク戦争

5　1992 年，PKO 協力法にもとづき初めて自衛隊が派遣された国とは？

①カンボジア　②モザンビーク　③東ティモール　④南スーダン

6　日米安全保障条約に関する合憲・違憲を争った訴訟とは？

①砂川事件　②恵庭事件　③長沼ナイキ基地訴訟　④百里基地訴訟

7　非核三原則を表明した内閣とは？

①岸信介内閣　②佐藤栄作内閣　③中曽根康弘内閣　④安倍晋三内閣

8　2001年9月11日のアメリカ同時多発テロを契機に制定されたものは？

①周辺事態法　②テロ対策特別措置法
③イラク復興支援特別措置法　④国民保護法

9　2009年，海賊対処法が成立し，海上自衛隊が派遣された場所とは？

①インド洋　②アフガニスタン　③イラク　④ソマリア

10　集団的自衛権行使容認の閣議決定をした内閣とは？

①鳩山由紀夫内閣　②菅直人内閣
③野田佳彦内閣　④第二次安倍晋三内閣

解答

1	②	2	①	3	③	4	③	5	①
6	①	7	②	8	②	9	④	10	④

第 11 講　国会（立法権）

1　国会の地位と立法権→憲法**第 41 条**，国会法（1947 年）

国会は**議会制民主主義**の中心的役割を果たす重要な地位を与えられている。

①国権の最高機関→戦前は協賛機関にすぎなかった

A　**国会中心主義**

国民主権を保障し，国会が国政の中心であることを明示。

B　国会議員は**全国民を代表**する

②国の唯一の立法機関

A　国会**中心**立法の原則

議院及び最高裁判所の規則制定を除き，**法律は国会で制定**され，天皇により公布される。

※また，内閣の政令や各省大臣の省令制定，地方公共団体の条例制定に関して，法律にもとづかない命令（独立命令）や条例は認められない。

B　国会**単独**立法の原則

地方特別法の住民投票を除き，立法手続きに他の機関の関与は禁止。

〈 ***Note*** 〉

２　国会の構成と権限

①国会の構成

A　二院制〔両院制〕

選挙制度の差異により**民意を多元的に代表できる，審議を慎重に行える，**衆議院の解散中にも対応できる，などの利点がある。

※北欧諸国をはじめ，単一国家では一院制も多い。

あ　**衆議院→**戦前の衆議院を踏襲（とうしゅう）

定数 465・任期４年・解散あり・被選挙権は 25 歳以上。

※小選挙区 289・比例代表（拘束名簿）176 の**小選挙区比例代表並立制**の**総選挙**で選出。

い　**参議院→**戦前の貴族院を踏襲

定数 248・任期６年・解散なし・被選挙権は 30 歳以上。

※選挙区 148・比例代表（非拘束名簿）100 の通常選挙で選出。**３年ごとに半数を改選。**

※参議院は，「良識（りょうしき）の府」として衆議院の行き過ぎを抑制（よくせい）し，継続・安定した審議を行うことが期待されているが，政党化が進み「衆議院のカーボンコピー」だとして，存在意義を問う声も多い。

B　**衆議院の優越**

国会全体の意思決定は両院の一致により行われるが，現実にはそれが難しい場合がある。**衆議院は，参議院に比べ任期が短く解散もあり，社会情勢に応じた国民の意思が反映されやすい**ので，下記について優越が認められている。

※衆議院議長は，内閣総理大臣・最高裁判所長官と同格の存在。

あ　**予算先議権**

い　**内閣不信任決議権**→憲法第 69 条

内閣信任決議案が否決されたときも，同様の効果と結果をもつ。

※これまでの衆議院「69 条解散」は計 4 回。

う　**議決についての優越**

予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名及び**法律案の議決〔再可決〕**。

※**予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名**は，各議院で選出された各 10 名の議員で構成される**両院協議会**を**必ず**開くが，意見が一致しない場合には衆議院の議決が優越する。また，一定期間（予算の議決・条約の承認は 30 日以内，内閣総理大臣の指名は 10 日以内）に参議院が議決しない場合，衆議院の議決が**自然承認**される。

※**法律案**は，衆・参どちらから先に審議してもよく，原則として両議院で可決したとき法律となる。しかし，参議院が否決するか 60 日以内に議決しない場合，これを否決したものとし（＝みなし否決），**衆議院が出席議員の３分の２以上で再可決すれば法律となる。**この場合，**任意**で**両院協議会**を開くこともできる。

②国会の権限

A　立法上の権限

あ　**法律制定権**

議員提出法案を国会に提出するには，衆議院議員 20 人以上または参議院議員 10 人以上の賛成が必要。

※予算をともなう法律案は，衆議院議員 50 人以上または参議院議員 20 人以上の賛成が必要。

い　**条約承認権**

条約締結権は内閣にあるが，事前（場合によっては事後）に国会の承認を要する。

う　**憲法改正の発議権**

衆・参各議員の総議員の３分の２以上で発議。

B　行政監督上の権限

あ　**内閣総理大臣の指名議決権**

い　**衆議院の内閣不信任決議権**（＝信任決議案の否決）

参議院も内閣の責任を追及するために**問責決議**（もんせき）を行えるが，たとえ可決されても法的拘束力はない。

う　**国政調査権**

国政全般について調査する権限で，**衆・参両院に認められている**。ただし，司法権の独立を侵（おか）すような権限の行使は，権力分立の原則から認められない。

※必要に応じ，証人の出頭・証言，記録の提出を要求できる。国政調査権の行使については議院証言法が制定されており，**証人喚問**（かんもん）で偽証（ぎしょう）した場合には厳しい罰則がある。

C　司法上の権限

弾劾裁判所を設置（だんがい）する権限

※弾劾裁判所は衆・参７人ずつ，計 14 人で構成される。衆・参 10 人ずつ，計 20 人からなる訴追（そつい）委員会の訴追を受けて裁判が行われ，３分の２以上の賛成で罷免となり，これまで７件の裁判官罷免（ひめん）例がある。

D　財政上の権限

財政面について，内閣が国会に報告する義務がある。

あ　**予算の議決権**

い　**決算の承認権**

会計検査院の報告をもとに内閣が提出。

う　**租税法律主義**

国の収入である租税の賦課（ふか）・徴収（ちょうしゅう）は，法律によらなければならない。

E　議院の自律的権限

あ　議員の資格に関する争訟（そうしょう）の裁判権

い　役員の選任権

う　議院規則制定権及び議員懲罰（ちょうばつ）権

議員の除名には，出席議員の３分の２以上の賛成が必要。

３　国会の活動

①国会の種類

一定の期間を限り活動する会期制をとる。**定足数（ていそくすう）（＝必要な出席者の数）は，各議院の総議員の３分の１。**

A　**通常国会〔常会〕**

毎年１回，**１月に召集**され，予算の審議などを行う。**会期 150 日**で冒頭に首相の「施政（しせい）方針演説」がある。

※一度に限り会期の延長も可能。決定は両議院一致の議決によるが，一致しない場合は衆議院の議決に従う。

B　**臨時国会〔臨時会〕**

内閣が必要と認めたとき，または，**いずれかの議院の総議員の４分の１以上の要求**により召集。会期は両議院の一致により決定。

※首相が「所信表明演説」を行う。

C　**特別国会〔特別会〕**

衆議院が解散されると，40 日以内に総選挙を実施。総選挙の日から 30 日以内に召集。特別国会召集後，内閣は総辞職し新たな内閣総理大臣〔首相〕の指名を行う。会期は両議院の一致により決定。

※指名された新首相が「所信表明演説」を行う。

D　**参議院の緊急集会**

衆議院閉会中，国会審議を必要とする緊急事態が生じたとき，**内閣の求めにより参議院で召集。**1952 年と 53 年の２度召集例あり。

※議決事項は，次の国会開会後 10 日以内に衆議院の同意が得られなければ，その効力を失う。

②国会の運営→イギリスの本会議制とアメリカの委員会中心制を併用

A　**本会議→**公開が原則

衆議院・参議院それぞれに分かれた全体会議で，**総議員の３分の１以上の出席で成立。**特別な場合を除き，**議決は出席議員の過半数**で行われる。

※可否が同数の場合は議長が決する。議決した議案は，同一会期中に再び審議することはできない（＝一事不再議）。

B　**委員会→**非公開が原則

能率的な議会運営のため，本会議に先立ち，議案の実質的審議や国政の調査を実施。付託（ふたく）された議案は出席議員の過半数により議決される。

※アメリカにならい**委員会中心主義**を採用。全閣僚が出席する**予算委員会**を筆頭に，懲罰委員会など衆・参それぞれ 17 ずつの**常任委員会**があり，議員は必ずいずれかの委員会に所属し，議案の審議にあたる。

※必要に応じ，災害特別委員会のような**特別委員会**も置かれるが，国会対策委員会は公式の機関ではない。

※委員会中心主義は，議員の専門化や集中的な審議により議事運営が効率化するという長所もあるが，関係省庁の官僚や圧力団体と議員が結びつきやすい。また，本会議の形骸化（けいがいか）という問題も抱える。

C　**公聴会（こうちょうかい）→**予算委員会では開会を義務づける

委員会が開くもので，利害関係者や有識者（ゆうしきしゃ）などの公述人（こうじゅつにん）が意見陳述。予算委員会以外は必要に応じ開かれる。

③国会議員の特権→国会議員は本来「全国民の代表」

A　**歳費特権**〔歳費受領権〕

国会議員は，その活動の報酬として，法律の定めるところにより，国庫から相当額（＝一般職公務員の最高額を下回らない）の**歳費**を受ける。

B　**不逮捕特権**

国会の会期中は，現行犯によるものと所属議院の許諾があった場合を除き，**逮捕されない**。会期前に逮捕された議員でも，所属する議院の要求があれば会期中は釈放される。

※ただし，院外での現行犯の場合と，所属する議院が逮捕を認めた場合は例外となる。

C　**免責特権**

院内で行った演説・討論・表決などの政治活動については，**院外で責任を問われない。**

④国会の問題点

A　**政党主導の運営**

党議拘束，**国対政治**などが国会審議を形骸化させているとの批判がある。

※国対政治とは，法案をめぐる複雑な駆け引きが各党の国会対策委員の間の折衝で行われる，不透明な国会運営をいう。

B　**“ねじれ国会”**→ねじれ現象

衆議院の与党と参議院の多数派とが異なる状態。近年では 2007 年と 2010 年の参議院選挙後に生じた。衆議院で与党が３分の２以上の議席を占めていない場合，与野党が対立する内閣提出法案をスムーズに成立させることは難しくなる。

※しかし，争点が明確化する面もある。

C　**委任立法の増加**

内閣〔行政府〕が国会〔立法府〕から権限の委任を受け立法行為を行うことが，増加している。

※憲法第 41 条で国会は「国の唯一の立法機関」と規定されているが，現代国家の行政内容が複雑化・高度化したため，国会では大綱を定めるだけに留め，具体的･個別的運用や細則規定を，各行政機関に委任することも多い。

D　その他

少ない議員提出法律案〔議員立法〕，会期の短さ，参議院のあり方など。

※**内閣提出法律案〔閣法〕のほうが圧倒的に多い**が，最近では議員立法が増加の傾向にある。

⑤国会の改革→**国会審議活性化法**の成立（1999 年）

A　**政府委員制度の廃止**

各省庁の官僚(かんりょう)である**政府委員**が，国務大臣に代わり答弁する制度を原則廃止。

※大臣や副大臣が，直接答弁するようになった。

B　**党首討論〔日本版「クエスチョン＝タイム」〕**

2000 年以降，与野党の党首が，政策について週１回・45 分間，公開で討論している。イギリス議会の「クエスチョン＝タイム」にならったもの。

※衆･参いずれかに 10 人以上の議員がいる野党党首が，もち時間を分け合う。

※ 2017 年は，導入以来初めて実施されなかった。

C　**副大臣・大臣政務官の導入**

従来の政務次官を廃止し，国会議員の中から選び，各省庁に配置。

あ　**副大臣**

大臣の命を受けて政務を処理。各省ごとに１～２名。

い　**大臣政務官**

特定の政策・企画に参加。各省ごとに１～３名。

D　国家基本政策委員会の設置

第 11 講　政治分野確認テスト

1　国会の地位について記されているのは憲法の第何条か？

①９条　②25 条　③41 条　④96 条

2　日本における二院制のメリットとしてふさわしくないものを選べ。

①民意を多元的に代表できる　②審議を慎重に行える
③衆議院の解散中にも対応できる　④各界の有名人を選べる

3「総選挙」とよばれるのはどのような選挙か？

①国会議員の選挙　②衆議院議員の選挙
③衆議院議員と地方議会議員選挙　④すべての選挙

4　参議院の定数と任期として正しいものを選べ。

①465・４年　②465・６年　③248・４年　④248・６年

5「衆議院の優越」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①解散があること　②予算の先議権
③内閣不信任決議権　④議決についての優越

6　両院協議会を必ず開く場合として正しくないものを一つ選べ。

①予算の議決　②条約の承認
③内閣総理大臣の指名　④法律案の議決〔再可決〕

7　国会のもつ「立法上の権限」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①法律制定権　②条約承認権　③憲法改正の発議権　④国政調査権

8　国会のもつ「財政上の権限」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①予算の議決権　②決算の承認権
③租税法律主義　④弾劾裁判所の設置

9　内閣総理大臣の指名を行う国会とは？

①通常国会　②臨時国会　③特別国会　④参議院の緊急集会

10　本会議の成立条件としてふさわしいものを選べ。

①総議員の３分の２以上の出席　②総議員の過半数の出席
③総議員の３分の１以上の出席　④総議員の４分の１以上の出席

11　日本の国会の委員会中心主義は，どこの国にならったものか？

①ロシア　②イギリス　③ドイツ　④アメリカ

12　国会議員の特権としてふさわしくないものを選べ。

①歳費特権　②不逮捕特権　③免責特権　④独立命令権

13　衆議員の与党と参議院の多数派が異なる現象を何というか？

①両院協議会　②ねじれ国会　③国対政治　④デフレスパイラル

解答

1	③	2	④	3	②	4	④	5	①
6	④	7	④	8	④	9	③	10	③
11	④	12	④	13	②				

第 12 講　内閣（行政権）①

１　内閣の地位と行政権→憲法第 65 条，内閣法（1947 年）

大日本帝国憲法〔明治憲法〕には内閣制度の規定はなく，各国務大臣がそれぞれ天皇を輔弼（ほひつ）した。日本国憲法には「**行政権は，内閣に属する**」とあり，行政の最高機関とされる。

※行政とは，法律にもとづき実際に政策を行うこと。

２　内閣の組織と機能

①内閣とは？

首長である**内閣総理大臣〔首相〕**と，他の**国務大臣**により組織される合議体。**首相は国会議員の中から国会の指名で選出，天皇により任命**される。**国務大臣は首相により任命**される。**首相を含む閣僚（かくりょう）はすべて文民である**ことが条件。

※ 1999 年の改正内閣法により，首相の発議権や内閣府の総合調整権などが付与（ふよ）され，内閣の機能が強化された。

②議院内閣制

内閣の存立は国会の信任を条件とする，という制度。通常は，国会（立法府）における多数党が，内閣（行政府）を掌握（しょうあく）する。

※戦前の内閣は議会の信任を必要とせず，時期により超然（ちょうぜん）主義も可能であった。

A　**内閣の国会への連帯責任**（＝責任内閣制）

B　**国会による内閣総理大臣の指名権**

C　**国務大臣の過半数は国会議員でなければならない**

首相を除く国務大臣は 14 人以内。特別に必要がある場合には 17 人（復興庁設置の間は復興大臣含む 18 人）以内。現在は，「東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会特別措置法」により，五輪担当大臣を増員中。

※国務大臣は衆・参両議院に出席し，議案について発言することができる。

D　**衆議院の内閣不信任決議**権に対する**内閣の衆議院解散**権

③内閣の機能

A　**行政事務とその統括**

行政処分・**行政指導**も行う。

B　**法律の執行**（しっこう）

C　**外交関係の処理**

D　**条約の締結・批准**（ひじゅん）

事前（やむを得ない場合は事後）に，国会の承認を必要とする。最終的には天皇が認証する。

E　官吏（かんり）に対する事務処理

F　**予算作成と国会への提出**

G　法律案・議案の作成と国会への提出

H　**政令**・内閣府令・省令など**命令の制定**

法律の範囲内で制定。ただし，法律の委任がなければ，罰則や規定を設けたり権利を制限したりすることはできない。

※国会・裁判所などと同様にさまざまな規則も制定するが，それも含む。

I　**恩赦（おんしゃ）の決定**

国の祝典に際し刑の効果を減免することを**恩赦**といい，大赦（たいしゃ）・特赦・減刑・刑の執行免除・復権がある。

J　**天皇の国事行為に対する助言と承認**

K　**最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命**

L　臨時国会〔臨時会〕召集の決定

④内閣の総辞職

内閣が総辞職した場合，国会はすべての案件に先立ち，新たに内閣総理大臣〔首相〕の指名を行わなければならない。

※総辞職後の内閣は，新たに内閣総理大臣が指名されるまでは，引き続きその職務を行う。

A　**衆議院で内閣不信任案が可決**（または内閣信任案が否決）**され衆議院が解散されないとき**

B　**解散・総選挙後特別国会〔特別会〕が召集されたとき**

C　**内閣総理大臣が欠けたとき**

D　**内閣みずから総辞職を判断したとき**

⑤内閣による衆議院の解散→解散自体は国事行為として天皇が行う

解散から 40 日以内に総選挙が行われ，総選挙後 30 日以内に特別国会〔特別会〕が召集される。その際，内閣は総辞職し，10 日以内に新たな内閣総理大臣の指名が行われる。

※このように, 衆議院が解散されると最大 80 日間国会は閉会され, 政治は停滞する。

A　**７条解散**

内閣総理大臣の判断による一般的な解散。

※かつて**苫米地**(とまべち)**事件**（＝ 1952 年，第三次吉田茂内閣の“抜き打ち解散”に対し，職を失った苫米地義三(ぎぞう)議員が仕掛けた訴訟）で７条解散の合憲性が問われたが, 最高裁判所は統治行為論により憲法判断を回避した（1960 年）。

B　69 条解散

衆議院の内閣不信任決議による内閣総辞職の代わりに，10 日以内に衆議院を解散。

※これまでに 1948 年・53 年・80 年・93 年の計４回。

〈 ***Note*** 〉

３　内閣総理大臣〔首相〕

①地位

A　大日本帝国憲法〔明治憲法〕における地位

「同輩中の首席」にすぎず，**他の国務大臣と対等の地位**で天皇を輔弼(ほひつ)。各大臣は個別に天皇に対し責任を負う。国務大臣の任免権はないが，慣行として他の大臣を天皇に推薦することはできた。

※閣内の不一致が，しばしば総辞職につながった。

B　日本国憲法における地位

「**内閣の首長**」として，**他の国務大臣より上位の地位**にあり，内閣を統括し代表する。

議院内閣制において，首相は立法府である国会の多数党の党首（＝最大与党の党首）であることが普通で，政党政治の代表者として，行政・立法双方にわたりリーダーシップを発揮すべき地位を与えられている。

※民意に沿い首相を選ぶという**首相公選論**もあるが，実現には憲法改正が必要。また，首相が独裁化する危険性もある。

②権限

A　**閣僚（他の国務大臣）の任命・罷免(ひめん)権**

これにより閣内の一致を保つことができる。また，各国務大臣を補佐する**副大臣・大臣政務官**も，国会議員からそれぞれ１～３名ずつ任命する。

B　**閣議**を主宰する

定例閣議は火曜・金曜の週２回。臨時閣議もある。すべての国務大臣が出席して非公開で行われ，**全会一致を原則とする。**

※閣議を開かず閣僚に閣議書の押印を求める「持ち回り閣議」も，慣例として行われている。

C　内閣を代表する諸権限

衆・参両院への出席と発言，議案（予算案・法律案）の国会への提出，一般国務及び外交関係の国会への報告，行政各部の指揮監督など。

D　法律及び政令に主任の国務大臣とともに連署する

E　国務大臣の訴追(そつい)に対し同意を与える

F　**自衛隊の最高指揮・監督権**

自衛隊の防衛出動及び治安出動の命令は首相が発する。

※国家安全保障会議の議長も首相が務める。

４　行政機関

①中央省庁

2001 年，行政のスリム化と首相へのリーダーシップ強化をはかり，１府 22 省庁から**１府 12 省庁**体制へ**省庁再編**が行われた。

A　内閣官房（かんぼう）

内閣に置かれ，閣議事項の整理やその他の庶務などを司（つかさど）る。国務大臣の**内閣官房長官**が長として事務を統括，首相の腹心の国会議員が兼職することが普通。

※他に３名の副長官がいる。

B　**内閣府**

他の省庁より一段高い位置から内閣官房を助け，行政活動の調整を行う。内部に「沖縄及び北方対策担当」「金融担当」「消費者及び食品安全担当」などの**特命担当大臣**や，「経済財政諮問会議」「男女共同参画会議」などの会議，内閣人事局を含む。

※**金融庁**・**宮内庁**（くないちょう）・**消費者庁**や**公正取引委員会**・個人情報保護委員会などが外局。

C　**環境省**

原子力規制委員会などが外局。

D　**国土交通省**

海上保安庁・**気象庁**・**観光庁**・運輸安全委員会などが外局。

E　**経済産業省**

中小企業庁・資源エネルギー庁・特許庁などが外局。

F　**農林水産省**

林野庁・水産庁などが外局。

G　**厚生労働省**

中央労働委員会などが外局。

H　**文部科学省**

文化庁・**スポーツ庁**などが外局。

I　**財務省**

国税庁などが外局。

J　**外務省**

K　**法務省**

公安調査庁・公安審査委員会などが外局。

L　**総務省**

消防庁・公害等調整委員会などが外局。

M　**防衛省**

防衛装備庁などが外局。

N　**国家公安委員会**

警察庁などが外局。

O　**復興庁**

2011 年の東日本大震災後，2012 〜 31 年までの期間限定で設置。

P　その他

内閣法制局・**国家安全保障会議**・**人事院**など。

※国の歳入・歳出の決算を検査する**会計検査院**は，内閣から独立し，３人の検査官による検査官会議と事務総局からなる。

②行政委員会

特定の行政分野について，内閣からある程度独立して準立法的・準司法的機能をもつ合議制機関。

A　**国家公安委員会**

内閣の庁扱い。

B　**人事院**

C　**公正取引委員会**

内閣府の外局。

D　**中央労働委員会**

厚生労働省の外局。

E　その他

公安審査委員会，公害等調査委員会，原子力規制委員会，**中央選挙管理委員会**など。

※地方には**人事委員会**，地方労働委員会，**教育委員会**，**選挙管理委員会**などがある。

〈 ***Note*** 〉

第 12 講　政治分野確認テスト

1　日本国憲法において，行政権をもつ機関を選べ。

①天皇　　②国会　　③内閣　　④裁判所

2　内閣総理大臣〔首相〕の条件を選べ。

①衆議院議員　　　　②国会議員
③国会議員で文民　　④国会議員以外

3　日本の内閣の説明としてふさわしくないものを選べ。

①内閣の国会への連帯責任
②国会による内閣総理大臣の指名権
③国務大臣の過半数は国会議員でなければならない
④内閣不信任決議に対する衆・参両院の解散権

4　内閣の機能としてふさわしくないものを選べ。

①条約の承認
②法律の範囲内で政令・内閣府令・省令を制定
③天皇の国事行為に対する助言と承認
④最高裁判所長官の指名と他の裁判官の任命

5　内閣総理大臣〔首相〕の権限としてふさわしくないものを選べ。

①他の国務大臣の任免権　　②憲法改正の発議権
③閣議を主宰する権　　　　④自衛隊の最高指揮権

6　「７条解散」について，その説明がふさわしいものを一つ選べ。

①内閣総理大臣の判断による一般的な解散。
②衆議院の内閣不信任決議による解散。
③参議院の問責決議による解散。
④これまでに４回のみ例がある。

7　日本国憲法における内閣総理大臣〔首相〕の説明としてふさわしくないものを一つ選べ。

①他の国務大臣と，憲法上は対等の地位である。
②内閣を統括し代表している。
③最大与党の党首が就任することが多い。
④首相公選論もあるが，実施されたことはない。

8　１府 22 省庁から１府 12 省庁体制へ省庁再編が行われた年は？

① 1955 年　② 1973 年　③ 1993 年　④ 2001 年

9　外局として観光庁・海上保安庁・気象庁などをもつ局とは？

①国土交通省　②内閣府　③環境省　④防衛省

10　国ではなく地方に設置されている行政委員会とは？

①国家公安委員会　②人事院　③中央労働委員会　④教育委員会

解答

1	③	2	③	3	④	4	①	5	②
6	①	7	①	8	④	9	①	10	④

第 13 講　内閣（行政権）②

1　近代国家と現代国家

①近代国家

18 ～ 19 世紀は，「消極国家」「夜警国家（小さな政府）」「立法国家」。国家の活動は治安維持・国防など必要最小限に限定。

※資本主義社会が進展すると，失業・貧困など社会問題が発生。

※日本は戦前から議会が弱く，「行政国家」の性格が強かった。

②現代国家

20 世紀以降は，**「積極国家」「福祉国家（大きな政府）」「行政国家」**。多様な社会問題解決のため，国家の積極的活動により福祉の向上を目指す。行政権の拡大と官僚制が進展し，公務員の増大を招いた。

※ただし，近年では，行政改革の進行により公務員は大幅に減少している。

2　行政権の肥大化＝「行政国家」

①行政機能の拡大

日本は戦前から帝国議会が「天皇の協賛機関」に過ぎず弱い。戦後も国会の立法機能低下が進み，立法と政策決定の実質的役割が，内閣と官僚組織へ移行してきた。

A　**閣法〔内閣提出法律案〕の増大**

議員立法〔議員提出法律案〕の減少。

B　**委任立法**の増加

国会は，法律の大枠のみ定め，細部は内閣の政令・内閣府令・省令などの命令や規則に委任。「法律による行政」は形骸（けいがい）化（か）。

C　**行政指導**

法令の根拠なしで企業などに協力・同意を求める日本独自の方法。自由競争を制限する「**護送船団方式**」に対しては，1993 年制定の行政手続法による改善が進む。

D　通達行政

「通達」により政令・内閣府令・省令などの解釈運用を示し，同様の役割を果たす。

E　補助金行政

政府が地方自治体や企業・民間団体に交付する“ひも付き”の補助金（＝国庫支出金）により，特に地方自治体を事実上統制することをいう。補助金の配分をめぐり，政治家・官僚・企業などの癒着（ゆちゃく）の恐れがある。

※「ばらまき行政」「税金の無駄遣い」との批判も多い。

F　許認可行政

強力な「許認可権」で，実質的にさまざまな業界を統制する。許認可を得るための政界・官界・財界の癒着の恐れがある。

②官僚政治

A　高級・上級官僚〔キャリア〕を含む公務員数の増加

国家公務員と地方公務員があり，近年は減少傾向にある。

※キャリアはノンキャリア〔一般公務員〕に比べ昇進が圧倒的に早いが，法的な根拠はない。

B　官僚の権限

予算編成権・法律立案権・補助金分配権・許認可権・行政指導権・公共事業発注権など大きな権限をもつ。

※政治家（**族議員**）・企業などとの癒着の恐れ。

C　専門官僚支配〔テクノクラシー〕

専門技術官僚〔テクノクラート〕が，行政・立法分野を事実上支配。

D　**官僚制〔ビューロクラシー〕**

権威主義，形式主義，事なかれ主義，秘密主義，法律・規則万能主義，セクショナリズム，非能率など。

※本格的な研究は，ドイツの社会学者**マックス＝ウェーバー**が最初。合理的支配の典型的な形態として，プラスに捉えた。

E　キャリア官僚の「**天下り**（あまくだ）」

官庁を退職後，**特殊法人**や関連のある民間企業などに好条件で再就職すること。また，それを数社で続けることを「わたり」という。

※有力な天下り先であった特殊法人の廃止や民営化，**独立行政法人**への移行が進む。

※独立行政法人は，特殊法人に比べて省庁からの自立性や業績に対するチェック機能が高い。

F　政・官・財の癒着

「鉄の三角形」と構造的な汚職。戦後のおもな**汚職事件〔贈収賄**（ぞうしゅうわい）**事件〕**として，昭和電工事件（1948年），造船疑獄事件（1954年），**ロッキード事件**（1976年），**リクルート事件**（1988～89年），東京佐川急便事件（1992年），ゼネコン汚職（1993年）などがある。

〈***Note***〉

３　行政の民主化と行政改革

①公務員制度の民主化

大日本帝国憲法〔明治憲法〕の「天皇の官吏（かんり）」「一部の奉仕者」から，日本国憲法の「**全体の奉仕者**」すなわち国民の**公僕（こうぼく）**へ。採用試験による**資格任用制〔メリットシステム〕**が主流で，選挙で選ばれる議員や都道府県知事・市町村長，首相が任命する大臣などは特別職として例外。

※国家公務員法（1947 年），地方公務員法（1950 年）が特別職を除き適用されている。

②行政の民主化

A　**行政委員会**の設置

一般行政機関から**ある程度独立し，準立法的・準司法的権限をもつ**合議制の行政機関。

※国家公安委員会，公正取引委員会，中央労働委員会，人事院など。

※都道府県にも配置されている。

B　**審議会**の設置

有識者や関係者が専門的立場から行政機関に諮問する機関。中央教育審議会〔中教審〕などが有名。

※報告や勧告は，法的拘束力をもたない。

C　パブリックコメント（2008 年～）

国や地方の行政機関の施策について，決定前に広く国民･住民の意見を募る。

※ただし，行政機関は必ずしもそれらの意見に拘束されない。

D　**アカウンタビリティ〔説明責務〕**

行政機関が，議会や納税者・利用者に対し，行政サービスの内容や結果の説明を行う責任。

③国民による民主的規制

A　**情報公開制度**

B　**オンブズマン〔行政監察官・オンブズパーソン〕制度**

19 世紀初め，スウェーデンで創設され，各国に普及した。日本では 1990 年に**川崎市**（神奈川県）で，95 年には沖縄県で導入されたが，**国政にはまだ導入されていない。**

C　国会を通して**行政改革，財政改革，地方分権，規制緩和（きせいかんわ）**などを要求

D　**国政調査権の強化**など

④行政改革のあゆみ

1961年　第一次臨時行政調査会〔臨調〕の設置

1981年　**第二次臨時行政調査会**〔臨調〕の設置

1985年　日本電信電話公社の**民営化**

※ NTT各社へ。

日本専売公社の民営化

※ JTへ。

1987年　日本国有鉄道の民営化

※ JR各社へ。

1993年　**行政手続法**の制定

※地方公共団体には**行政手続条例**がある。

1999年　**情報公開法**の制定

※地方公共団体には**情報公開条例**がある。

地方分権一括法の制定

国家公務員倫理法の制定

2001年　中央省庁再編

※１府12省庁体制スタート，副大臣・大臣政務官の設置。

経済財政諮問（しもん）会議の設置

※毎年「骨太の方針」発表。民主党政権（2009～12年）は，国家戦略会議を設置し，「日本再生の基本戦略」を策定していた。

2005年　道路関係４公団の分割民営化

2007年　日本郵政公社の民営化

2008年　国家公務員制度改革基本法の制定

2009年　行政刷新会議の設置

※民主党政権の下で「事業仕分け」導入（～12年）。

2011年　各府省連絡会議の設置

※閣議後に，各省庁の事務次官や警察庁長官・内閣官房長官が話し合う。

※もとは「事務次官等会議」として，定例閣議の前日に開かれており，民主党政権の下で廃止されていたが，事実上この年に復活した。

参考：歴代内閣一覧（2020 年現在）

1　**伊藤博文(ひろぶみ)①→初の内閣**（1885 年）

2　**黒田清隆→大日本帝国憲法発布**，超然主義演説（1889 年）

3　山県有朋(やまがたありとも)①→第一回帝国議会（1890 年）

4　松方正義(まさよし)①

5　伊藤博文②→日清戦争（1894 ～ 95 年）

6　松方正義②

7　伊藤博文③

8　**大隈(おおくま)重信**①→初の政党内閣（1898 年，憲政党）

9　山県有朋②→治安警察法（1900 年）

10　伊藤博文④

11　桂太郎①→日露戦争（1904 ～ 05 年）

12　西園寺公望(さいおんじきんもち)①

13　桂太郎②

14　西園寺公望②

15　桂太郎③

16　山本権兵衛(ごんべえ)①

17　大隈重信②→第一次世界大戦開始（1914 年）

18　寺内正毅(まさたけ)

19　**原敬(たかし)→初の本格的政党内閣**（1918 年，立憲政友会）

20　高橋是清(これきよ)

21　加藤友三郎(ともさぶろう)

22　山本権兵衛②

23　清浦圭吾(けいご)

24　加藤高明(たかあき)→普通選挙法・治安維持法（1925 年）

25　若槻礼次郎(わかつきれいじろう)①

26　田中義一(ぎいち)

27　浜口雄幸(おさち)

28　若槻礼次郎②→満州事変開始（1931 年）

29　犬養毅(いぬかいつよし)→五・一五事件（1932 年）

30　斎藤実(まこと)

31　岡田啓介(けいすけ)→二・二六事件（1936 年）

32　広田弘毅(こうき)

33　林銑十郎

34　近衛文麿①→日中戦争開始・国家総動員法（1937・38年）

35　平沼騏一郎

36　阿部信行

37　米内光政

38　**近衛文麿②→大政翼賛会**（1941年）

39　近衛文麿③

40　**東条英機→太平洋戦争開戦**（1941年）

41　小磯国昭

42　鈴木貫太郎→ポツダム宣言受諾（1945年）

43　東久邇宮稔彦→戦後初の内閣

44　幣原喜重郎→戦後初の衆議院議員選挙（1946年）

45　**吉田茂①→日本国憲法の制定と施行**（1946・47年）

46　片山哲

47　芦田均

48　吉田茂②

49　**吉田茂③→サンフランシスコ平和条約・日米安全保障条約**（1951年）

50　吉田茂④

51　吉田茂⑤→防衛庁・自衛隊設置（1954年）

52　鳩山一郎①

53　鳩山一郎②

54　**鳩山一郎③→55年体制スタート**・国際連合加盟（1955・56年）

55　石橋湛山

56　岸信介①

57　**岸信介②→新日米安全保障条約**（1960年）

58　池田勇人①

59　池田勇人②

60　池田勇人③

61　佐藤栄作①

62　佐藤栄作②

63　佐藤栄作③→沖縄返還（1972年）

64　田中角栄①

65　田中角栄②→第一次石油危機（1973年）

66　三木武夫→ロッキード事件（1976 年）

67　福田赳夫

68　大平正芳①

69　大平正芳②

70　鈴木善幸

71　中曽根康弘①

72　中曽根康弘②

73　中曽根康弘③

74　竹下登→消費税３％でスタート（1989 年）

75　宇野宗佑

76　海部俊樹①

77　海部俊樹②

78　宮沢喜一

79　**細川護熙→非自民８党派連立内閣**（1993 年）

80　羽田孜

81　村山富市→阪神・淡路大震災（1995 年）

82　橋本龍太郎①

83　橋本龍太郎②

84　小渕恵三

85　森喜朗①

86　森喜朗②

87　小泉純一郎①

88　小泉純一郎②

89　小泉純一郎③

90　安倍晋三①

91　福田康夫

92　麻生太郎

93　**鳩山由紀夫**→自民党から民主党へ政権交代（2009 年）

94　菅直人→東日本大震災（2011 年）

95　野田佳彦

96　**安倍晋三②**→民主党から自民党へ政権交代（2012 年）

97　安倍晋三③

98　安倍晋三④

99　菅義偉（すがよしひで）

第 13 講　政治分野確認テスト

1　一般的な先進国における現代国家の特色としてふさわしくないものを一つ選べ。

①積極国家　②福祉国家　③行政国家　④夜警国家

2　現代の「行政機能の拡大」についての用語としてふさわしくないものを一つ選べ。

①閣法〔内閣提出法案〕の増大　②委任立法の減少
③通達行政・許認可行政　④補助金行政

3 「専門技術官僚」をカタカナで何というか。

①ビューロクラシー　②テクノクラート
③オンブズマン　④パブリックコメント

4　現在の日本の官僚制を表す用語としてふさわしくないものを選べ。

①セクショナリズム　②秘密主義　③法律・規則万能主義　④護送船団

5　キャリア官僚が官庁を退職後，特殊法人や関連のある民間企業などに好条件で再就職することを何というか。

①天下り　②官官接待　③事業仕分け　④族議員

6　癒着が激しいとされる「鉄の三角形」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①政界　②官界　③財界　④法曹界

7　以下の汚職事件のうち，発覚した年度が最も早いものを選べ。

①ロッキード事件　②リクルート事件
③東京佐川急便事件　④ゼネコン汚職事件

8　日本国憲法において，公務員はどのように規定されているか。一つ選べ。

①天皇の官吏　②一部の奉仕者　③国民の公僕　④国民の象徴

9　1990 年，オンブズマン〔行政監察官〕制度を国内で初めて導入したのは？

①川崎市　②沖縄県　③東京都　④政府

10　初の本格的政党内閣を組閣した人物とは？

①大隈重信　②原敬　③加藤高明　④吉田茂

解答

1	④	2	②	3	②	4	④	5	①
6	④	7	①	8	③	9	①	10	②

第14講　裁判所（司法権）

1　裁判所と司法権の独立→憲法第76条

①裁判所と司法権の独立

大日本帝国憲法〔明治憲法〕の下(もと)では，裁判官は「天皇ノ名ニ於(おい)テ」裁判を行ったが，日本国憲法は，国民の権利や自由を守るために**司法権の独立**を定めた。第76条に「すべて**司法権**は，**最高裁判所**及(およ)び法律の定めるところにより設置する**下級裁判所**に属する」とあり，**特別裁判所の禁止**と，**行政機関の終審としての裁判禁止**も明記される。また，最高裁判所は，訴訟(そしょう)手続き・内部規律などの**規則制定権**をもつ。

※特別裁判所は，特別な身分や特別な事件にのみ裁判権をもつ裁判所。大日本帝国憲法下では，皇室裁判所・行政裁判所・軍法会議などがあった。

②裁判官の独立

A　**裁判官の（職権の）独立**

憲法には「すべて**裁判官**は，その**良心**に従ひ**独立**してその職務を行ひ，この**憲法**及び**法律**にのみ拘束(こうそく)される」とある。

B　**裁判官の身分保障**

裁判官の懲戒(ちょうかい)処分は行政機関では行えず，その罷免(ひめん)は以下の場合のみ。

あ　裁判（＝分限裁判）により**心身の故障**のために職務を執(と)ることができないと決定された場合

い　国会に設けられる**弾劾(だんがい)裁判所**の裁判

※これまで７人の罷免例あり。

う　最高裁判所裁判官の**国民審査**

※有効投票の過半数が罷免を可とする場合に罷免されるが，**実例はない**。

C　その他

裁判官の定年は，65歳（高等裁判所・地方裁判所・家庭裁判所）もしくは70歳（最高裁判所・簡易裁判所）。また，裁判官の報酬(ほうしゅう)は，在任中に減額されない。

③大津事件（1891 年）

訪日中のロシア皇太子を警備の巡査が斬りつけた明治期の事件。第一次松方正義内閣は死刑判決を求めたが，**大審院長**（現在でいう最高裁判所長官）**児島惟謙**が担当裁判官を説得し，無期徒刑（現在でいう無期懲役）とした。行政の関与に対し**「司法権の独立」を示した**と美談化されているが，担当裁判官への関与は**「裁判官の独立」を侵した**のではないか，と問題視もされている。

※ 1969 年，札幌地方裁判所所長が長沼ナイキ基地訴訟について担当裁判官に手紙を渡した**平賀書簡事件**でも，「裁判官の独立」への干渉が問題となった。

※それ以前にも，浦和地裁の判決が軽すぎるとした参議院の国政調査権行使が「司法権の独立」への干渉として問題となった（1948 年，浦和事件）。

２　裁判制度

①裁判所の種類

A　最高裁判所

最終判断をする**終審裁判所**。長官＋ 14 人＝ **15 人の裁判官〔判事〕**で構成。**長官は内閣の指名にもとづき天皇が任命，他の裁判官は内閣が任命**。最高裁判所は，裁判所の規則制定権や，下級裁判所裁判官の指名権をもつ。

※最高裁判事は，識見（しきけん）が高く法律の素養ある 40 歳以上の者が資格要件となる。15 人のうち５人以内なら，法律の専門家でなくともよい。

※最高裁判例（はんれい）は，下級裁判所が異なる判断をした場合，控訴（こうそ）・上告（じょうこく）の理由となるなど，事実上，一定の拘束力（こうそくりょく）をもつ。

B　下級裁判所

裁判官は最高裁判所が指名し，内閣が任命。任期は **10 年**だが，その意志があれば，10 年ごとに再び任命を受けることができる。

あ　高等裁判所

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・高松・福岡の全国８カ所。

※ 2005 年から，**知的財産高等裁判所**が東京高等裁判所内に置かれている。

い　地方裁判所

北海道に４カ所と各都府県に１カ所ずつ，全国 50 カ所。

う　家庭裁判所

少年保護事件の審判及び家庭事件の審判・調停を扱う。北海道に４カ所と各都府県に１カ所ずつ，全国 50 カ所。

え　簡易（かんい）裁判所

罰金以下の刑及び 140 万円以下の請求を扱う。裁判官は１人。2020 年現在，全国 438 カ所。

②裁判の種類

A　**刑事裁判→**特別の場合を除き故意の場合に責任を問う

法律に定める犯罪があった場合，公益を代表する**検察官**が犯罪**被疑者**を裁判所に起訴(きそ)。裁判官が**原告**の検察官と，**被告人・弁護人**（弁護士が担当）の申し立てを聞き，証拠調べをし，判決を下す。

※**罪を問われるのは責任能力がある者に限られる**ので，精神鑑定も行われる。また，更生を重視する立場から**少年法**なども制定されているが，2000 年・07 年・14 年に，相次いで**厳罰化**の方向で改正されている。

B　**民事裁判→**故意でも過失でも責任を問う

個人・団体の財産や権利義務についての争い。**原告・被告**ともに弁護士を**訴訟代理人**として立てることができる。

※民事裁判では，当事者間の**和解**や**調停**で決着する場合も多い。

※近年では，裁判に比べ迅速(じんそく)で安価な制度として ADR〔裁判外紛争解決手続〕も制度化されている。

C　**行政裁判**

国や地方公共団体による行政上の行為を違憲・違法とし，取り消しを求める裁判。

※正確には**民事裁判の一種。**

③審級制と再審制度

A　三審制

慎重な裁判を行い，誤審を避けるため，同一事件につき原則として３回の審理・裁判の機会が与えられる審級制の一種。判決に不服がある場合，上級の裁判所に再度審議と判決を求めることができるが，３回目で最終審となり確定する。

あ　**控訴**（こうそ）

第一審判決に対し，上訴（じょうそ）すること。

い　**上告**（じょうこく）

第二審判決に対し，上訴すること。

う　跳躍（ちょうやく）上告

控訴審を飛び越えて，直接上告すること。

え　抗告（こうこく）

裁判所の命令・決定（＝判決によらないもの）に対し，上訴すること。

B　再審制度

判決確定後も，合理的な疑いがあるような新証拠・新証人が出てきた場合には，**冤罪**（えんざい）を防ぐために裁判のやり直しを請求できる。

※冤罪防止のためには,**取り調べの可視化**や代用監獄（警察署の留置場など）の廃止が有効，という意見もある。

④裁判の公開

憲法には「裁判の**対審**（たいしん）及び**判決**は，**公開**法廷でこれを行ふ」とある（＝**裁判公開の原則**）。とくに政治犯罪，出版に関する犯罪，基本的人権の侵害の有無に関する裁判は，必ず公開する。

※裁判は誰でも**傍聴**（ぼうちょう）が可能だが，傍聴席や傍聴機会の確保に制約があるので，報道機関による裁判報道の意義は大きい。

⑤検察制度

A　**検察官〔検事〕**

刑事事件において，裁判所に起訴を行う。法務省の特別の機関である**検察庁**が管轄（かんかつ）。

※検察庁には，最高検察庁・高等検察庁・地方検察庁・区検察庁の４種類があり，裁判所に対応して設置されている。

B　起訴独占主義

起訴するかどうかは検察官の裁量に任せられる。

C　**検察審査会**（1948年〜）

検察庁の不起訴処分に対し，犯罪被害者等が不服を申し立て，審査を請求する機関。11人の審査員は有権者から無作為にくじで選ばれる。検察制度に民意を反映させ，適正な運用をはかるためのもの。

※2009年から，検察審査会の議決への法的拘束力が付与（ふよ）され，同一の事件で起訴相当と２回議決（11人中８人以上）された場合には，**強制起訴**されることとなった。

３　違憲立法〔法令〕審査権

①違憲立法〔法令〕審査権とは？

すべての裁判所が有する，一切の**法律**，**命令**，**規則**又（また）は**処分**の憲法への適合性を決定する権限。とくに**最高裁判所**は「**憲法の番人**」とよばれる。

※大日本帝国憲法〔明治憲法〕では規定がなかった。

②アメリカ型違憲審査制

通常の裁判所が具体的事件の裁判に対し違憲審査権を行使。権利侵害と無関係に憲法違反のみを裁判で争うことはできない，というアメリカ・カナダ型の付随的（ふずいてき）審査制をとる。

※ドイツ・イタリア・韓国などは，特別の憲法裁判所をもつ抽象的（ちゅうしょうてき）違憲審査制の国。

③司法消極主義

日本の裁判所は違憲立法〔法令〕審査権の行使に消極的であり，法令や国家行為などを違憲・無効とした例が少ない。最高裁判所は，行政裁判について，高度に政治的な問題は司法審査の対象外とする「**統治行為論**」を用い憲法判断を回避する場合もある。

④最高裁判所の違憲判決・決定

A　**尊属殺人重罰規定訴訟**（1973 年）

1995 年の刑法改正で当該条項を削除。

※「尊属」とは祖父母・父母・おじ・おばのことで，子・孫・甥・姪は「卑属」。

B　**薬事法薬局開設距離制限訴訟**（1975 年）

当該条項を削除。

C　**衆議院議員定数訴訟**（1976 年・85 年）

違憲だが選挙は有効，という**事情判決**。

D　**森林共有林分割制限訴訟**（1987 年）

森林法の当該条項を削除。

E　**愛媛玉ぐし料訴訟**（1997 年）

当時の県知事に公金返還を命じる。

F　**郵便法損害賠償免除規定訴訟**（2002 年）

同年に郵便法を改正。

G　**在外国民選挙権制限訴訟**（2005 年）

2006 年に公職選挙法を改正。

H　**非嫡出子〔婚外子〕国籍取得制限訴訟**（2008 年）

同年に国籍法を改正。

I　**空知太神社訴訟**〔北海道砂川政教分離訴訟〕（2010 年）

私有地を神社に有償貸与。

J　**婚外子相続差別訴訟**（2013 年）

同年に民法を改正。

K　**女性の再婚禁止期間訴訟**（2015 年）

翌年に民法を改正。

４　司法制度改革

①国民の司法参加

A　**検察審査会制度**（1948 年〜）

B　**裁判員制度**　　　（2009 年〜）

20 歳以上の有権者から無作為にくじで選ばれた６人の裁判員が，一定の要件を満たす**重大な刑事事件の第一審**（＝地方裁判所）の**有罪・無罪と量刑について**，３人の職業裁判官と合議して決定する。

※短期間の裁判が十分に公正なものかどうか，裁判員にとって守秘義務などの負担が大き過ぎないか，などの懸念（けねん）もある。

参考：**参審（さんしん）制度**

国から任命された民間人（＝参審員）と職業裁判官とが合議して有罪・無罪や量刑を決定する。ドイツ・フランスなどで採用。

※日本の裁判員制度と類似。

陪審（ばいしん）制度

無作為に選ばれた一般市民（＝陪審員）が有罪・無罪のみを判断する。アメリカ・イギリスなどで採用。

※大日本帝国憲法〔明治憲法〕下の日本でも，1928 〜 43 年まで陪審制が導入されていた。

②法曹（ほうそう）の拡大

日本は法曹（＝法律専門家）人口が少なく，裁判期間の長期化や訴訟（そしょう）費用がかかりすぎる，という課題があった。そこで，民事訴訟が増加する傾向にある中，欧米にならい，下記の“法曹三者”を拡大。2004 年から，専門職大学院である**法科大学院〔ロースクール〕**が設置されている。

A　**裁判官〔判事〕**

裁判において，検察官・弁護士（＝弁護人・訴訟代理人）の主張や立証をもとに判決を下す。

B　**検察官〔検事〕**

刑事裁判の際に，公益を代表して被害者に代わり被疑者を起訴し，適正な刑罰を求め，刑の執行を監督する。

C　**弁護士**

人権を擁護（ようご）し，社会正義を実現する使命をもつ。裁判において，刑事裁判では被告人の弁護人，民事裁判では原告･被告それぞれの訴訟代理人となり，弁護や主張を行う。

③身近な法律相談窓口の設置

2006 年から，法務省所轄の独立行政法人である**法テラス**〔日本司法支援センター〕が，全国 50 カ所に設置されている。

第 14 講　政治分野確認テスト

1　日本国憲法によれば，裁判官は何に従い独立して職務を行うか。

①天皇　②国民　③良心　④使命

2　裁判官が罷免される場合としてふさわしくないものを選べ。

①心身の故障　②弾劾裁判　③国民審査　④行政機関による処分

3　1891 年，大審院長児島惟謙が「司法権の独立」を守ったとされる事件とは？

①大津事件　②浦和事件　③平賀書簡事件　④足利事件

4　最高裁判所裁判官〔判事〕の人数は？

①３人　②６人　③ 11 人　④ 15 人

5　2005 年から高等裁判所内に知的財産高等裁判所が設置されている都市とは？

①東京　②大阪　③名古屋　④福岡

6　地方裁判所・家庭裁判所は，ともに全国何カ所設置されているか？

①８カ所　② 47 カ所　③ 50 カ所　④ 438 カ所

7　日本の裁判としてふさわしくないものを選べ。

①刑事裁判　②民事裁判　③行政裁判　④軍事裁判

8　第一審判決に対し上訴することを何というか？

①控訴　②上告　③跳躍上告　④抗告

9　再審制度は何を防ぐための制度か。

①控訴・上告　②冤罪　③事情判決　④弾劾裁判

10　刑事事件において，裁判所に起訴を行うのは？

①検察官　②裁判官　③弁護士　④司法書士

11　最高裁判所は，俗に何とよばれるか？

①検察　②憲法の番人　③法曹三者　④法テラス

12　2008 年，国籍法の改正につながった最高裁判所の違憲判決とは？

①尊属(そんぞく)殺人重罰規定違憲判決　②在外国民(ざいがいこくみん)選挙権制限違憲判決
③非嫡出子(ひちゃくしゅつし)国籍取得制限違憲判決　④婚外子(こんがいし)相続差別違憲判決

13　司法制度改革の一環として，2009 年から導入され，国民の司法参加の一例となっているものは？

①検察審査会制度　②陪審制度　③参審制度　④裁判員制度

解答

1	③	2	④	3	①	4	④	5	①
6	③	7	④	8	①	9	②	10	①
11	②	12	③	13	④				

第 15 講　地方自治

1　地方自治の意義と本旨（ほんし）

①地方自治の意義

地方自治は，身近な問題を住民みずからの手で解決する仕組み。その目標・課題は，地域住民の福祉（＝シビル＝ミニマム）の実現。なお，中央集権国家であった戦前の日本では，**大日本帝国憲法〔明治憲法〕に地方自治の規定がなく**，府知事・県令〔県知事〕は，おもに内務省の官僚が任命・派遣されていた。

※シビル＝ミニマムとは，地域において，住民が健康で文化的な生活を営（いとな）むために必要な，公的サービスの最低限の水準のこと。地方公共団体の活動は，行政の全国的水準を維持するというナショナル＝ミニマムの原則を踏まえつつ行われる。

※「地方自治制度の自由に関する関係は，小学校の学問に対するそれと同じ」（仏，トックビル）や「**地方自治は民主主義の最良の学校**」（英，**ブライス**）という言葉が有名。

②地方自治の本旨

Ａ　**団体自治**

地方公共団体〔地方自治体〕が，中央政府〔国〕から自立した統治組織とされていること。自治立法と自治行政が行われ，地方分権が進む。

※ドイツやフランスで発達した考え。

Ｂ　**住民自治**

地域住民が，直接・間接に地方公共団体の政治に参加していること。住民参加と住民自治権の強化が進む。

※イギリスやアメリカで発達した考え。

〈 ***Note*** 〉

２　日本の地方自治

①日本国憲法下の地方自治

A　地方自治は「**地方自治の本旨**」にもとづいて行う

B　**地方自治法**の制定（1947 年）

地方公共団体の組織と運営の大綱（たいこう）を規定した基本法。**普通地方公共団体**（都道府県・市町村）と**特別地方公共団体**（東京 23 区のような特別区や地方公共団体の事務組合など）を規定する。

※地方財政法（1948 年）も制定されている。

C　法律の範囲内で**条例を制定**する

公害防止などの分野では国の法律より厳しい規制を定めたもの（＝“上乗せ条例”），福祉分野などでは国より進んだ内容のもの（対象を広げた“横出し条例”など）も多い。

②地方公共団体の組織と権限

A　議決機関→**議会**

一院制の**都道府県議会と市町村議会**。**任期４年**の議員は住民の**直接選挙**により選ばれ，**条例の制定・改廃**，予算の決定，決算の認定，地方税の徴収（ちょうしゅう）に関する議決などを行う。

※憲法上は二院制も可。

B　執行（しっこう）機関→**首長〔長〕**

都道府県知事と市町村長。**任期４年**の首長は住民の**直接選挙**により選ばれ，行政事務全般の指揮・監督の他，**条例の執行**，議案・予算の議会への提出，規制の制定などを行う。

※執行補助機関として，都道府県には**副知事**，市町村には**副市町村長**がある。2007 年，これらの設置にともない，従来の都道府県の出納（すいとう）長と，市町村の助役・収入役は廃止となった。

C　司法機関→なし

地方公共団体としての司法機関はなし。

D　**行政委員会**

一定の独立性をもち，特定分野の行政を執行する合議制の機関。教育・選挙などは，中立や公正を確保するため首長の権限から除外されている。

※**教育委員会・選挙管理委員会・人事委員会**（または公平委員会）・都道府県公安委員会など。

E　**議会と首長の関係**

国政での議院内閣制とは異なり，**二元代表制**とよばれ大統領制に近い性格をもつ。議会と首長は互いに**独立・対等の立場**を保ちつつ，権力の**抑制**（よくせい）**と均衡**（きんこう）の下（もと）に成り立っている。

あ　首長の条例制定と予算議決についての**拒否権**（＝**再議**に付（ふ）す）

※しかし，議会が出席議員の３分の２以上の多数で再議決した場合には確定。

い　議会の首長に対する**不信任決議権**

※総議員の３分の２以上出席し，その４分の３以上の賛成で可決。

う　首長の**議会解散権**

※不信任決議を受け，辞職しない場合のみ。

え　首長の議会出席権・議案提出権

③地方公共団体の事務

A　**地方分権一括法**（いっかつ）の制定（1999 年）

従来の固有事務（公共事務と行政事務）と委任事務（団体委任事務と**機関委任事務**）の区分を廃止。国と地方との関係が，従来の上下関係から対等・協力関係へと変わる契機となる。

※国の指揮・監督の下で処理されてきた，**機関委任事務を廃止。**

B　新たな事務区分への再編

あ　**自治事務**

地方公共団体〔地方自治体〕の責任で独自に処理する事務。都市計画の決定，飲食店営業の許可，病院・薬局の開設許可など。

い　**法定受託事務**（じゅたく）

国の関与が必要なものとして法令で定められる事務。戸籍事務，旅券〔パスポート〕の交付，国政選挙，国道の管理など。

※国の規制が及ぶ。

④住民の権利

A　受益権と負担義務

地方公共団体の提供するサービスを受ける権利と，その負担を租税や保険料で分担する義務。

B　**選挙権**

2015 年に公職選挙法が改正され，翌年から **18 歳以上**となった。

※従来は 20 歳以上。

C　**被選挙権**

地方議会議員と市町村長は 25 歳以上，知事は 30 歳以上が立候補できる。

D　**直接請求権**

あ　**リコール**〔解職請求・住民解職〕

住民による首長・議員・役員などの**解職請求**と**議会の解散請求**など。

※**首長・議員の解職請求**の場合，**有権者の３分の１以上の署名**を集め，**選挙管理委員会**に請求。その後，**住民の投票**に付（ふ）し，過半数の同意があれば職を失う。

※副知事・副市町村長や各委員などの場合，有権者の３分の１以上の署名を集め，首長に請求。その後，議会にかけ，３分の２以上の出席・その４分の３以上の同意があれば職を失う。

※**議会の解散請求**の場合，**有権者の３分の１以上の署名**を集め，**選挙管理委員会**に請求。その後，**住民の投票**に付し，過半数の同意があれば解散する。

※ 2012 年から，有権者総数 40 万人以下の場合はその３分の１，40 万人超～ 80 万人以下についてはその６分の１，80 万人超についてはその８分の１を乗じた数を合算した数，と必要な署名数の要件が緩和（かんわ）された。

い　**イニシアティブ**〔住民発案〕

住民による**条例の制定・改廃請求**。

※**有権者の 50 分の１以上の署名**を集め，**首長**に請求。その後，20 日以内に**議会にかけ結果を公表**する。

う　**監査（かんさ）請求**

地方公共団体の事業の管理・出納（すいとう）・事務（＝行財政）の監査請求。

※**有権者の 50 分の１以上の署名**を集め，**監査委員**に請求。その後，**監査の結果を公表**し，議会・首長などにも報告する。

E　**情報公開**を求める権利

F　**住民投票**権

ある地方公共団体にのみ適用される**特別法**についての**レファレンダム〔住民投票〕**。過半数の同意が必要。**法的拘束力あり。**

※特別法の例として，広島平和記念都市建設法や長崎国際文化都市建設法（ともに 1949 年）などがある。

※愛知県高浜市などのように，**定住外国人に住民投票権を認める地方自治体もある。**

⑤地方自治の現状と課題

A　財源不足

あ　**地方税→自主財源**・一般財源

全体の３～４割しかなく，“三割自治”とよばれてきた最大要因。

※**依存財源**（いそん）のうち，国庫支出金と地方債は使途が指定されており，一般財源に対し特定財源という。

い　**地方債→**依存財源・特定財源

増発により累積債務（るいせきさいむ）が増えた結果，2007 年の**北海道夕張市**（ゆうばり）（地方財政健全化法による最初の財政再生団体）のように，財政破綻（はたん）に陥（おちい）る自治体もみられるようになった。

※2006 年以降，**地方債の発行は許可制から協議制に移行**（都道府県は総務大臣・市区町村は知事）。

う　**地方交付税〔地方交付税交付金〕→**依存財源・一般財源

所得税・法人税・消費税・酒税・たばこ税の一定割合が，おもに地方公共団体の財政力に応じ交付され，**使途を自主的に決定できる。**

※**地方公共団体の財政格差を是正**（ぜせい）するためのもの。

え　**国庫支出金→**依存財源・特定財源

国からの**補助金・負担金**で，事業（義務教育や道路・河川の整備など）ごとに**使途が指定されている。**

※実際の事業にかかる費用より少ないため，不足分は地方自治体が負担する。

B　**“三割自治”→**近年は“四割自治”？

あ　地方財政の問題

自主財源が少なく，半分以上を依存財源に頼る。

※国庫支出金の超過負担もある。

い　事務配分と権限の問題

多い事務と少ない権限。

C　**二元代表制**

首長と議会の対立が激しくなると，予算や条例が決められなくなる。

D　**地方分権改革**の動き（1990 年代～）

とくに 2003 年以降，小泉純一郎内閣により**三位一体の改革**（地方交付税の見直し・国庫支出金の削減・地方への税源移譲）が進められた。

※中央集権及び東京一極集中と地方衰退の解消をはかる。

あ　**住民運動**

住民が地域の問題を解決するために自発的な運動を行うこと。

い　条例制定にもとづく**住民投票の増加**

特別法の場合と異なり，投票結果に法的拘束力はないが，住民の意思を反映させる有効な手段。**小中高生・定住外国人の住民投票を認めている地方公共団体もある。**

※しかし，投票の結果が議会と一致しない場合には，議会の硬直性への非難や代表制への否定にもつながることになる。

う　活発な **NPO〔非営利組織〕**活動

1998 年には **NPO 法〔特定非営利活動促進法〕**を制定。一定の要件を満たした NPO には法人としての資格が与えられ，税の減免などの**優遇措置**がとられる。

え　法律の制定

1995 年　地方分権推進法

1999 年　**地方分権一括法**

2002 年　構造改革特区法

2005 年　地域再生法

※限界集落やシャッター商店街などの問題。

2006 年　地方分権改革推進法

2007 年　地方財政健全化法

お　**市町村合併**の推進➡地方分権と地方行財政の効率化をはかる

1990 年代から始まる地方分権改革が不況や財政危機の時期と重なったため，地方財源は充実しなかった。そこで政府は，財政効率化のためもあり大規模な市町村合併を進めた。その結果，1998 年度に 3232 あった全国の市町村は，2016 年度までに 1727 に再編された（＝**平成の大合併**）。

※複数の地方公共団体が事務処理を共同で行う「広域連合」を設置しているところもある。

か　**道州制**移行の検討

都道府県を廃止し，新たな広域自治体としての道・州を設け，国の権限を大幅に委譲しようとする。

※地方行政を住民から遠ざけ，住民サービスを低下させるという批判もある。

第 15 講　政治分野確認テスト

1 「地方自治は民主主義の最良の学校」という言葉で有名な，イギリスの政治学者は？

①ロック　②アダム＝スミス　③トックビル　④ブライス

2 地方自治法や地方財政法が制定されたのはいつ頃か？

①戦前　②戦後すぐ　③高度経済成長期　④ 2000 年代

3 議員・首長の任期としてそれぞれ正しいものを選べ。

①４年・４年　②４年・６年　③６年・４年　④６年・６年

4 都道府県の執行補助機関としてふさわしいものを一つ選べ。

①副知事　②出納長　③助役　④収入役

5 地方公共団体の行政委員会としてふさわしくないものを選べ。

①公正取引委員会　②教育委員会　③選挙管理委員会　④人事委員会

6 1999 年の地方分権一括法により廃止されたものは？

①営業事務　②機関委任事務　③自治事務　④法定受託事務

7 被選挙権について正しいものを一つ選べ。

①議員と市町村長は 18 歳以上
②議員と市町村長は 20 歳以上
③議員と市町村長は 25 歳以上
④議員と市町村長は 30 歳以上

8　地域住民の直接請求権としてふさわしくないものを選べ。

①リコール　②イニシアティブ
③監査請求　④特別法についてのレファレンダム

9　総有権者数 30 万人の地方公共団体において，条例の制定・改廃〔イニシアティブ〕に必要な署名数は？

①有権者の過半数　②有権者の３分の１以上
③有権者の３分の２以上　④有権者の 50 分の１以上

10　国庫支出金の財源としての性質を表すものを選べ。

①自主財源・一般財源　②自主財源・特定財源
③依存財源・一般財源　④依存財源・特定財源

11　2003 年以降，小泉純一郎内閣が進めた三位一体（さんみいったい）の改革としてふさわしくないものを選べ。

①郵政民営化　②地方交付税の見直し
③国庫支出金の削減　④地方への税源移譲

12　「平成の大合併」で最も合併が進められたものとは？

①大学　②都道府県　③市町村　④銀行

13　「道州制」について，ふさわしいものを選べ。

①戦前導入されていたが廃止された。
②終戦後に導入されたが廃止された。
③現在，移行を検討中だが，実現の目途は立っていない。
④移行を検討することも国会で否決された。

解答

1	④	2	②	3	①	4	①	5	①
6	②	7	③	8	④	9	④	10	④
11	①	12	③	13	③				

第 16 講　政党政治

1　政党

①政党とは？

議会制民主主義の発達とともに，西欧で発祥(はっしょう)。結党理念を文書化した独自の綱領(こうりょう)を掲(かか)げ，選挙民の支持を求め，**政権獲得・維持に努める民間の政治団体**。

※ 17 世紀後半，イギリスのトーリー党（のち保守党）・ホイッグ党（のち自由党）が政党のはじめとされる。

※日本の国会では，国会法にもとづき会派とよばれる。

②政党の機能

A　国民各層の利益や要求の集約・統合

B　政策の決定と国民への伝達

C　国民の政治教育と政治参加の実現

D　政治的指導者の提供

③政党の発展

A　**名望家(めいぼうか)政党**→議員政党

教養・財産・地位をもつ有産階級（名望家）からなる議員と議員候補者・支持者を中心にゆるやかに組織される政党。

※制限選挙時代の政党の典型。

B　**大衆政党**　→組織政党

一般大衆の党員が組織の中心となり，党組織を強化した政党。

※ 20 世紀の普通選挙時代に一般化した。

C　包括(ほうかつ)政党〔キャッチオール＝パーティ〕

国民各層から幅広く支持を獲得しようとする政党。1960 年代に提起された政党論。

※これに対し，たとえば日本共産党は長らく「階級政党」であった。

④政党政治の形態

A　**二大政党制→単独政権**になりやすい

あ　長所

政局が安定しやすい，争点が明確となり選挙の際の政党選択が容易，野党が与党の失政や腐敗（ふはい）を追及しやすいなど。

い　短所

少数者の意見が反映されにくい，国民の要求や利害をきめ細かく反映できない，政権交代により政策の連続性を失うなど。

う　おもな国

アメリカ（共和党と民主党），イギリス（保守党と労働党）など。

B　**多党制〔小党分立制〕→連立政権**になりやすい

あ　長所

国民の多用な要求や利害を細かく反映できる，連立政権により腐敗を防止しやすいなど。

い　短所

政局が不安定になりやすい，少数政党が主導権〔キャスティングボート〕を握る場合がある，政治責任が不明確になりがち，大胆な政策遂行（すいこう）がしにくいなど。

う　おもな国

フランス，ドイツ，イタリアなど。

※日本もこれに分類されるが，自由民主党が圧倒的に強い。

C　**一党制→独裁政権**になりやすい

あ　長所

政権が安定し政策の連続性が保てる，国民を強力に指導できるなど。

い　短所

独裁政治や個人崇拝の傾向がある，**政権交代できない，世論が無視され政治腐敗が起きやすい**など。

う　おもな国

中国，ベトナム，キューバ，北朝鮮，ラオスなど。

２　日本の政党政治

①戦前の政党内閣

1898年　大隈重信(おおくましげのぶ)①（憲政党）→初の政党内閣

1918年　原敬(はらたかし)（立憲政友会）　**→初の本格的政党内閣**

1921年　高橋是清(これきよ)（立憲政友会）

1924年　加藤高明(たかあき)（護憲三派のち憲政会）→**“憲政の常道(じょうどう)”**開始

1925年　普通選挙法制定 →男子普通選挙制開始

1926年　若槻礼次郎(わかつきれいじろう)①（憲政会）

1927年　田中義一(ぎいち)（立憲政友会）

1929年　浜口雄幸(おさち)（立憲民政党）

1931年　若槻礼次郎②（立憲政友会）

　　　　犬養毅(いぬかいつよし)（立憲政友会）**→戦前最後の政党内閣**

1932年　五・一五事件 →犬養毅暗殺

1938年　国家総動員法制定

1940年　**大政翼賛会(たいせいよくさんかい)**発足 →全政党が解散

②戦後の内閣

A　戦後の内閣Ⅰ

1945 年　東久邇宮稔彦《ひがしくにのみやなるひこ》（皇族）

　　　　幣原喜重郎《しではらきじゅうろう》（官僚）→男女普通選挙制開始

1946 年　**吉田茂《しげる》**①（日本自由党）→**戦後初の政党内閣**

　　　　日本国憲法を制定・施行

1947 年　**片山哲《てつ》（日本社会党）**→初の社会主義政党政権（３党連立）

1948 年　芦田均《ひとし》（民主党）

　　　　吉田茂②（民主自由党）

1949 年　吉田茂③（民主自由党のち自由党）→日本が独立回復

1952 年　吉田茂④⑤（自由党）→自衛隊設置

1954 年　鳩山《はとやま》一郎①②（日本民主党）

B　**55 年体制**の成立

「55 年体制」とは，1955 ～ 93 年の**自由民主党による保守長期政権**で，$1\frac{1}{2}$体制ともいう。**1955 年**，日本社会党（現在の社会民主党）の左右統一を契機に，自由党と日本民主党が**保守合同**し，**自由民主党**が成立。初代総裁は鳩山一郎。

※保守勢力の自由民主党が議会の約３分の２，革新勢力の**日本社会党**・日本共産党などが約３分の１を分け合う，政権交代の可能性の極めて低い**一党優位体制**。

C　戦後の内閣Ⅱ

1955 年　鳩山一郎③（自由民主党）→国際連合加盟

1956 年　石橋湛山《たんざん》（自由民主党）

1957 年　岸信介《のぶすけ》①②（自由民主党）→安保改定

1960 年　池田勇人《はやと》①②③（自由民主党）

1964 年　佐藤栄作《えいさく》①②③（自由民主党）

1972 年　田中角栄《かくえい》①②（自由民主党）

1973 年　第一次石油危機

1974 年　三木武夫《みきたけお》（自由民主党）→ロッキード事件

1976 年　福田赳夫《たけお》（自由民主党）

1978 年　大平正芳《まさよし》①②（自由民主党）→初の衆参同日選挙

D　野党の**多党化**

1960年代には，日本社会党の右派が分裂し結党した民主社会党（のち民社党）や，新興宗教団体の創価学会が結党した**公明党**（こうめい）などの中道（ちゅうどう）政党が結成され多党化。

※1976年のロッキード事件を契機に自民党から離脱した議員らが新自由クラブを結党，さらに78年には社会民主連合〔社民連〕が結党され，与野党伯仲（はくちゅう）状態へ。

E　**革新自治体**の登場

1960年代後半，高度経済成長にともなう地域開発によって，公害や都市問題が深刻になり，**住民運動**が広がった。これを背景に，東京都・大阪府・京都府・沖縄県などの地方自治体で，日本社会党や日本共産党を支持基盤とする**革新首長**が現れた。

※しかし，1973年の第一次石油危機で低成長時代に突入すると，財政危機となり福祉政策への批判が高まり，ブームは終焉（しゅうえん）した。

F　戦後の内閣Ⅲ

1980年　鈴木善幸（ぜんこう）（自由民主党）

1982年　中曽根康弘（なかそねやすひろ）①②③（自由民主党）

1987年　竹下登（のぼる）（自由民主党）→消費税導入

1989年　宇野宗佑（そうすけ）（自由民主党）→参議院選挙で初の与野党逆転

　　　　海部俊樹（かいふとしき）①②（自由民主党）

1991年　**宮沢喜一（きいち）（自由民主党）**→ PKO協力法

1993年　自由民主党から新生党・新党さきがけが分裂

③ 55年体制の崩壊と政界再編

バブル経済（1987～91年）崩壊後，国民の政治不信が募り，**1993年**，内閣不信任案可決後の総選挙で**非自民８党派連立**の**細川護熙内閣**が成立し，**55年体制が崩壊**。以後，**連立政権**をベースに**政界再編**が進んでいる。

※とくに都市部では，特定の支持政党をもたない**無党派層〔浮動層〕**の投票行動が，選挙結果に大きな影響を与えている。

A　戦後の内閣Ⅳ

1993年　細川護熙（日本新党）→政治改革への期待高まる

1994年　羽田孜（新生党）

1994年　**村山富市（日本社会党）**→社会主義政党政権（３党連立）

1996年　橋本龍太郎①②（自由民主党）

1998年　小渕恵三①②（自由民主党）

2000年　森喜朗①②（自由民主党）

2001年　小泉純一郎①②③（自由民主党）→構造改革への期待高まる

2006年　安倍晋三①（自由民主党）

2007年　福田康夫（自由民主党）

2008年　麻生太郎（自由民主党）

B　民主党政権の誕生と終焉

長引く不況とリーマン＝ショック（2008年）などで国民の政治不信が募り，2009年に**民主党の鳩山由紀夫内閣**が成立し**政権交代**が実現した。しかし，民主党政権は，官僚政治を崩せず３代で挫折。

C　戦後の内閣Ⅴ

2009年　**鳩山由紀夫（民主党）**

2010年　菅直人（民主党）→東日本大震災

2011年　野田佳彦（民主党）

2012年　安倍晋三②③④（自由民主党）

2020年～菅義偉（自由民主党）

D　**おもな政党**（2020 年現在，政党要件を満たすもの）

近年では国政選挙のさい，各政党が**マニフェスト**〔**選挙公約・政権公約**〕を打ち出すことが通例となっている。

※衆議院・参議院に計５名以上議席を有するか，直近の国政選挙で有効投票数の２％以上の得票のあった，１名以上議席を有する政党に対しては，公費で助成が行われている（＝**政党交付金**）が，**日本共産党は拒否**している。

あ　**自由民主党**

い　**公明党**

う　**立憲民主党**

え　**日本共産党**

お　日本維新の会

か　社会民主党

④日本の政党政治の特色と課題

A　自民党の**一党優位体制**

政権交代が少なく，政・官・財（＝鉄の三角形）の癒着（ゆちゃく）が進む。

B　議員政党的性格

少ない党員,貧弱な党組織や財政基盤。個人の後援会や圧力団体〔利益集団〕に集票・政治資金を依存。利権・**金権政治**を生む。

C　**汚職事件〔贈収賄（ぞうしゅうわい）事件〕**の多発→構造汚職

ロッキード事件（1976 年）, リクルート事件（1988 年）, 東京佐川急便事件（1991 ～ 92 年），ゼネコン汚職（1993 年）など。

※**政治資金規正法**の改正がしばしば行われ，現在では政治家個人や資金管理団体への企業・団体献金は全面禁止されているが，政治不信は収まってはいない。

※政治家個人には個人献金も禁止されている。

D　**派閥政治**

巨大政党では，有力政治家を中心に，人事〔ポスト〕・資金〔カネ〕などをめぐり党内に**派閥**を形成。

※**政党助成法**（1994 年）にもとづく**政党交付金**のみでは，政治活動資金が賄（まかな）えないため。

E　**党議拘束（とうぎこうそく）**〔政党規律〕の存在

国会議員は，法案の採決時にしばしば所属政党の決定に従うことを要求される。そのため，議員の自由な発言や議論が阻害（そがい）され，国会審議が形骸化（けいがいか）してしまう。

F　**族議員**

特定の分野に精通し，官庁や圧力団体〔利益集団〕などと結びつき，政策決定に影響力をもつ国会議員が台頭。

※アメリカでは，圧力団体の代理人である**ロビイスト**が，政策決定に影響力をもつ。その活動は，ロビイング公開法により公開されている。

G　世襲（せしゅう）議員

祖父・父らの選挙基盤を継承した２世・３世の議員が増加。

※地盤（じばん）・看板（かんばん）・鞄（かばん）の“三ばん”をもち，選挙が圧倒的に有利。

３　圧力団体

①圧力団体〔利益集団〕とは？

政府や官庁，議会や政党などに影響力を行使することにより，その**集団固有の利益〔特殊利益〕を実現しようとする組織。**19 ～ 20 世紀にかけて，欧米諸国など先進国で出現した。現在，独裁国家でない限りどの国にも存在する。**政権獲得を目指さず，政治的責任も取らない。**

※出現の背景として，議会制民主主義が進展したこと，政党が大衆のさまざまな要求に応じきれないこと，職業の分化による利益の多様化などがあげられる。

※議員や官僚などに対する働きかけをロビイングというが，日本では，事実上族議員が担っている。

※特殊利益の実現を目指す圧力団体に対し，普遍的利益の実現を求めるのが NPO〔非営利組織〕や市民運動といえる。

②日本の圧力団体→戦後に活発化

A　**経営者団体**

日本経済団体連合会〔経団連・日本経団連〕，経済同友会，日本商工会議所〔日商〕の「経済三団体」など。

B　職能団体

日本医師会，農業協同組合〔JA〕など。

C　労働組合

連合〔日本労働組合総連合会〕，全労連〔全国労働組合総連合〕，全労協〔全国労働組合連絡協議会〕など。

D　その他

主婦連合会〔主婦連〕，日本消費者連盟〔日消連〕，さまざまな宗教団体など。

〈 ***Note*** 〉

第 16 講　政治分野確認テスト

1　発祥したころの政党の性格は？

①名望家政党　②大衆政党　③包括政党　④中道政党

2　多党制〔小党分立制〕を採用している国を選べ。

①アメリカ　②イギリス　③フランス　④中国

3　1932 年の五・一五事件で崩壊した，戦前最後の政党内閣とは？

①原敬　②犬養毅　③近衛文麿　④東条英機

4　日本初の社会主義政党政権とは？

①加藤高明内閣　②片山哲内閣　③村山富市内閣　④鳩山由紀夫内閣

5　55 年体制開始時の内閣総理大臣とは？

①吉田茂　②鳩山一郎　③岸信介　④佐藤栄作

6　1964 年，新興宗教団体の創価学会が結党した中道政党とは？

①民主社会党　②公明党　③新自由クラブ　④社会民主連合

7　細川護煕非自民８党派連立内閣が成立し，55 年体制が崩壊した年は？

① 1973 年　② 1987 年　③ 1993 年　④ 2009 年

8　2009 年，前年のリーマンショックを契機に政権交代を果たした鳩山由紀夫首相の所属政党とは？

①自由民主党　②民主党　③公明党　④日本共産党

9　国政選挙のさい，各政党が発表する選挙公約〔政権公約〕をカタカナで何というか？

①レファレンダム　②マニフェスト　③ロビイスト　④リクルート

10　以下のうち，政党交付金の支給を断っている政党を選べ。

①日本維新の会　②社会民主党　③公明党　④日本共産党

11　2017 年，枝野幸男を党首に結党された政党とは？

①希望の党　②立憲民主党　③スマイル党　④支持政党なし

12　以下の汚職事件のうち，アメリカの航空機会社に関連し，田中角栄前首相が逮捕されたものを選べ。

①昭和電工事件　②ロッキード事件　③リクルート事件　④ゼネコン汚職事件

13　圧力団体〔利益集団〕のうち，経済団体ではないものを選べ。

①経団連　②経済同友会　③日商　④連合

解答

1	①	2	③	3	②	4	②	5	②
6	②	7	③	8	②	9	②	10	④
11	②	12	②	13	④				

第 17 講　選挙と政治参加①

1　日本の選挙

①選挙の原則→４原則

A　**普通選挙**⇔制限選挙

財産や収入，人種や社会的身分，宗教などに関係なく，一定の年齢に達した国民が選挙権を得られる。

B　**平等選挙**⇔不平等選挙

有権者の投票の価値を平等に扱う（＝投票価値の平等原則）。１人１票に加え，「一票の格差」が小さいことも意味する。

C　**秘密選挙〔秘密投票〕**⇔公開選挙〔公開投票〕

自由な意思表示を保障するため，**無記名秘密投票**とする。

D　**直接選挙**⇔間接選挙

有権者が自らの意思にもとづき直接投票する。

E　その他

投票の自由，立候補の自由，選挙運動の自由など。これらの「自由選挙」を加え，５原則とよばれることもある。

※年齢や国籍，居住を要件とすることは，不可避とされる。

※たとえばベルギー，シンガポール，オーストラリアでは強制投票。

②日本の選挙権の拡大

1889 年　**直接国税 15 円以上納める 25 歳以上の男子**

1900 年　直接国税 10 円以上納める 25 歳以上の男子

1919 年　直接国税を３円以上納める 25 歳以上の男子

1925 年　25 歳以上の男子（男子普通選挙）→加藤高明（たかあき）内閣

1945 年　20 歳以上の男女（男女普通選挙）→幣原喜重郎（しではら きじゅうろう）内閣

2015 年　**18 歳以上の男女**　→安倍晋三③内閣

③選挙制

A　**小選挙区制**

１つの選挙区の議員定数が１人の場合をいう。単独政権や二大政党制を生みやすい。

あ　長所

候補者と有権者との関係が密接，選挙費用が少ない，多数派が当選しやすく政局が安定する，候補者乱立を避けられるなど。

い　短所

死票（落選者に投じられる票）**が多く多数派に有利**，不正が行われやすい，ゲリマンダー（自らに有利な選挙区割り）の危険性があるなど。

※「ゲリマンダー」は，1812年，米マサチューセッツ州ゲリー知事の選挙区割りが，サラマンダーという伝説上の怪物に似ていたことから命名。

B　**大選挙区制**

１つの選挙区の議員定数が２人以上の場合をいう。連立政権を生みやすい。

※日本では議員定数が２～６人の場合を**中選挙区**とよび，1993年まで衆議院総選挙で採用されてきた。

あ　長所

少数派の当選も可能，死票が少ないなど。

い　短所

多額の選挙費用がかかる，小党分立で政局が不安定になりやすい，候補者と有権者との関係が希薄（きはく）など。

C　**比例代表制**⇔個人代表制

政党の得票数（参議院の場合は個人の得票数も足す）に比例した数の議員を配分・選出する場合をいう。

※日本では1982年以降参議院議員選挙,1994年以降衆議院議員選挙で採用。

あ　長所

少数派が当選しやすい，死票が少ない，得票数に応じた**公平な議席配分が可能**など。

い　短所

小党分立で政局が不安定になりやすい，**候補者と選挙民との関係が極めて希薄，票集めのための有名人候補**（タレント・元選手など）**が乱立しやすい**など。

D　**小選挙区比例代表並立制**

小選挙区制と比例代表制を並立させ，議員を選出する場合をいう。候補者中心の選挙から政党中心の選挙に変わることや，選挙費用の減少を期待され登場。

※日本では 1994 年以降，衆議院議員選挙で採用。従来の中選挙区制では，同じ党から複数の立候補者がおり，政策より個人本位の選挙となるため政権交代が起きにくく，**利益誘導政治**につながってきたことが変更の理由とされた。

④国政選挙の種類

A　**総選挙**　→全部改選の**衆議院議員選挙**

任期満了による場合，その 30 日前以内に実施（1976 年の一度のみ）。解散による場合，その日から 40 日以内に実施。

B　**通常選挙→半数改選**の**参議院議員選挙**

任期満了の 30 日前以内に実施。

C　補欠選挙〔補選〕

議員に欠員が生じ，繰り上げ補充でもこれを満たすことができない場合に実施。

D　再選挙

当選人に不足が生じ，繰り上げ補充でもこれを満たすことができない場合に実施。

２　日本の選挙

①**公職選挙法**→ 1950 年に制定，改正を繰り返し現在に至る

選挙権と被選挙権，選挙区，選挙人名簿，投票・開票方法，選挙運動，選挙管理などを規定したもの。選挙が公明・適正に行われることを目的とする。

②**衆議院総選挙**→**被選挙権は 25 歳以上**

A　**定数 465**

B　４年の任期満了時または衆議院解散時に全部改選

C　**小選挙区比例代表並立制**→有権者は２票もつ

289 議席を**小選挙区制**で，176 議席を **11 ブロック**単位の**拘束**（こうそく）**名簿式比例代表制**で選出。小選挙区と比例代表の**重複**（ちょうふく）**立候補**も認められている。

※拘束名簿式とは，各政党が提示する名簿であらかじめ当選者の順位が確定している方式。**政党名でしか投票できない**。得票数を整数で割り，商の大きいほうから政党に議席を与えていく**ドント式**が採用されている。

※名簿登載順位が同じ場合（この場合必ず重複立候補者），**惜敗率**（せきはいりつ）が高い候補者が復活当選。ただし，小選挙区での得票数が有効投票者数の 10 分の１以上でなければならない。

③**参議院通常選挙**→**被選挙権は 30 歳以上**

A　**定数 248**

B　**３年ごとに半数改選**（６年で任期満了）

C　**選挙区制＋比例代表制**→有権者は２票もつ

148 議席を基本的に都道府県単位の**選挙区制**（定数１～６）で，100 議席を全国単位の**非拘束名簿式比例代表制**で選出。

※非拘束名簿式とは，各政党が提示する名簿で当選者の順位が確定していない方式。**政党名または候補者名で投票できる**。政党名＋候補者名の得票数を整数で割り，商の大きいほうから政党に議席を与えていく**ドント式**が採用されている。

※候補者名の得票数の順に当選者となる。

④選挙運動の制限

A　**事前運動の禁止**

立候補を届け出た日から投票日の前日までしか選挙運動は行えない。

B　**戸別訪問（こべつほうもん）の禁止**

欧米では普通 OK。日本では 1925 年以降禁止されているが，条例の住民投票の場合は OK。

C　署名運動の禁止

D　文書図書の規制

E　選挙費用の制限

第 17 講　政治分野確認テスト

1　選挙の４原則のうち，最も遅く実現したものは？

①普通選挙　②平等選挙　③秘密選挙　④直接選挙

2　選挙において強制投票の国としてふさわしくないものを選べ。

①ベルギー　②シンガポール　③オーストラリア　④アメリカ

3　日本で男子普通選挙法が制定された年は？

① 1889 年　② 1925 年　③ 1945 年　④ 1994 年

4　日本で 18 歳選挙権を導入した内閣とは？

①小泉純一郎内閣　②鳩山由紀夫内閣
③野田佳彦内閣　④安倍晋三内閣

5　票集めのため，政治経験のない有名人候補（タレント・元選手など）が最も乱立しやすいとされる国政選挙は？

①衆議院の小選挙区制　②衆議院の比例代表制
③参議院の選挙区制　④参議院の比例代表制

6　衆議員の被選挙権年齢と定数の数字として正しいものを選べ。

① 25 歳・248 名　② 25 歳・465 名
③ 30 歳・248 名　④ 30 歳・465 名

7　得票数を整数で割り，商の大きいほうから政党に議席を与えていく方式を何というか？

①拘束名簿式　②非拘束名簿式　③ドント式　④イニシアティブ

8　日本の選挙運動の制限についてふさわしくないものを選べ。

①事前運動の禁止　②戸別訪問の禁止
③署名運動の禁止　④インターネット利用の禁止

解答

1　①　2　④　3　②　4　④　5　④
6　②　7　③　8　④

第 18 講　選挙と政治参加②

1　日本の選挙の問題点

①議員定数不均衡（ふきんこう）問題＝「一票の格差」問題

公職選挙法で定められた選挙区ごとの議員定数と有権者数との比率の格差が大きく（２倍以上），**一票の価値に開きがある**，という問題。**議員定数の配分**が，４原則の一つである「平等選挙（投票価値の平等原則）」に反しているとされる。

A　衆議院

最高裁は 1972 年（格差 4.99 倍）と 1983 年（格差 4.4 倍）の定数配分に対し「違憲」との判決。ただし，選挙自体の無効は避けた事情判決。その他にも５度「違憲状態」との判決を出している。

※2013 年，広島高裁で戦後初の選挙無効判決があったが，最高裁が選挙自体は有効とした。

B　参議院

最高裁は３度「違憲状態」との判決を出している。

※参議院のほうが小選挙区制の衆議院より格差が大きくなりがち。

②低い投票率

国政選挙の投票率ですら 50％を下回ることもある（2019 年の参院選は 48.8％）。2020 年現在，衆・参ともに直近の投票率は 40 ～ 50％台に留（とど）まっている。

A　背景

あ　国民の政治不信

い　若者を中心とする**政治的無関心〔ポリティカル＝アパシー〕**

B　対策

あ　投票時間の延長

1997 年に，従来の７時～ 18 時を 20 時まで延長した。

い　**不在者投票**制度

病院に入院中の人や船員などが対象であったが，買い物・レジャーなど私用も可となった。

う　期日前（ぜん）投票制度

え　**在外選挙制度→**外国在住の邦人〔日本人〕の投票

1998 年から衆参の比例代表制，2006 年から衆参の選挙区制で在外投票が可能となった。

※ 2005 年に最高裁判所の違憲判決が出たため。

お　インターネットによる選挙運動〔ネット選挙〕の解禁（2013 年）

選挙期間中の政党・候補者・有権者による情報発信が，一部可能となった。

※未成年者による選挙運動は不可。

か　電子投票

地方選挙のみ 2002 年から可能となった。

③金権選挙

買収・供応（きょうおう）などは後を絶たないが，取り締まりが不徹底で罰則も軽い。冠婚葬祭（かんこんそうさい）に対する寄付の制限や，選挙違反に対する**連座制**が強化されるなど対策が進む。

※候補者と一定の関係にある者（＝**秘書**・選挙運動責任者・親族など）が選挙違反で刑に処せられた場合，**候補者自身が関与していなくても当選無効**とされる。また，その後，その選挙区での立候補にも５年間の制限が課される。

※ 1994 年に**政治資金規正法が改正**され，企業・団体による政治家個人への献金は禁止されたが，政党や政党の政治資金団体への献金は禁止されていない。また同年，**政党助成法**が成立し，国民一人あたり年額 250 円を**政党交付金**として国が支出するようになった。

④選挙権の拡張

A　成年被後見人の選挙権回復（2013 年）

B　**満 20 歳以上から満 18 歳以上へ**（2015 年，翌年実施）

C　**永住外国人への選挙権は認められていない**

しかし，自治体選挙への選挙権を認める公職選挙法の改正に関しては，最高裁は憲法で禁じているとはいえないと判断している。

⑤その他の問題点

泡沫(ほうまつ)候補の乱立を防ぐための供託金(きょうたくきん)制度の金額や没収規定は適切か，選挙運動期間（衆議院 12 日間・参議院 17 日間）は適切か，など。

２　世論とマスコミ

①世論

A　**世論**とは？

公共の問題について，多数の国民が共通してもつ意見。社会で一般的に合意されている意見。

※世論〔ポピュラー＝センチメンツ〕は，もとは輿論（よろん）〔パブリック＝オピニオン〕と書く。

B　世論の形成

あ　知る権利と情報公開

い　言論・表現の自由の保障

う　政治教育

C　**世論調査**

とらえどころのない世論を各種調査により数値化したもの。内閣支持率や政党支持率など。

※世論調査の結果は，同じ事項を調査したものであっても，調査主体・質問法などにより異なる結果を生む。

D　**大衆政治〔大衆迎合主義・ポピュリズム〕**

20 世紀に普通選挙制度が発達し，大衆の政治参加が始まった。大衆政治とは，大衆の世論により政治が左右されるようになったことをいう。

※ただ選挙の勝利を狙う政治家（＝ポピュリスト）が，現実性・合理性が乏（とぼ）しい政策を掲（かか）げ有権者の人気を得ようとすることが，ポピュリズムの典型。

※硬直的な政治構造の打破を訴える候補者に人気が集中するのは，人々の日常的な政治的無関心と表裏一体の現象。

②**マスメディア**→新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど

A　**マスメディア**の役割

不特定多数に対し一方的に大量の情報伝達（＝**マス＝コミュニケーション〔マスコミ〕**）を行い，娯楽（ごらく）を提供し，世論を形成する。また，「知る権利」の担い手として政府と大衆を媒介する。

※そのため，報道の自由や取材の自由が保障されている。

B　マスメディアの問題点

あ　権力者による**世論操作**

ナチス＝ドイツのプロパガンダ〔政治的宣伝〕が典型。政治権力や資本圧力による干渉・統制により公共性・公平性を保てず。

※官庁や大企業における記者クラブの存在。取材対象が不利な情報を隠したり，虚偽（きょぎ）の情報を流すこともある。

い　**商業主義・営利主義〔コマーシャリズム〕**

興味本位的，視聴率・売上至上（しじょう）主義により扇情（せんじょう）主義〔センセーショナリズム〕がまかり通る。メディアスクラム〔集団的過熱取材〕も問題化している。

※たとえば「取材源の秘匿」は，法律上の規定はなくとも，ジャーナリストの最低限のルールだが……。

う　**「第四の権力」**

しかし，立法・行政・司法の三権を監視せず，権力化しているとの批判も多い。

※投票行動に影響を及ぼすアナウンス効果も絶大。

→「世論による政治」

③政治参加

A　**政治的無関心〔ポリティカル＝アパシー〕**の増加

あ　個人主義化

い　社会の複雑化・専門・巨大化

う　政治への失望・不信感

無党派層の増加。党員や圧力団体〔利益集団〕に基礎を置く政党政治の仕組みの崩壊，政党の離合集散による有権者との関係性の希薄さなどが招く。

え　世代間の対立

お　将来への絶望

B　リースマン（米）による政治的無関心の類型

あ　伝統型無関心

政治に無知。「支配者に任せておけばいい」という考え。

い　現代型無関心

政治に冷淡。「自分には関係ない」「どうせ変わらない」「政治など意味がない」という，無政治的・脱政治的・反政治的な態度に３分類できる。

C　情報化社会における政治参加

あ　**情報通信技術〔IT・ICT〕**の発達と普及

インターネットの普及によりHP〔ホームページ〕やブログの活用が進む。また，**SNS〔ソーシャルネットワーキングサービス〕**の普及により，既存のマスメディアに加え，ツイッター・インスタグラム・フェイスブックなどの**ソーシャルメディア**が登場。

※先進国においては，いつでも・どこでも・誰でも・意識せずに情報通信技術を利用できる，**ユビキタス**〔遍在（へんざい）〕情報社会が到来。

※近年では，ｅデモクラシーとよばれる電子メディア上の情報提供や議論も盛んに行われている。

い　情報量の増大

批判的な視点を忘れず，**情報を主体的に読み取り，活用する能力（＝メディア＝リテラシー）**の必要性。

う　**情報格差〔デジタル＝ディバイド〕**の発生

年齢・教育水準・能力・経済力などにより格差が生まれる。

第18講　政治分野確認テスト

1　「一票の格差」問題についての最高裁判決について正しいものを選べ。

①衆議院で「違憲」判決が出て，選挙が無効となった。
②参議院で「違憲」判決が出て，選挙が無効となった。
③衆議院で「違憲」判決が出たが，選挙自体は有効とされた。
④衆参両院で「違憲」判決が出たことはない。

2　「政治的無関心」をカタカナで何というか？

①パーティピープル　　②ポリティカル＝アパシー
③ポリティカル＝コレクトネス　　④バーンアウト＝シンドローム

3　現在行われている低い投票率への対策としてふさわしくないものを選べ。

①投票時間の延長　　②期日前投票制度
③在外選挙制度　　④永住外国人への選挙権付与

4　社会で一般的に合意されている意見を何というか？

①世論　　②忖度（そんたく）　　③景気　　④流行

5　選挙の勝利を狙う政治家が，現実性・合理性が乏（とぼ）しい政策を掲（かか）げ有権者の人気を得ようとすることを何というか？

①ファシズム　　②ポピュリズム　　③社会主義　　④国家主義

6　現代におけるポピュリストの代表とされる人物とは？

①金正恩　　②習近平　　③トランプ　　④プーチン

7　俗に「第四の権力」ともよばれてきたものとは？

①専業主婦　②マスメディア　③教育委員会　④ PTA

8　批判的な視点を忘れず, 情報を主体的に読み取り, 活用する能力を何というか？

①ユビキタス　②デジタル＝ディバイド
③メディア＝リテラシー　④ソーシャルメディア

解答

1	③	2	②	3	④	4	①	5	②
6	③	7	②	8	③				

第 19 講　国際政治①

1　国際社会と国際法

①国際社会

A　**ウェストファリア会議（1648 年）**

（ドイツ）三十年戦争後に開催された，初の国際会議。ヨーロッパ各国が**主権国家**の代表として，対等な資格で参加。ローマ教皇を頂点とするそれまでの権力秩序が終わり，**国際社会が成立したと**される。

※はじめ絶対主義国家として成立した主権国家は，市民革命を経て国民と国家の一体性が自覚されるようになり，**国民国家**として成長していった。それとともに**ナショナリズム**が台頭（たいとう）して自国・自民族中心主義の考え方が広がり，植民地獲得などを目指し各国が激しく争うようになった。

B　**国際連盟の成立（1920 年）**

第一次世界大戦（1914 ～ 18 年）を経て，欧米では**民族自決**の原則が認められるようになった。その後，日本や中華民国を含む国際平和機関の登場により，国際社会が大きく広がった。

C　**国際連合の成立（1945 年）**

「もてる国」先進資本主義国（米・英・仏・蘭など）と「もたざる国」後発資本主義国（日・独・伊）の対立から始まり，社会主義国（ソ連など）を巻き込み拡大した**第二次世界大戦（1939 ～ 45 年）**後，世界各地にくまなく国際社会が広がる。以後，植民地は独立し，消滅。

②国際法

A　**国際法の成立（17 世紀前半）**

グロティウス（蘭）が自然法の立場から国際法を理論化し「自然法の父」「**国際法の父**」とされる。

※主著に公海自由の原則を説いた『海洋自由論』や，国際法を扱った『**戦争と平和の法**』がある。

B　国際法の種類

あ　平時国際法と戦時国際法

い　**国際慣習法**と**条約**〔国際成文法〕

国際慣習法は，国家間の一般的慣行が拘束力のある法として認められたもので，**内政不干渉の原則・公海自由の原則**などがある。条約は，国家間の文書による合意で，条約・協定・議定書（ぎていしょ）・規約・宣言などの形をとり，二国間条約と多国間条約がある。

C　国際司法機関

国際法は主権国家に対する規制力が弱く，国際紛争の解決は国家の軍事力行使によることが多かった。しかし，19 世紀末以後，紛争の平和的解決のために，国際法にもとづいた司法的解決制度が発達した。

※1899 年，オランダのハーグで開かれた第一回万国平和会議により，常設仲裁裁判所が創設された。

あ　**国際司法裁判所〔ICJ〕**（1945 年設立）

1921 年，国際連盟の下で設置された**常設国際司法裁判所**を引き継ぐ形でオランダのハーグに置かれた，国際連合の主要司法機関。**審理の対象は国家のみ**で，**紛争当事国双方（そうほう）の合意の下（もと）に裁判を行う**。

※任期９年の 15 人の裁判官〔判事〕で構成される。

い　**国際刑事裁判所〔ICC〕**（2003 年設立）

オランダのハーグに置かれるが，**国際連合からは独立した司法機関**。**審理の対象は個人**で，非人道的な戦争犯罪や集団殺害〔ジェノサイド〕などを裁く。

※日本は加盟しているが，アメリカ・ロシア・中国などが加盟していない。

２　国際連盟の成立

①集団安全保障体制の登場

『永久平和論』（仏，サン＝ピエール），『永久〔永遠〕平和のために』（独，カント）などが国際平和機関の設立を説き，ＡからＢへの移行を促した。

Ａ　**勢力均衡方式**

各国間の軍事力の均衡が国際社会の安定を生み出すという考え方。17 〜 19世紀のヨーロッパで，軍備拡大競争と武力衝突を招く（＝安全保障のジレンマ）。

※第一次世界大戦前の三国同盟（独・墺(おう)・伊）vs 三国協商（英・露・仏）など。イギリスがバランサー〔均衡者〕だったが…。

Ｂ　**集団安全保障方式**

国際平和機関を設立し，安全平和を確保する。**軍事的侵略を行う国家には，他のすべての加盟国が共同して制裁を加える方式。**

※第一次世界大戦後の**国際連盟**と，第二次世界大戦後の**国際連合**。

②国際連盟（1920 〜 45 年）→本部はスイスのジュネーブ

アメリカ大統領ウィルソンの**平和原則14カ条**（1918年）を基礎に，第一次世界大戦後のパリ講和会議（1919年）を経て，**1920年**に発足(ほっそく)。**原加盟国42カ国**で，総会・理事会・事務局からなる。**提唱国アメリカの不参加，全会一致制，武力制裁規定の欠如(けつじょ)（＝経済制裁のみ）**などの問題があり，第二次世界大戦の勃発(ぼっぱつ)を防げなかった。

※英・仏とともに常任理事国を務める日・独が1933年，伊が37年に脱退。

※1934年，ソ連が遅れて加盟したが39年にフィンランドに侵攻し除名。

３　国際連合

①**国際連合の成立**→本部はアメリカの**ニューヨーク**

A　**大西洋憲章（1941年）**

フランクリン＝ローズヴェルト（米）とチャーチル（英）が大西洋上で会談し採択。事実上機能していなかった国際連盟にかわる平和機関の設立などを話し合い，翌年の連合国共同宣言につながった。

B　**ダンバートン＝オークス会議（1944年）**

アメリカの**ワシントン郊外**で，米・英・ソ（のち中と交代）の代表が，戦後に設立予定の新たな国際平和機関（＝国際連合）の原則・憲章などを検討した会議。

C　ヤルタ会談（1945年２月）

ソ連のクリミア半島で,フランクリン＝ローズヴェルト(米)・チャーチル(英)・スターリン（ソ）が会談。ドイツ・日本降伏後の国際秩序を決定。

D　**サンフランシスコ会議**（1945年４～６月）

６月に**国際連合憲章〔国連憲章〕**を採択。10月24日に発効し，**原加盟国51カ国**で**国際連合**が正式に発足。**現在は193カ国。**

※通常手続きによる国際連合憲章改正は，これまで３回あった。

②国際連合のしくみ

A　**総会**

それぞれ１票をもつ全加盟国で構成される，国連の最高機関。

※毎年９月の第３火曜から始まる通常総会の他に，特別総会と**緊急特別総会**がある。

B　**安全保障理事会〔安保理〕**

安全保障問題を話し合う主要機関。総会に優越した権限をもつ。**手続事項**は **15 カ国**中９カ国の賛成で決定できるが，それ以外の**実質事項**についてはすべての常任理事国を含む９カ国の賛成が必要。

あ　**常任理事国→**任期なし

アメリカ・イギリス・フランス・ロシア・中華人民共和国の五大国。大国一致の原則があり，**拒否権**をもつ。

※ 1971 年までは台湾の中華民国，1991 年まではソ連。

※安保理が拒否権や棄権により機能しないときは，総会が国際平和と安全のための集団的措置を加盟国に勧告できる（1950 年，朝鮮戦争時の**「平和のための結集」決議**）。

い　**非常任理事国→任期２年**（毎年半数ずつ改選）

世界の地理的配分を考慮し，**10 カ国**が選ばれる。

※アメリカ・中国に次ぎ国連分担金第３位の日本は，2020 年現在，最多の 11 回選ばれている。

C　**事務局**

各機関の運営事務を処理する主要機関。任期５年（２期も可）の**事務総長**が最高責任者。現在は９代目のアントニオ＝グテーレス（ポルトガル）。

※８代目は２期務めた潘基文（パンギムン）（韓国）だった。

D　**国際司法裁判所〔ICJ〕**

オランダの**ハーグ**に置かれる，国際紛争を裁く主要機関。

※強制的管轄権をもたず，紛争当事国双方が同意しない限り裁判を始められない。

E　**信託統治（しんたくとうち）理事会**

1994 年の**パラオ独立により活動を停止**した主要機関。今後は必要ある時のみ会合を開くとしている。当初，信託統治領は 11 カ所あった，自立できない地域の独立を援助することが目的。

F　**経済社会理事会**

経済・社会・文化・教育・人類の福祉などに関する国際問題を研究，勧告する主要機関。任期３年の 54 カ国で構成される。

G　**専門機関**→経済社会理事会と協定を締結し連携

あ　**国際労働機関〔ILO〕**→本部はスイスの**ジュネーブ**

い　**国際通貨基金〔IMF〕**

う　**国際復興開発銀行〔IBRD・世界銀行〕**

え　国際開発協会〔IDA・第２世銀〕

お　**国連教育科学文化機関〔UNESCO〕**→本部はフランスの**パリ**

か　**国連食糧農業機関〔FAO〕**→本部はイタリアのローマ

き　**世界保健機関〔WHO〕**→本部はスイスのジュネーブ

く　世界知的所有権機関〔WIPO〕

H　関連機関

あ　**国際原子力機関〔IAEA〕**→本部はオーストリアの**ウィーン**

い　**世界貿易機関〔WTO〕**

I　計画・基金・調査及び研究所など

あ　**国連児童基金〔UNICEF〕**→本部はアメリカの**ニューヨーク**

い　**国連難民高等弁務官事務所〔UNHCR〕**→本部はスイスのジュネーブ

う　**国連貿易開発会議〔UNCTAD〕**

え　国連世界食糧計画〔WFP〕

お　**国連環境計画〔UNEP〕**→本部はケニアのナイロビ

か　**国連開発計画〔UNDP〕**

き　**国連大学〔UNU〕**→本部は日本の東京

J　平和の維持

あ　**国連軍〔UNF〕**→国連憲章に規定された形での国連軍は設置されていない

い　**国連平和維持活動〔PKO〕**

う　**国連平和維持軍〔PKF〕**

え　停戦監視団

お　選挙監視団

か　**国連カンボジア暫定(ざんてい)統治機構〔UNTAC〕**

き　多国籍軍→安全保障理事会の決議による支持を受けたもの（例外あり）

第 19 講　政治分野確認テスト

1　1648 年に開かれた，国際社会成立の契機となった会議は？

①ウェストファリア会議　②ヴェルサイユ会議
③ワシントン会議　④サンフランシスコ会議

2　『海洋自由論』『戦争と平和の法』を表し，「自然法の父」「国際法の父」とよばれる人物は？

①ホッブズ　②グロティウス　③カント　④ラッセル

3　国際司法裁判所〔ICJ〕と国際刑事裁判所〔ICC〕が置かれている都市は？

①スイスのジュネーブ　②アメリカのワシントン
③オランダのハーグ　④オーストリアのウィーン

4　『永久平和のために』を著し，国際連盟の成立に影響を与えた，ドイツ観念論〔理想主義〕の哲学者とは？

①カント　②ヘーゲル　③マルクス　④ニーチェ

5　「平和原則 14 カ条」で国際連盟の設立を提唱したアメリカ大統領とは？

①セオドア＝ローズヴェルト　②ウィルソン
③フランクリン＝ローズヴェルト　④ケネディ

6　国際連盟の問題点としてふさわしくないものを選べ。

①アメリカの不参加　②全会一致制　③武力制裁規定の欠如　④拒否権

7　1941 年に採択され，国際連合成立の契機となったものとは？

①パリ不戦条約　②大西洋憲章　③　国際連合憲章　④人間環境宣言

8　現在，国連の事務総長を務める人物の国籍とは？

①アメリカ　②ロシア　③韓国　④ポルトガル

9　現在，実質的に活動を終了している国連の主要機関とは？

①総会　②事務局　③信託統治理事会　④経済社会理事会

10　国連の平和維持活動を略称で何というか？

① UNF　② PKO　③ PKF　④ UNTAC

11　2020 年現在の国際連合加盟国は？

① 28 カ国　② 42 カ国　③ 51 カ国　④ 193 カ国

解答

1	①	2	②	3	③	4	①	5	②
6	④	7	②	8	④	9	③	10	②
11	④								

第 20 講　国際政治②

1　戦後の国際社会

①戦後の対立と東西冷戦

1946 年　イギリス前首相**チャーチル「鉄のカーテン」演説**

インドシナ戦争（～ 54 年）

※フランスからのベトナム独立戦争。

1947 年　アメリカ大統領**トルーマン＝ドクトリン**発表

※ギリシャ・トルコへの軍事的・経済的援助。東側諸国への「封じ込め」政策で，冷戦開始の合図となった。

ソ連による**国際共産党情報局〔コミンフォルム〕**設置（～ 56 年）

1948 年　ソ連によるベルリン封鎖（～ 49 年）

※米･英･仏が，ソ連に無通告で西ドイツの通貨改革を実施したことが契機。

朝鮮半島が大韓民国（南）と朝鮮民主主義人民共和国（北）に分裂

※アジアにおける「分断国家」。

アメリカ国務長官**マーシャル＝プラン**実施

※「欧州経済復興援助計画」で，ヨーロッパの対米従属的性格が強まる。

第一次中東戦争〔パレスチナ戦争〕

1949 年　アメリカによる**北大西洋条約機構〔NATO〕**結成

ソ連による**経済相互援助会議〔COMECON〕**結成（～ 91 年）

ソ連による初の原爆実験

ドイツがドイツ連邦共和国（西）とドイツ民主共和国（東）に分裂

※ヨーロッパにおける「分断国家」。

毛沢東(もうたくとう)の中国共産党により**中華人民共和国成立**

※ソ連寄りの**社会主義国**が成立（のちソ連と対立）。

台湾に逃れた**蔣介石(しょうかいせき)の中国国民党**により**中華民国成立**

※アメリカ寄りの**資本主義国**が成立。

1950 年　**朝鮮戦争**（～ 53 年，**北緯 38 度線**で停戦）

中ソ友好同盟相互援助条約（～ 80 年）

1952 年　欧州石炭鉄鋼共同体〔ECSC〕発足

アメリカによる初の水爆実験

1953 年　ソ連による初の水爆実験

1954 年　アメリカによるビキニ水爆実験

※第五福龍丸事件で日本人１人が「死の灰」を浴びて亡くなる。

中華人民共和国首相周恩来（しゅうおんらい）と**インド首相ネルー**による**平和五原則**発表

1955 年　**アジア・アフリカ会議〔A・A会議〕**による**平和十原則**発表

※ 29 カ国が参加して，インドネシアの**バンドン**で開催。

西ドイツの北大西洋条約機構〔NATO〕加盟

ソ連による**ワルシャワ条約機構〔WTO〕**結成（～ 91 年）

ジュネーブ４巨頭会談（米・ソ・英・仏）

※平和共存路線へ。「雪解け」の機運高まる。

ラッセル＝アインシュタイン宣言

広島で第一回**原水爆禁止世界大会**

1956 年　ソ連のフルシチョフ第一書記によるスターリン批判

ハンガリー動乱

第二次中東戦争〔スエズ動乱〕

1957 年　**パグウォッシュ会議**

1958 年　欧州経済共同体〔EEC〕発足

欧州原子力共同体〔EURATOM〕発足

1960 年　アフリカの年

※アフリカで 17 カ国が一気に独立。

1961 年　東ドイツによる**ベルリンの壁構築**

第１回**非同盟諸国首脳会議**

※ユーゴスラビアのベオグラードで開催。

1962 年　**キューバ危機**

※ケネディ大統領とフルシチョフ第一書記が核戦争を回避。「雪解け」・デタント〔緊張緩和〕（かんわ）の機運高まる。

1963 年　**部分的核実験停止条約〔PTBT〕**

1965 年　アメリカが介入し**ベトナム戦争**本格化（～ 75 年）

1966 年　フランスが NATO 軍事機構から離脱

※のち復帰。

1967 年　**欧州共同体〔EC〕**発足

　　　　東南アジア諸国連合〔ASEAN〕

　　　　第三次中東戦争

1968 年　**核拡散防止条約〔NPT〕**

　　　　「プラハの春」に対するチェコ事件

1972 年　米ソによる**第一次戦略兵器制限協定〔SALT Ⅰ〕**（サルト）

　　　　米ソによる弾道弾迎撃ミサイル〔ABM〕制限条約

1973 年　東西ドイツの国際連合同時加盟

　　　　第四次中東戦争

　　　　第一次石油危機

1975 年　第一回主要先進国首脳会議〔サミット〕開催

1979 年　米ソによる**第二次戦略兵器制限協定〔SALT Ⅱ〕**

　　　　ソ連によるアフガニスタン侵攻

　　　　※アメリカら西側諸国が反対し，「新冷戦」へ。

　　　　イラン革命〔イスラム革命〕

　　　　第二次石油危機

1980 年　イラン・イラク戦争開始（～ 88 年）

　　　　西側諸国によるモスクワ五輪ボイコット

1984 年　東側諸国によるロサンゼルス五輪ボイコット

②冷戦終結とその後の国際社会

1987 年　米ソによる**中距離核戦力〔INF〕全廃条約**

1989 年　**ベルリンの壁崩壊**

東欧革命

米ソの**マルタ会談により冷戦終結**

※ブッシュ（父）大統領と**ゴルバチョフ書記長**。

1990 年　**東西ドイツ統一**

※統一ドイツ初代首相は西ドイツのコールに。

イラクがクウェートに侵攻

1991 年　**湾岸戦争**

米ソによる**第一次戦略兵器削減条約〔START Ⅰ〕**

ソ連解体

※独立国家共同体〔CIS〕成立。

韓国と北朝鮮の国際連合同時加盟

1993 年　**欧州連合〔EU〕発足**

パレスチナ暫定（ざんてい）自治協定調印

米ロによる**第二次戦略兵器削減条約〔START Ⅱ〕**

化学兵器禁止条約

1994 年　ASEAN 地域フォーラム〔ARF〕発足

1995 年　欧州安全保障協力機構〔OSCE〕発足

1996 年　**包括的（ほうかつてき）核実験禁止条約〔CTBT〕**国連で採択

1997 年　**対人地雷全面禁止条約**

2001 年　**アメリカ同時多発テロ**

※アルカイーダのオサマ＝ビンラディンら。

アメリカによるアフガニスタンのタリバーン政権攻撃

2002 年　アフリカ連合〔AU〕発足

2003 年　**イラク戦争**

2008 年　クラスター爆弾禁止条約

2010 年　米ロによる新戦略兵器削減条約〔新 START〕

2011 年　北アフリカや中東で独裁政権崩壊「**アラブの春**」

※チュニジア・エジプト・リビア・イエメンなど。

③日本の国際社会への復帰→国連中心主義

1951 年　サンフランシスコ平和条約
**　　　　日米安全保障条約**
1952 年　日米行政協定
　　　　日華平和条約
1953 年　奄美群島返還
1956 年　日ソ共同宣言
**　　　　国際連合加盟**
1960 年　新日米安全保障条約〔日米相互協力及び安全保障条約〕
　　　　日米地位協定
1965 年　日韓基本条約
1968 年　小笠原諸島返還
1970 年　新日米安保条約自動延長
1972 年　沖縄返還
**　　　　日中共同声明**
1978 年　日中平和友好条約
**　　　　ガイドライン〔日米防衛協力のための指針〕**
1997 年　新ガイドライン
2002 年　日朝平壌(ピョンヤン)宣言
2015 年　新々ガイドライン

〈 ***Note*** 〉

第 20 講　政治分野確認テスト

1　1946 年,「鉄のカーテン」演説を行った前イギリス首相とは？

①トルーマン　②チャーチル　③スターリン　④サッチャー

2　1949 年, 中華人民共和国の初代国家主席となった人物は？

①孫文　②毛沢東　③蔣介石　④周恩来

3　北大西洋条約機構〔NATO〕が結成され, ドイツが東西に分裂した年は？

① 1945 年　② 1949 年　③ 1950 年　④ 1955 年

4　1955 年, アジア・アフリカ会議が行われた都市とは？

①バンドン　②マニラ　③北京　④カイロ

5　1973 年, 第一次石油危機の契機となった出来事とは？

①朝鮮戦争　②キューバ危機　③第四次中東戦争　④イラン革命

6　東西冷戦終結の米ソ会談が行われた場所とは？

①カイロ　②ヤルタ　③ポツダム　④マルタ

7　1993 年にヨーロッパで発足した組織とは？

①欧州経済共同体〔EEC〕　②欧州共同体〔EC〕
③欧州連合〔EU〕　④欧州安全保障協力機構〔OSCE〕

8　1965 年に東アジアで結ばれた条約とは？

①日米安全保障条約　②日韓基本条約
③日中共同声明　④日中平和友好条約

9　日本は現在，台湾とはどのような関係か？

①完全に断絶　②経済・文化交流は行う　③国交を結ぶ　④同盟関係

解答

1	②	2	②	3	②	4	①	5	③
6	④	7	③	8	②	9	②		

Ⓒ RECRUIT
本サービスに関する知的財産権その他一切の権利は著作権者に帰属します。
また本サービスに掲載の全部または一部につき無断複製・転載を禁止します。